

ボツダム命令調

 x_1, x_2, x_3

吉國

昭和二十年

公布月日	番 号	題 名	改廃等	備 考
九二〇	勅五四二号	「ボツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件		
九二〇	勅五四三号	「ボツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件		
一一、一九	勅六三五号	要求物資使用収用令	廃止	
一一、一七	勅六三六号	土地工作物使用令	廃止	

一一、二二	勅六四一号	住宅緊急措置令		
一一、二二	勅六五七号	会社の解散の制限等の件	廃止	積累の目的を達した後に
一一、二七	勅七一九号	宗教法人令		
一一、二九	勅七三〇号	政治犯人等の資格回復に関する件		
一一、二九	勅七三一号	衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件		

昭和二十一年

公布月日	番 号	額 名	改廃等	備 考
一、二三	勅 三三三号	国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件	廃止	然し禁止法の改廃と同日の理由による。
一、三〇	勅 五二二号	有毒飲食物取締令		
二、一	勅 六八八号	恩給法の特例に関する件		
二、二六	勅 八一八号	地方団体の吏員等連合国最高司令官の命令に基き退職したとき		

三、二	勅 二一六号	の退職料等を受くるの資格又は権利の喪失等に関する件		
二、二六	勅 二〇五号	戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対する支給したる退職賞與金の国庫返納に関する勅令		
二、二八	勅 二一〇号	臨時軍時費特別会計の終結に関する件		
二、二八	勅 二一二号	軍人及軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに関する件		
三、二	勅 二一六号	退職手当金年令その他此等に準ずべき利益の給付の制限に関する件		

三、三	勅一一八号	物価統制令		
四二〇	勅二三三三号	持株会社整理委員会令	廃止	
五一五	勅二七三三号	民事裁判権の特例に関する件		
五一六	勅二七五号	臨時費令属数量等報告令	廃止	一時的措置と請ひに在り
五二三	勅二八五号	復員官署に於て運航する船舶にして復員又は掃海に使用するものの		

五二五	勅二八六号	特定財産管理令		
五三〇	勅二九四号	聯合國財産の返還等の件		
九二八	勅四四三三号	地代家賃統制令		
一一、六	勅五二九号	漁業法の罰則の特例に関する勅令		

昭和二十二年

一、二、一	勅五六三号	東亜海運株式会社の解散に関する勅令		
一、二、二	勅五六七号	会社の証券保有制限等に関する勅令	廃止	

公布月日	番号	題名	改廃等	備考
一、四	勅一号	公職に関する就職禁止の退職等に関する勅令		
	勅三号	市町村長の立候補禁止等に関する勅令		

一、二、四	勅九号	婦女子に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令		
一、三、〇	勅三六号	連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令	廃止	調査を終了し目的の達成を望みしこと
二、二、七	勅六一号	公職に関する就職禁止退職等に関する件の特例		
三、八	勅七四号	閉鎖機関令		閉鎖機関の整理を終り次第廃止しこと
	勅七五号	閉鎖機関整理委員会令		月石

昭和二十三年

公布月日	番号	題名	改廃等	備考
三二七	政六五号	重要物資在庫緊急調査令	廃止	目的達成は完了してゐる。
五二九	政一四二号	引揚被覆庁設置令		
七三一	政二〇一号	昭和二十三年七月二十日閣議決定 連合国内閣総理大臣宛 連合国内閣令官書簡に 基く臨時措置に関する 政令		

一二、二九	政三一八号	賠償充当設備撤去令	廃止	賠償取上り今般行われ 見送られ確実であるとの條件と ある。
-------	-------	-----------	----	-------------------------------------

一四三〇	勅一七一号	肥料配給公団令	未効	
五二	勅二〇七号	外国人登録令		
五三	政一五号	町内会部落会又はその 連合会等に関する解散 の職禁止その他の行政 為の制限に関する政令		
五二一	政六二号	教職員除去、就職禁 止及び復職等に関する 政令		
一一、二二	政二四四号	特殊用途機械の破壊に 関する政令	廃止	破壊措置を請ひ目的達成を 完了してゐる。

八一九	政二三八号	解散団体の財産の管理 及び処分等に関する政 令		
八二六	政二六四号	閉鎖機関に関する債権 の時効等の特例に関す る政令		
九四	政二八五号	解散団体財産売却理事 会令		
九二二	政二九八号	連合国財産上の家屋等 の譲渡に関する政令		
九三〇	政三〇六号	沖縄関係事務整理に伴 う戸籍・恩給等の特別 措置に関する政令		

昭和二十四年

二一	政三四号	学校施設の確保に関す る政令		
二八	政三九号	公職に関する就職禁止 退職等に関する勅令の 規定による覚書該当者 の指定の特免に関する 政令		
二二一	政四六号	ジー・アンド・ビー・ コウツ・リミテッドに 対する財産の返還に関 する政令		

二二五	政 四八号	電話加入権の取扱ひ及び電話の譲渡禁止等に関する政令	廃止	山内國の電話事業及び電話利用の事情に適し、三々甚し、電話当局の便宜主義は採用し、はなはたない
三一五	政 五一号	外国人の財産取得に関する政令		
三一五	政 五二号	金外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令		
七一五	政 二六六号	輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令	廃止	外國を管理し、現今の運用にあること正し。
七一六	政 二七二号	外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令		

七三〇	政 二八八号	横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令		
八一	政 二九一号	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令		
八一〇	政 二九九号	出入国の管理に関する政令		
八一一	政 三〇〇号	引揚者の秩序保持に関する政令		
八二五	政 三〇六号	漁船の操業区域の制限に関する政令		

昭和二十五年

公布月日	番 号	題 名	改廃等	備 考
一一四	政 三 号	外国人の事業活動に關する政令		
一二七	政 四 号	ドイツ人工業所有権特別措置令	廃止	措置を終り次第廃止してよい

一二七	政三八四号	食糧確保のための臨時措置に關する政令		
一二五	政三八九号	連合国占領軍財産等収受所持禁止令		

八二六	政三〇九号	連合国人工業所有権戦後措置令	廃止	廃止の時期については考慮が必要あり
八二八	政三一〇号	連合国財産である株式の回復に關する政令		
八二八	政三一一号	外国政府の不動産に關する権利の取得に關する政令		
九 九	政三二九号	特定標章の使用の禁止等に關する政令	廃止	CPOの標章の使用禁止を定めたい
一二一	政三七四号	日本ナショナル金銭登録販売株式会社に対する財産の返還に關する政令		

一、二一	政 七号	財閥商号の使用の禁止 等に関する政令	廃止	使用禁止の要請の理由が ない
一、二一	政 八号	財閥標章の使用の禁止 等に関する政令	廃止	同左
一、二一	政 九号	連合国人商標戦後措置 令	廃止	廃止の時期はつきりせず 必要あり
一、二一	政 一一号	連合国最高司令官の許 可を得て海外に渡航す る者に対して発給する 旅券に関する政令		
一、二八	政 一二号	外国人の商号に関する 臨時措置令		

二、二八	政 二二号	国外居住外国人等に対 する債権の弁済のため にする供託の特例に関 する政令		
二、二八	政 二五号	国の船舶と朝鮮郵船株 式会社の船舶との交換 に関する政令	廃止	一時的措置を定めたもの
三、三一	政 四八号	船舶運航令	廃止	
七、一一	政 二二六号	米國対日援助見返資金 特別会計からする貿易 金に関する政令		
七、一一	政 二二七号	北緯三十度以南の南西 諸島に本籍を有する者 の渡航制度に関する臨 時措置令		

八、四	政二五二号	ドイツ財産管理令		
八、一〇	政二六〇号	警察予備隊令		
八、三一	政二八一号	けい給予満員の給與に充てるべき補助金の交付に關する政令		
九、一	政二八八号	自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令		
九、三〇	政二九五号	出入国管理庁設置令		

一〇、三	政三〇二号	空中写真の利用等に關する政令		
一〇、一〇	政三〇八号	船員外航従事令		
一〇、三一	政三二四号	連合國人に対する刑事事件等特別措置令		
一〇、三一	政三二五号	占領目的阻害行為処罰令		
一一、一	政三二七号	国内航空運送事業令		

一一、二五	政三三四号	銃砲刀剣類等所持取締令		
一一、二一	政三四〇号	三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役員等の就職制限等に関する政令	廃止	実地の理由がない
一一、二四	政三四二号	電気事業再編成令	廃止	再編成は既に完了したものと見られ、この政令の目的を達成したと見られ、廃止する方がよい。地方公共団体、株式会社等が事業を再編成するに際しては、関係法令を遵守する必要がある。
一一、二四	政三四三号	公益事業令	大改正	公益事業令は、現在、廃止し、その権限は産業主官省に移すことにより、工作物、監督規定を加える。
一一、二九	政三五六号	閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令		

一一、二六	政三六九号	特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令		
-------	-------	---------------------------	--	--

第三局

シ、ミ、セ

昭和二十六年一月一日現在

自昭和二十年
至昭和二十五年
におけるポツダム省令調

1 各法令頭上の各記号の意味は、次の内容を示す。

○	＊	△	×
新しく制定されてから、廃止されず、現行法令として残っているもの	新しく制定され、その後全部改正又は廃止により消滅したもの	既存法令の一部改正を規定したもの	既存法令の廃止を規定したもの

2 失効及び自然消滅したと思われるものでも廃止の措置がとられていないものについて、○印を附した。

昭和二十年

公布月日	番 号	題 名	備 考
九二四	大蔵省令 七九号	連合国占領軍の発行する「B」号円表 示補助通貨に関する件	昭二三、大蔵省令六 三号で廃止
九二六	・ 八〇号	連合国財産の保全に関する件	
九二九	農林 省令一号	工、鉱業関係会社の事業報告書に関する 件	
一〇、六	運輸省令四号	造船事業関係会社の事業報告書に關す る件	
一〇、一〇	閣令 農林省令一号 文部省令一号 商工省令一号 農林省令一号 運輸省令一号	工業事業場、研究機関等の事業報告書 等に関する件	
一〇、一〇	農林省令一号	兵器、航空機等の生産制限に関する件	

一〇、一	閣令 四三号	連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び 電話通話の検閲に関する件	
一〇、一	厚生 省令一号	港湾荷役力及船舶等造修能力の確保昂 上に關する件	
一〇、一六	厚生省令四号	労務充足に關する件	
一〇、二六	大蔵 省令一号	外地銀行、外国銀行及び特別戦時機關 の閉鎖に關する件	昭二三、勅七四号で 廃止
一一、一〇	厚生省令 四四号	塩酸、アヒチル、ホルヒネ及び其の製剤 の所有等の禁止及び没収に關する件	昭二三、法一二三号 で廃止
一一、二二	厚生省令 四五号	花柳病予防法特例	昭二三、政三二九号 で廃止
一一、二四	大蔵 省令二号	外地銀行、外国銀行及び特別戦時機關 の資産及び負債の整理に關する件	昭二三、勅七四号で 廃止
一一、二四	厚生省令 四六号	麻薬原料植物の栽培、麻薬の製造、輸 入及び輸出等禁止に關する件	昭二三、法一二三号 で廃止

△	一、二五	大蔵省令 一〇〇号	日本証券取引所法の一部改正	
×△	一、二五	大蔵省令 一〇一号	外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正	
○	一、二五	運輸省令 四〇号	航海の制限等に関する件	
米	一、二六	大蔵省令 省令三三	全国金融統制令の清算に関する件	昭二四、法務府大蔵省令一号で廃止
米	一、二七	大蔵省令 一〇八号	印度支那銀行東京支店の業務及び財産の管理に関する件	昭二四、大蔵省令一〇号で廃止
米	一、二七	農林省令 省令一号	生糸等の数量報告等に関する件	昭二二、農林省令七号で廃止
米	一、二九	閣内務省令 令三三	建築調査令	昭二二、閣内務省令七号で廃止
○	一、二九	文部省令 省令一号	航空機等に関する措置に関する件	

昭和二十一年

○	一、一〇	厚生省令 二号	労働者の就職及び従業に関する件	
米	一、二九	商工省令 省令四号	真珠又は真珠製品の取引の禁止に関する件	昭二三、商工省令四号で廃止
○	一、三〇	内務省令 二号	衆議院議員の議員候補者たるべき者の資格確認に関する件	
米	二、六	大蔵省令 省令一号	閉鎖機関保管人委員会等に関する件	昭二三、勅七五号で廃止
○	二、二〇	商工省令 省令一号	工場、事業場等の管理に関する件	
○	三、二	文部省令 省令八号	国民学校等に於て使用する教科用図書の提出に関する件	
○	三、四	大蔵省令 二八号	通貨等製造工場管理規則	
米	三、六	内務省令 一一号	選挙運動の費用の届出に関する件	昭二三、総令四号で廃止
米	三、七	厚生省令 省令八号	特殊物件中の麻薬の保管及び受払に関する件	昭二三、法一二三号で廃止
○	三、一三	厚生省令 省令一号	朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿児島又は沖縄県に有する者登録令	

○	△	○	○	△	○	米	○	△	○
三、二八	五、二二	五、九	四、二五	四、二三	四、二二	三、三〇	三、二九	三、一三	五、三一
大蔵省令 四一號	商工省令 一九號	厚生省令 一七號	内務省令 二五號	大蔵省令 三八號	農林省令 二二號	商工省令 一〇號	内務省令 一七號	大蔵省令 四一號	商工省令 二〇號
昭和二十年八月十五日以降の朝鮮よりの送金、朝鮮に對する取立又は朝鮮に在りたる預貯金等の預け換等に依りて生じたる銀行預金の払戻に關する件	衆議院議員選挙法施行令中改正の件中改正	生糸の譲渡等に關する件	衆議院議員選挙人名簿の特例に關する件	印度支那銀行、東京支店の業務及び財産の管理に關する件（昭二〇大蔵省令一〇八號）中一部改正	掠奪品の没収及報告に關する件	絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に關する件	真珠又は真珠製品の取引の禁止等に關する件の一部改正	特許權の處分の制限等に關する件	真珠又は真珠製品の取引の禁止等に關する件の一部改正
									昭二五通産令五五號で廃止

○	○	○	米	△	米	△	○	△	米
六、二〇	六、二〇	六、一九	六、一九	六、一九	六、一九	六、一八	六、一七	六、一三	五、三一
大蔵省令 七三號	内務省令 三〇號	商工省令 二六號	商工省令 二五號	大蔵省令 五五號	大蔵省令 四四號	内務省令 二九號	商工省令 二二號	商工省令 二三號	商工省令 二〇號
軍人軍属に支給した掃部旅費等の国庫返還に關する件	正規陸軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に關する件	化学肥料の緊急増産に關する件	鉛屑回収規則	昭和二十一年大蔵、外務、司法省令第一號の改正	衆議院議員選挙法及び昭和二十年法律四二號の一部改正	衆議院議員選挙法及び昭和二十年法律四二號の一部改正	衆議院議員選挙法及び昭和二十年法律四二號の一部改正	衆議院議員選挙法及び昭和二十年法律四二號の一部改正	衆議院議員選挙法及び昭和二十年法律四二號の一部改正
			昭二三商令一二號で廃止		昭二六大蔵司法省令一號で全部改正				

米	六二六	司法省令 四七号	出生及び死亡の届出等に関する件	昭二六法二二四号 で廃止
〇	七一九	大蔵省令 七七号	連合国占領軍の発行する「A」号円表 示軍票の廃止等に関する件	
米	七一五	商工省令 三三三号	輸出肉類検査の廃止等に関する件	昭二三商令三三三号 で廃止
〇	七二七	内務省令 三十一号	外国紙幣の調査等に関する件	
△	七二九	閣令 五号	建築調査令の一部改正	
米	七三〇	内務省令 一号	連合国軍将兵よりの物品買受等禁止に 関する件	昭二五政二六五号 で廃止
米	七三一	大蔵省令 六号	特定商社財産の管理に関する件	昭二五政二五二号 で廃止
〇	八三〇	運輸省令 三三三号	造船関係の工場、事業場等の管理に關 する件	
米	九三〇	大蔵省令 一号	連合国占領軍の発行する弗表示軍票の 取締等に関する件	昭二五大蔵。電通 省令一号で廃止
〇	九三〇	厚生省令 四二二号	死産の届出に関する規程	

〇	一一、九	内務省令 四五号	財団法人大日本武徳会の解散等に関する 件	昭二四通産省令六 〇号で廃止
米	一一、一	商工省令 四八号	ベンゾールの使用制限に関する件	
〇	一一、二四	商工省令 四九号	パイプ類臨時措置規則	
△	一一、二五	大蔵省令 四号	昭和二十年大蔵。外務。内務。司法省 令一号の一部改正	
△	一一、二五	大蔵省令 五号	昭和二十一年大蔵。外務。司法省令第 一号の一部改正	
〇	一一、二七	大蔵省令 一二〇号	外国人出資の報告に関する件	
〇	一一、六	内務省令 五二二号	財団法人武蔵住宅協会等の解散に關す る件	
△	一一、二四	大蔵省令 六号	昭和二十年大蔵。外務。内務。司法省 令第一号の一部改正	
△	一一、二四	大蔵省令 七号	昭和二十一年大蔵。外務。司法省令第 一号の一部改正	

〇	一、二、四	厚生 運輸省令一号	労働に服する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件	
---	-------	--------------	----------------------------	--

昭和二十二年

△	△	〇	米	米
一、二、七	一、二、四	一、二、〇	一、二、七	一、九
閣外大 務省令 運輸省令 司法省令	閣外大 務省令 運輸省令 司法省令	内務省令四号	厚生省令一号	内務省令一号
昭和二十年 外務省令第一号（外地銀行、 外国銀行及び特別機関の閉鎖に關 し定むる件）の一部を改正する省令	戸籍法の一部を改正する省令	外国人の著作権の調査に関する省令	死因不明死体の死因調査に関する件	衆議院議員及び地方協会の議員等の選挙に關する選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入の公開に関する件
			昭二四法二〇四号 で廃止	昭二三、總令四号で 廃止

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△
三、一〇	三、五	二、二、一	二、二、一	二、六	一、三、一	一、二、七	一、二、七
大蔵 省令一号 司法	厚生省令五号	大蔵 省令一号 内務	内務省令八号	内務省令七号	農林省令一号 厚生	大蔵省令九号	閣外大 務省令 運輸省令 司法省令
昭和二十一年大蔵・司法省令第四号日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に關する財務に關する件	伝染病届出規則	皇族に對し租税に關する法令を適用する場合に關する件	自動車の登録等に關する省令	連合国人の著作權の使用についての調査に關する省令	指定施設等の使用制限に關する件	外国に本店を有する会社の本邦内に在る支店、出張所等の報告に關する件	昭和二十一年外務省令第一号（閉鎖機關保管人委員会等に關する件）の一部を改正する省令

△	×	△	○	米	○	○
三、二七	三、三一	四、一六	四、一七	四、二三	四、一八	五、七
内務省令 二〇号	閣令 七号	内務省令 二四号	大蔵省令 三八号	厚生省令 二五号	農林省令 一号	農林省令 一号
昭和二十一年内務省令第五十二号（財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する件）の一部を改正する省令	建築調査令を廃止する命令	昭和二十一年内務省令第五十二号（財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する件）の一部を改正する省令	昭和二十年大蔵省令第八号（印度支那銀行東京支店並びに日仏銀行東京及び神戸支店の業務及び財産の管理に関する省令）の一部を改正する省令	公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件	大麻取締規則	「科学技術者経歴調査書」提出に関する件
					昭二三、法一二四号で廃止	

△	△	○	○	米	△	△	×
五、九	五、四	五、二九	六、二一	八、六	一〇、二八	一一、一四	△
大蔵省令 三〇号	内務省令 三〇号	大蔵省令 五、六号	司法省令 一号	大蔵省令 四号	内務省令 三七号	厚生省令 三十三号	△
昭和二十一年大蔵・司法省令第六号（特定商社財産の管理に関する件）の一部を改正する省令	昭和二十一年内務省令第五十二号（財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する件）の一部を改正する省令	英国占領軍の発行する磅表示の軍票又は英国占領軍の使用する濠洲貨幣の取締に関する件	出生、死亡及び死産の報告に関する件	イースト・エイシヤ・ミツシヨンの財産に関する件	昭和二十一年内務省令第五十二号（財団法人武蔵住宅協会等の解散に関する件）の一部を改正する省令	伝染病届出規則の一部を改正する省令	△
		昭二五、大蔵・電氣通信省令で廃止					△

△	米	△	△
一一、二四	一一、二九	一一、二九	一一、二四
内務省令 三八号	内務省令 三九号	総理庁令 五号	農林省令 三八号
昭和二十一年内務省令第五十二号（財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する件）の一部を改正する省令	昭和二十一年内務省令第四十五号（財団法人大日本武徳会の解散等に関する件）の一部を改正する省令	漁船登録規則	絹織物及び絹メロヤス生地の蒐荷に関する件の一部を改正する省令
		昭二五法一七八号で廃止	

昭和二十三年

米	○	△
二、二六	一、三一	一、二二
大蔵省令 二二号	総理庁令 一号	大蔵省令四号
連合国占領軍に対しその管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の引渡をなすに關する件	財団法人協会の解散等に関する件	昭和二十年大蔵省令第八十号（連合国財産の保全に關する省令）の一部を改正する省令
昭二三法一一九号で廃止		

○	×	△	米	△	△	米
七二〇	七二五	五一九	三、一九	三、一九	三、一九	三、一五
大蔵省令 六五号	大蔵省令 六三号	総理庁令 三三号	大蔵省令 三一号	法務庁令三三号	法務庁令二二號	総理庁令 二二號
出に關する省令	在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に關する省令	連合国占領軍の発行する「B」号円表示補助通貨に關する省令を廃止する省令	漁業登録規則の一部を改正する省令	昭和二十一年内務省令第五十二号（財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する件）の一部を改正する省令	昭和二十一年内務省令第四十五号（財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する件）の一部を改正する省令	農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員等への就職禁止に關する件
			昭二五大蔵省令七六号で廃止			昭二四總庁、農令二二號で廃止

△	八四	運輸省令 二五号	毎の制限等に関する件（昭和二十年十一月運輸省令第四十号）の一部を改正する省令
△	八一九	大蔵省令 七九号	在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令の一部を改正する省令
△	九三	法務庁令 一号	財団法人協会の解散等に関する件（昭和二十三年総理庁令、厚生省令第一号）の一部を改正する省令
△	九三	運輸省令 一号	労働に関する団体の役員への就職禁止等に関する件（昭和二十一年厚生、運輸、内務省令第一号）の一部を改正する省令
○	一〇四	総理庁令 二二号	昭和二十年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する件
○	一二六	総理庁令 七六号	内閣総理大臣から覚書に掲げる条項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する省令
△	一二七	大蔵省令 一〇八号	印度支那銀行東京支店等の業務及び財産の管理に関する省令の一部を改正する省令

○	一二二	大蔵省令 二二号	ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令
○	一二二	法務庁令 三三号	株式会社イリス商会の財産に関する命令

昭和二十四年

○	二四	大蔵省令 一号	ドイツ国有限会社ハイノツヒ・コツベルスの不動産移転に関する命令
○	三三	総理庁令 二二号	昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産協同組合の役員等への就職禁止に関する命令
×	三一〇	大蔵省令 一〇号	中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令
○	四二二	運輸省令 一〇号	連合国人所有自動車購入登録規則

△	○	△	×	△	△
九一	八四四	七二〇	七一五	六三〇	六一〇
通商省令 第一号	農林省 令第一号	農林省 令第一号 労働省 令第一号 通商省 令第一号 電通省 令第一号	法務府 令第一号 大蔵省 令第一号	運輸省令 三四号	文部省 令第一号 農林省 令第一号 通商省 令第一号
昭和二十二年勅令第一号の規定による 覚書該當者等の土地改良区連合の役員 等への就職禁止等に關する省令 兵器、航空機等の生産制限に關する件 (昭和二十年西工、文部、農林、運輸 省令第一号)の一部を改正する省令	工場、製鐵、研究機關等の事業報告書 等に關する(昭和二十二年閣令、文部 省令、農林省令、商工省令、運輸省令 第一号)の一部を改正する省令	全國金融統制公の清算に關する省令を 廢止する省令	連合國人所有自動車購入登録規則(昭 和二十四年運輸省令第十号)の一部を 改正する省令	改正する省令	兵器、航空機等の生産制限に關する件 (昭和二十年農林省令第一号)の一部を 改正する省令

△	×	△	△	○
一二一六	一一一二	一〇五	九二〇	九一七
法務府 令第四号 大蔵省	通商省 令六〇号 大蔵省	法務府 令三三号 大蔵省	通商省 令五〇号	法務府 令二二号 大蔵省
特定商社財産の管理に關する省令の一 部を改正する省令	ベンゾールの使用制限に關する件を廢 止する省令	特定商社財産の管理に關する省令の一 部を改正する省令	特許權の處分の制限等に關する件(昭 和二十一年商工省令第二十号)の一部 を改正する省令	スタンダード・ブランド・オブ・エシ ア・インコーポレテッド及びド ウエル・エンド・コムパニー・ロミテ ッドに關する登記の抹消に關する命令 特許權の處分の制限等に關する件(昭 和二十一年商工省令第二十号)の一部 を改正する省令

昭和二十五年

×	△
六一五	五三〇
通商省 令五五号	運輸省 令三五号
特許權の處分の制限等に關する件を廢 止する省令	連合國人所有自動車購入登録規則の一 部を改正する省令

△	一 二 三 九	総理府令 文部省令 農林省令 通商省令 運輸省令	兵器、航空機等の生産制限に関する件 の一部を改正する命令
---	------------------	--------------------------------------	---------------------------------

△	△	○	△	×	△	×	△
一 一 二	九 九	九 一	八 二 一	八 二 六	七 二 六	七 三	六 一 六
総理府令 文部省令 農林省令 通商省令 運輸省令	運輸省令 六八号	電気通信省令 一三三号	運輸省令 六三三号	大蔵省令 電気通信省令 一三三号	法務府令 大蔵省令 二二二号	大蔵省令 七六号	文部省令 通商省令 運輸省令
兵器、航空機等の生産制限に関する件 の一部を改正する命令	造船関係の工場、事業場等の管理に關 する件の一部を改正する省令	海外に發着する電報及び電話通話の取 扱制限に關する省令	航海の制限等に關する件の一部を改正 する省令	連合国占領軍の発行する弗表示軍票の 取締等に關する省令等を廃止する省令	特定商社財産の管理に關する件の一部 を改正する命令	件を廃止する省令 所有又は管理する財産の保全に關する ある支店、出張所その他の事務所の 外国に本店を有する会社等の本邦内に 部を改正する省令	工場、事業場等の管理に關する件の一 部を改正する省令

合 計	年 度						区 分
	昭和二十五年	昭和二十四年	昭和二十三年	昭和二十二年	昭和二十一年	昭和二十年	
五八	一	五	六	一二	二四	一〇	○
三二	〇	〇	三	五	一四	一〇	米
四九	七	七	九	一三	一一	二	△
八	三	三	一	一	〇	〇	×
一四七	一一	一五	一九	三一	四九	二二	計

昭和二十六年一月一日現在

自昭和二十年
至昭和二十五年
におけるポツダム政(勅)令調

1 昭和二十年勅令第五百四十二号が公布せられてから、昭和二十五年十二月三十一日迄に公布せられたポツダム政(勅)令全部について調査した。

2 各法令頭上の各記号の意味は、次の内容を示す。

○	＊	△	×
新しく制定されてから、廃止されず、現行法令として残っているもの	新しく制定され、その後全部改正又は廃止により消滅したもの	既存法令の一部改正を規定したもの	既存法令の廃止を規定したもの

失効したと思われるものでも廃止の措置がとられていないものについては、○印を附した。

○昭和二十年

記号	公布月日	法令番号	題名	備考
○	九二〇	勅五四二号	「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴イテスル命令ニ關スル件	
○	九二〇	勅五四三号	昭和二十年勅令第五百四十二号施行に關する件	
×	一〇一三	勅五六八号	国防保安法廢止等ニ關する件	
×	一〇一五	勅五七五号	治安維持法廢止等の件	
×	一〇一五	勅五七六号	要塞地帯法廢止等の件	
米	一〇一五	勅五七七号	金銀又は白金の取引等取締に關する件	昭二五法一二八号附則で廢止
米	一〇一五	勅五七八号	金銀又は白金の輸入の制限又は禁止等に關する件 （金又は合金の）	昭二四法二二八号で廢止
×	一〇二四	勅六〇四号	軍事特別措置法廢止等に關する件	

×	一〇二四	勅六〇五号	臨時郵便取締令廢止の件	
米	一〇三一	勅六一五号	外國為替管理法の罰則の特例に關する件	昭二四法二二八号で廢止
×	一一一七	勅六三四号	兵役法廢止等に關する件	
○	一一一九	勅六三五号	要求物資使用収用令	
○	一一一九	勅六三六号	土地工作物使用令	
×	一一三一	勅六三八号	治安警察法廢止等の件	
○	一一三一	勅六四一号	住宅緊急措置令	
×	一一三一	勅六四三号	電馬資源保護法廢止等に關する件	
×	一一三四	勅六五三号	昭和十三年法律第三十号廢止等に關する件	
△	一一三四	勅六五五号	昭和二十年勅令第五百七十八号中改正の件	

米	一、二、四	勅六五六号	外国為替資産等の分離保管の件	昭和二五、ボ政三五号で廃止
○	一、二、四	勅六五七号	会社の解散の制限等の件	
米	一、二、四	勅六五八号	第一復員裁判所及第二復員裁判所令	廃止（昭和二一、ボ勅二七八号）
×	一、二、八	勅七一八号	宗教団体法等廃止の件	
○	一、二、八	勅七一九号	宗教法人令	
○	一、二、九	勅七三〇号	政治犯人等の資格回復に関する件	
○	一、二、九	勅七三一号	衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件	

○昭和二十一年

○	一、二、三	勅七三三号	国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件	
---	-------	-------	-----------------------	--

△	一、二、六	勅四三三号	厚生年金保険法等中改正の件	
○	一、三、〇	勅五二二号	有毒飲食物等取締令	
△	一、三、〇	勅五三三号	工業所有権法戦時特例中改正の件	
○	二、一	勅六八八号	恩給法の特例に関する件	
△	二、二	勅七〇号	宗教法人令中改正の件	
×	二、二	勅七一七号	明治三十九年法律第二十四号官国幣社經費に関する法律廃止等の件	
○	二、二、六	勅八一七号	地方団体の吏員等聯合國最高司令官の命令に基き退職したときの退職料等を受くるの資格又は権利の喪失等に関する件	
米	二、二、六	勅八二二号	永楽土地建物株式会社の財産の取引の制限等の件	昭和二一、ボ勅四一八号で廃止
米	二、二、二	勅九六六号	衆議院議員選挙法第一百一条の三及第一百四条の規定の適用に関する件	昭和二五、法一〇一八号で廃止
米	二、二、三	勅一〇一七号	政党、協会、其の他の団体の結成の禁止等に関する件	昭和二四、ボ政六四号で全部改正

△	△	米	○	○	○	○	米	○
三一四	三一四	三九	三三	三二	二三八	二二八	二二八	二二七
勅一四二号	勅一三九号	勅一二六号	勅一一八号	勅一一六号	勅一一二号	勅一一〇号	勅一〇九号	勅一〇五号
国有財産法中改正等の件	臨時船舶管理法中改正等に関する件	都会地転入抑制緊急措置令	特例統制令	逓信手当令、年金其の徴收等に著すべき利益の給付の制限に関する件	電入及び軍議に交付せられたる賜金国庫債券を換却とすることに関する件	臨時軍事費特別会計の終結に関する件	就任禁止、退官、退職等に関する件	軍令給付の制限したる陸海軍の電入等に対する支給したる恩賜賞金等の国庫返納に関する件
							昭二二ボ勅一号で全部改正	
		都会地転入抑制法ハ昭二二法二二一号に代り同法は昭二三二二三日で失効						

△	三、一六	勅一四三号	昭和二十一年勅令第六百五十七号会社の解散の制限等の件(改正の件)	
△	三、一六	勅一四四号	臨時肥料配給統制法(改正等)に関する件	
△	三、一八	勅一四六号	昭和十三年法律第八十四号大東亞戦争に際し召集中の者の選挙権及び被選挙権等に関する法律(改正等)の件	
△	三、一八	勅一四八号	会計法(臨時特例)(改正等)の件	
△	三、二三	勅一六一号	昭和十八年法律第八十八号陪審法の停止に關する法律(改正)の件	
△	四、一	勅一八八号	昭和二十一年勅令第三十三号國際的協定又は國際的契約の禁止等に關する件(改正)の件	
○	四、二〇	勅二三三号	持株会社整理委員会令	
米	四、二七	勅二四三号	会社配当等禁止制(令)	
△	五、六	勅二六二号	日本通運株式会社法(改正等)の件	
米	五、七	勅二六三号	教職員(の)除去、就職禁止及び復職等の件	
			昭二二が政六二 号で全部改正	

米	△	△	△	米	△	○	米	○	○
六二二	六五	六五	六五	六三	六一	五三一	五二九	五二五	五二四
勅三一一号	勅三〇七号	勅三〇六号	勅三〇四号	勅三〇〇号	勅二九八号	勅二九四号	勅二八八号	勅二八六号	勅二八五号
連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令	同	就職禁止、退官、退職等に関する件の一部を改正する勅令	恩給法の特例に関する勅令の一部を改正する勅令	銃砲等所持禁止令	住宅緊急措置令の一部を改正する勅令	連合国財産の返還等の件	臨時建築制限令	特定財産管理令	復員官署において運航する船舶にして復員又は掃海に使用するものの乗員に付船員法等の一部準用の件
昭二五、ボ政三三 五号で全部改正				昭二五、ボ政三三 四号附則で廃止			昭二五、ボ政四五 号で廃止		

△	△	△	×	米	○	米	○	×
五二四	五二四	五二四	五一八	五一七	五一五	五一五	五一五	五一三
勅二八四号	勅二八三号	勅二八二号	勅二七八号	勅二七七号	勅二七五号	勅二七四号	勅二七三号	勅二六六号
昭和二十年勅令第六百三十四号兵役法等廃止等に関する件中改正の件	勅令	軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令	都会地転入抑制緊急措置令の一部を改正する勅令	陸軍軍法会議法、海軍軍法会議法及び第一復員裁判所及び第二復員裁判所令廃止に関する件	關稅法の罰則等の特例に関する勅令	臨時貴金屬数量等報告令	刑事裁判権の特例に関する勅令	民事裁判権の特例に関する勅令
				昭二三、法一〇七号で廃止		昭二五、ボ政三三 五号附則で廃止		

△	×	△	△	米	米	米	△	△
九七	九四	八一四	八一二	六二〇	六二〇	六二〇	六一八	六二二
勅四二一号	勅四一八号	勅三八四号	勅三八二号	勅三三〇号	勅三二九号	勅三二八号	勅三二五号	勅三一二号
戸籍法の一部を改正する勅令	昭和二十一年勅令第八十二号永興土地建物株式会社財産の取引の制限等に関する勅令を廃止する勅令	銃砲等所持禁止令の一部を改正する勅令	物価統制令の一部を改正する勅令	交易官団解散令	閉鎖機關に関する債権の時効等の特例に関する勅令	貿易等臨時措置令	有毒飲食物等取締令の一部を改正する勅令	昭和二十一年勅令第一百号(政党・協会、その他の団体の結成の禁止等に関する勅令の一部を改正する勅令)
				昭二四法二三二号附則で廃止	昭二三ボ政二六四号で廃止	昭二四法二二八号で廃止		

△	△	△	△	×	○	△	△	△
一一、四	一〇一一	一〇一	九三〇	九二八	九二八	九二七	九一八	九一八
勅五一六号	勅四七五号	勅四五六号	勅四五二号	勅四四六号	勅四四三号	勅四四二号	勅四三四号	勅四三三号
臨時貴金屬数量等報告令の一部を改正する勅令	昭和二十一年勅令第二百七十三号民事裁判の特例に関する勅令の一部を改正する勅令	臨時貴金屬数量等報告令の一部を改正する等の勅令	昭和二十年法律第四十四号国家総動員法及び戦時緊急措置法廃止法律の一部を改正する勅令	重要産業団体令を廃止する等の勅令	地代家賃統制令	都会地転入抑制緊急措置令の一部を改正する勅令	銃砲等所持禁止令の一部を改正する勅令	昭和二十一年勅令第五百四十三号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の施行に関する件の一部を改正する勅令

○	一、七	勅五二九号	漁業法の罰則の特例に関する勅令	
△	一、一五	勅五四〇号	昭和二十一年勅令第九十六号衆議院議員選挙法第百一条ノ三及び第百四條の規定の適用に関する件の一部を改正する勅令	
×	一、二二	勅五六二号	船舶保護法の廃止等に関する勅令	
○	一、二二	勅五六三号	東亜海運株式会社の解散に関する勅令	
×	一、二二	勅五六四号	軍用電氣通信法等を廃止する勅令	
○	一、二五	勅五六七号	会社の証券保有制限等に関する勅令	
△	一、二七	勅五七〇号	昭和二十一年勅令第三百十二号へ同年勅令第百一号政令。協会その他の団体の結成に關する件の一部を改正する勅令の一部を改正する勅令	
△	一、二七	勅五七一号	都会地転入抑制緊急措置令の一部を改正する勅令	
△	一、二七	勅五七六号	昭和二十一年勅令第二百七十七号關稅法の罰則等の特例に関する勅令の一部を改正する勅令	

△	一、二、四	勅五九二号	持株会社整理委員會令の一部を改正する勅令	
米	一、二、二九	勅六三四号	日本銀行に對する外國通貨等の引渡に関する勅令	昭二五が政二二 四号で廃止

○昭和二十二年

○	一、四	勅一号	昭和二十一年勅令第百九号公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令を改正する勅令	
○	一、四	勅三号	市町村長の立候補禁止等に関する勅令	
米	一、四	勅四号	町内会、部落会又はその連合会の長の選挙に関する勅令	昭二二が勅六七 号で廃止
○	一、五	勅九号	婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令	
○	一、三一	勅三六号	連合国人の特許發明等の実施状況調査に関する勅令	

△	○	○	○	△	△	△	△
五三	五三	五二	四三〇	三三一	三一五	三一五	三一三
政二三号	政一五号	勅二〇七号	勅一七一号	勅一〇九号	勅八四号	勅八二号	勅七七号
關稅法の罰則等の特例に関する勅令の一部を改正する政令	町内会部落会又はその連合会等に関する解散・就職禁止その他の行為の制限に関する政令	外国人登録令	肥料配給公団令	昭和二十年法律第四十四号國家總動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する勅令	昭和二十一年勅令第百一号（政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する勅令）の一部を改正する勅令	都会地転入抑制緊急措置令の一部を改正する勅令	昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の一部を改正する勅令

○	○	×	※	○	△	△	×
三一〇	三一〇	三三	三三	二二八	二二三	二二八	二二八
勅七五号	勅七四号	勅六七号	勅六五号	勅六一号	勅四八号	勅四六号	勅四五号
閉鎖機關整理委員會令	閉鎖機關令	昭和二十二年勅令第四号（町内会部落会又はその連合会の長の選挙に関する勅令）の廃止に関する勅令	昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の指定の解除の訴願に関する勅令	昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の特例に関する勅令	昭和二十一年勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等に関する件）の一部を改正する勅令	昭和二十一年勅令第二百九十四号（連合國財産の返還等に関する件）の一部を改正する勅令	臨時建築制限令を廃止する勅令
			昭二三、政六二 号で廃止				

×	×	○	△	米	△	△	米
五二七	五二九	五二一	五二一	六二八	七一	七二	八二五
政五二号	政五三号	政六二号	政六三号	政一三三	政一八号	政一九号	政一六五号
陸軍刑法を廃止する等の政令	国際電信株式会社法を廃止する等の政令	昭和二十一年勅令第二百六十三号教職員の除去、就職禁止及び復職等に関する勅令を改正する政令	銃砲所持禁止令の一部を改正する政令	鉄道営業法第三條第二項の規定の適用除外に関する政令	飲食営業緊急措置令	昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の一部を改正する政令	昭和二十二年勅令第六十五号覚書該当者の指定の解除の訴願に関する勅令の一部を改正する政令
				昭二三、法一一二号附則で廃止	昭二四、法五二二号で廃止		昭二四、政三八九号附則で廃止

△	米	△	○	△	△	△	○
八二五	一〇一五	一一七	一一二	一二七	一二七	一二七	一二九
政一六六号	政二一五号	政三三七号	政三四四号	政二八五号	政二八八号	政三一四号	政三一八号
昭和二十一年勅令第三百十一号（昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国占領軍の占領目的に有害な行為に對する処罰等に関する勅令）の一部を改正する政令	復興庁の部局に對する措置に関する政令	昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の一部を改正する政令	特殊用途機械の破壊に関する政令	閉鎖機關整理委員會令の一部を改正する政令	昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の一部を改正する政令	飲食営業緊急措置令の一部を改正する政令	賠償充当設備等撤去令
	昭二三、政二二四号で廃止						

米 一、二、三〇	政三二五号	第二復員局及び地方復員局に対する措置に 関する政令	昭二三、政二二 四号で廃止
△ 一、二、三〇	政三二八号	昭和二十一年勅令第百一号（政党、協会其 他の団体の結成の禁止等に関する件）の 一部を改正する政令	

○昭和二十三年

△ 二、九	政三二号	昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職 禁止、退職等に関する勅令の一部を改正す る政令	
△ 二、二八	政四四号	飲食営業緊急措置令の一部を改正する政令	
× 三、二七	政六二号	公職適否審査委員会及び公職資格訴願審査 委員会の廃止に関する政令	
△ 三、二七	政六三号	金融機関再建整備法の一部を改正する政令	
△ 三、二七	政六四号	金融機関経理応急措置法の二部を改正する政令	

○ 三、二七	政六五号	重要物資在庫緊急調査令	
△ 三、二九	政六七号	昭和二十年法律第四十四号国家総動員法及 び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を 改正する政令	
△ 四、一七	政八七号	昭和二十一年勅令第百一十号（政党、協会、 その他の団体の結成の禁止等に関する件） の一部を改正する政令	
△ 四、三〇	政九八号	飲食営業緊急措置令の一部を改正する政令	
○ 五、二九	政一二四号	引揚援護庁設置令	
△ 六、一八	政一三三号	重要物資在庫緊急調査令の一部を改正する 政令	
△ 六、二四	政一三八号	会社の解散の制限等に関する件の一部を改 正する政令	
△ 七、一	政一四五号	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅 令の一部を改正する政令	
△ 七、三〇	政一九四号	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止す る法律の一部を改正する政令	

○	△	△	△	○	△	△	○
八二六	八二一	八二一	八一九	八一九	八二六	八一三	七三一
政二六四号	政二五二号	政二五一号	政二四〇号	政二三八号	政二三一号	政二二八号	政二〇一号
閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令	閉鎖機関整理委員会令の一部を改正する政令	閉鎖機関令の一部を改正する政令	会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する等の政令	解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令	貿易特別会計法の一部を改正する政令	教職員の除去及び就職禁止等に関する政令等の一部を改正する政令	昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛逓合司最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令
							国家公務員に關する法律の施行期日等に関する政令

△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○
一一三	一一三	一一二七	一一二四	一〇九	一〇九	一〇七	九三〇	九三〇	九二二	九四
政三六二号	政三六一号	政三五二号	政三五一号	政三二〇号	政三一九号	政三一七号	政三一〇六号	政二九八号	政二八五号	政二八五号
政令	会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令	会社の解散の制限等の件の一部を改正する政令	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令	地代家賃統制令の一部を改正する政令	恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令	物価統制令等の一部を改正する政令	重要物資在庫緊急調査令の一部を改正する政令	沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令	連合國財産上の家屋等の譲渡に関する政令	解散団体財産売却理事会令

△	一、二、一四	政三、七〇号	漁業法の罰則の特例に関する勅令の一部を改正する政令	
×	一、二、三一	政四〇二号	会社等臨時措置法等の廃止する政令	

○昭和二十四年

米	一、二八	政二六号	船舶運航管理令	昭二五が政四八号で廃止
△	一、二八	政二七号	特定財産管理令の一部を改正する政令	
○	二、一	政三四号	学校施設の確保に関する政令	
△	二、三	政三六号	物価統制令の一部を改正する政令	
○	二、八	政三九号	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特免に関する政令	
△	二、九	政四二号	解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の一部を改正する政令	

○	二、一	政四六号	ジエー・アンド・ビー・コウツ・ミミテツドに対する財産の返還に関する政令	
○	二、二五	政四八号	電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令	
○	三、一五	政五一号	外国人の財産取得に関する政令	
○	三、一五	政五二号	金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令	
米	三、一六	政五三号	外国為替管理委員会令	昭二四法二二九号で廃止
△	三、三一	政六〇号	重要物資在庫緊急調査令の一部を改正する政令	
米	四、四	政六四号	団体等規正令	昭二五法一四二号で廃止
△	四、二六	政七八号	会社証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令	
△	四、三〇	政八〇号	解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の一部を改正する政令	
米	五、一四	政九五号	政府職員に対する退職手当の停止に関する政令	昭二四が政二六四号で廃止
△	五、二三	政一〇〇号	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令	

△	米	△	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	○	○	米	△	米	△
五二八	五三一	六二七	七一	七一五	七二六	七二六	七二二	七三〇	八一	政二二〇号	政一九九号	政二〇八号	政二六四号	政二六六号	政二七二号	政二七三号	政二七九号	政二八八号
貿易特別会計法の一部を改正する政令	財産及貨物の輸出入の取締に関する政令	船舶運航管理令の一部を改正する政令	昭和二十四年度及び昭和二十五年年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令	輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令	外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令	金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令の一部を改正する政令	貿易特別会計法の一部を改正する政令	横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令									
	昭二四法二二八号で廃止		昭二五法一四三号で廃止															

△	米	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
八一	八二〇	八二一	八二三	八二五	八二六	八二八	八二八	八二九	九八	九八	九八	政三二八号	政三二七号	政三一二号	政三一〇号	政三一〇九号	政三〇六号	政三〇三号
貴金属地金の取引等についての帳簿及び報告に関する政令	出入国の管理に関する政令	引揚者の秩序保持に関する政令	船舶運航管理令の一部を改正する政令	漁船の操業区域の制限に関する政令	迎合国人工業所有権後措置令	迎合国財産である株式の回復に関する政令	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令	外国人登録令の一部を改正する政令	解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の一部を改正する政令	解散団体財産売却理事会令の一部を改正する政令								
	昭二五法一二八号で廃止																	

○	九	九	政三二九号	特定標章の使用の禁止等に関する政令	
△	九	二	一	漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正する政令	
△	九	二	七	外国為替管理委員会令の一部を改正する政令	
△	九	二	九	会社の解散の制限等の件の一部を改正する政令	
△	一	〇	一	解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の一部を改正する政令	
米	一	〇	二	外国為替銀行の臨時措置等に関する政令	昭二四法二二八号で廃止
△	一	一	八	外国為替銀行の臨時措置等に関する政令の一部を改正する政令	
△	一	一	二	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令	
○	一	二	一	日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に對する財産の返還に関する政令	
△	一	二	三	外国人登録令の一部を改正する政令	

△	一	二	六	持株会社整理委員会令の一部を改正する政令	
○	一	二	七	食糧確保のための臨時措置に関する政令	
○	一	二	五	連合国占領軍財産等收受所持禁止令	
△	一	二	一	沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を改正する政令	
△	一	二	三	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部を改正する政令	

○昭和二十五年

○	一	二	四	政三三三号	外国人の事業活動に関する政令	
○	一	二	七	政三四四号	ドイツ人工業所有権特別措置令	
○	一	二	一	政三七七号	財閥商号の使用の禁止等に関する政令	
○	一	二	一	政三八八号	財閥標章の使用の禁止等に関する政令	

△	×	△	○	△	○	△	○	○	○
三、二七	三、一八	三、一八	二、二八	二、二八	二、二八	一、二八	一、二八	一、二一	一、二一
政 三八号	政 三五号	政 三四号	政 二五号	政 二四号	政 二二号	政 一四号	政 一二号	政 一一号	政 九号
国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令	外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令	令、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令の一部を改正する政令	国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との交換に関する政令	出入国の管理に関する政令の一部を改正する政令	国外居住外国人等に対する債務の弁済のためとする供託の特例に関する政令	漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正する政令	外国人の商号に関する臨時措置令	逓合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令	逓合国人商標戦後措置令

△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
七、一	六、六	五、二九	五、二九	五、二四	五、一九	五、一	四、一三	三、三一	三、三一
政 二一五号	政 一七九号	政 一六九号	政 一六八号	政 一五六号	政 一四五号	政 一四四号	政 七九号	政 六一号	政 四八号
物価統制令の一部を改正する政令	会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令	会社を改正する政令	財閥標準の使用禁止等に関する政令の一部を改正する政令	財閥商号の使用の禁止等に関する政令の一部を改正する政令	逓合国人工業所有権戦後措置令の一部を改正する政令	逓合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する政令	昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令の一部を改正する政令	解散団体の財産管理及び処分等に関する政令の一部を改正する政令

△	△	○	△	○	○	○	△	×	△
八二八	八一七	八一〇	八五	八四	七一	七一	七一	七一	七五
政二七八号	政二六三号	政二六〇号	政二五三号	政二五二号	政二二七号	政二二六号	政二二五号	政二二四号	政二二一号
逓合國人商業船隻後指置令の一部を改正する政令	法務府設置法等の一部を改正する政令	逓合國人工業所有権後指置令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	ドイツ町區管理令	米國對日援助見込金等會計からする貿易特別會計に對する輸入等に關する政令北緯三十度以南の南洋羣島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令	地代家賃減額令の一部を改正する政令	旧日本銀行に對する外國通貨等の引渡に關する政令を廃止する政令	逓合國人商業船隻後指置令の一部を改正する政令

△	△	○	△	△	△	△	○	△	○
一〇二	九三〇	九三〇	九三〇	九二一	九二〇	九二四	九二一	九九	八三一
政三〇一号	政三〇〇号	政二九七号	政二九五号	政二九四号	政二九二号	政二九〇号	政二八八号	政二八五号	政二八一号
逓合國人商業船隻後指置令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令	逓合國人の財産取得に關する政令の一部を改正する政令

○	一〇三	政三〇二号	空中写真の利用等に関する政令
△	一〇九	政三〇七号	自作農創設に関する政令の一部を改正する政令
○	一〇一〇	政三〇八号	船員外航従事令
△	一〇一三	政三一八号	海上保安庁法等の一部を改正する政令
○	一〇三一	政三二四号	連合国人に対する刑事事件等特別措置令
○	一〇三一	政三二五号	占領目的阻害行為処罰令
△	一一一	政三二六号	会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令
○	一一一	政三二七号	国内航空運送事業令
△	一一八	政三三一号	漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正する政令
○	一一五	政三三四号	銃砲刀剣類等所持取締令

○	一一二一	政三四一号	三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役員員の就職制限等に関する政令
○	一一二四	政三四二号	電気事業再編成令
○	一一二四	政三四三号	公益事業令
○	一一一九	政三五六号	閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令
△	一一一九	政三五七号	持株会社整理委員会令の一部を改正する政令
△	一一二六	政三六八号	閉鎖機関令の一部を改正する政令
○	一一二六	政三六九号	特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令
△	一一二六	政三七〇号	出入国管理庁設置令の一部を改正する政令

合 計	昭和 二十五年	昭和 二十四年	昭和 二十三年	昭和 二十二年	昭和 二十一年	昭和 二十年	年 度 区 分
九七	二八	二〇	八	一三	一九	九	〇
三六		八		七	一六	五	米
一三五	三二	二五	二五	一六	三六	一	△
二五	二		二	四	七	一〇	×
二九三	六二	五三	三五	四〇	七八	二五	計

種別別現行ボツダム命令調（二六四三〇現在）
目次

I	共通法
II	公職追放、団体規正
III	連合国財産、ドイツ財産
IV	選挙
V	行政組織
VI	公務員
VII	公安
VIII	法務
IX	財務
X	教育文化
XI	産業経済
XII	交通通信
XIII	労働
XIV	土地建物
XV	管理法令（雑）
XVI	渉外

I 共通法

- 一 昭和二十年勅令第五百四十二号（ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件）施行に関する件（昭和二十年勅令第五四三号）
- 一 公職追放、団体規正
- 一 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）
- 一 昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の特例に関する勅令（昭和二十二年勅令第六一号）
- 一 教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六二号）
- 一 労働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件（昭和二十一年厚生、運輸、内務省令第一号）
- 一 昭和二十二年勅令第一号の規定による覺書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する件（昭和二十三年總理庁令、農林省令第一二号）
- 一 昭和二十二年勅令第一号の規定による覺書該当者等の農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する政令（昭和二十四年總理庁令、農林省令第二号）
- 一 昭和二十二年勅令第一号の規定による覺書該当者等の土地改良区連合の役員等への就職禁止等に関する命令（昭和二十四年總理府、農林省令第一号）
- 一 公職追放（昭和二十四年政令第六四号）
- 一 財団法人日本武徳会の解散等に関する件（昭和二十一年内務省令第四五号）
- 一 財団法人武蔵住宅協会等の解散に関する件（昭和二十一年内務省令第五二号）
- 一 財団法人協会の解散等に関する件（昭和二十三年總理庁、厚生省令第一号）

- 一 町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（昭和二二年政令第一五号）
- 一 退職手当金、年金その他此等に準ずべき利益の給付の制限に関する件（昭和二一年勅令第一一六号）
- 一 特定財産管理令（昭和二一年勅令第二八六号）
- 一 連合国財産、ドイツ財産
- 一 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二六年政令第六号）
- 一 連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（昭和二二年勅令第三六号）
- 一 連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令（昭和二二年内務省令第七号）
- 一 連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二四年政令第三一〇号）
- 一 連合国人工業所有権戦後措置令（昭和二四年政令第三〇九号）
- 一 連合国人商標戦後措置令（昭和二五年政令第九号）
- 一 ジェー・アンド・ビー・コッツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二四年政令第四六号）
- 一 日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭和二四年政令第三七四号）
- 一 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二三年政令第二九八号）
- 一 スタンダード・ブランド・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びビッドウエル・エンド・コムパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令（昭和二四年法務府令大蔵省令第二号）
- 一 ドイツ財産管理令（昭和二五年政令第二五二号）
- 一 ドイツ人工業所有権特別措置令（昭和二五年政令第四号）
- 一 イースト・エイシャ・ミツシヨンの財産に関する件（昭和二二年大蔵、司法省令第四号）
- 一 ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令（昭和二三年大蔵

省令、法務庁令第二号)

一 株式会社イリス商会の財産に関する命令(昭和二三年大蔵省令、法務庁令第三号)

一 ドイツ国有限会社ハインリッヒ・コツベルスの不動産移転に関する命令(昭和二四年大蔵省令、法務庁令第一号)

Ⅳ 選挙

一 衆議院議員の議員候補者たるべき者の資格確認に関する件(昭和二一年内務省令第二号)

一 衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭和二〇年勅令第七三一号)

一 衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭和二一年内務省令第二三三号)

一 公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件(昭和二二年内務省令第二五号)

一 内閣総理大臣から勅書に掲げる条項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令(昭和二三年総理庁令第七六号)

Ⅶ 行政組織

一 引揚援護庁設置令(昭和二三年政令第一二四号)

一 解散団体財産売却理事会令(昭和二三年政令第二八五号)

一 出入国管理庁設置令(昭和二五年政令第二九五号)

一 職達審査委員会及び公職資格訴願審査委員会の廃止に関する政令(昭和二三年政令第六二号)

Ⅷ 公務員

一 恩給法の特例に関する件(昭和二一年勅令第六八号)

一 地方団体の吏員等連合会最高司令官の命令に基き退職したるとき
の退職料等を受くるの資格又は権利の喪失に関する件(昭和二一年勅令第八一号)

一 戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞手
金の国庫返納に関する件（昭和二十一年勅令第一〇五号）
一 軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（昭和二十
一年大蔵省令第七三号）

一 昭和二十三年七月二十二日陸内閣總理大臣宛連合軍最高司令官營
館に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二〇一号）
一 公安

一 引揚者の秩序保持に関する政令（昭和二十四年政令第三〇〇号）
一 警察予備隊令（昭和二十五年政令第二六〇号）
一 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三三四号）
一 法務

一 民事裁判所の特別に関する勅令（昭和二十一年勅令第二七三号）
一 財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭和二十五年政令第七号）
一 外国人の商号に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第一二二号）

一 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に
関する政令（昭和二十五年政令第二二二号）

一 政治犯人等の資格回復に関する件（昭和二〇年勅令第七三二号）
一 連合国人に対する刑事事件等特別措置令（昭和二十五年政令第三二
四号）

一 占領目的阻害行為処罰令（昭和二十五年政令第三二五号）
一 連合国占領軍財産等收受所持禁止令（昭和二十四年政令第三八九号）
一 戦時軍事情報等に関する勅令（昭和二十二年勅令第九
号）

一 戦時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二〇年勅令第一一〇
号）

一 軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに
関する件（昭和二十一年勅令第一一二号）

- 一 通貨等製造工場管理規則（昭和二十一年大蔵省令第二八号）
- 一 昭和二十年八月十五日以降の朝鮮よりの送金、朝鮮に対する取立又は朝鮮に在りたる預貯金等の預け換等に依りて生じたる銀行預金の払戻に関する件（昭和二十一年大蔵省令第四一号）
- 一 連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭和二十一年大蔵省令第七七号）
- 一 外国人出資の報告に関する件（昭和二十一年大蔵省令第一二〇号）
- 一 皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件（昭和二十二年大蔵、内務省令第一号）
- 一 金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五二号）
- 一 米国対日援助見返資金特別会計からする貿易特別会計に対する繰入金等に関する政令（昭和二十五年政令第二二六号）
- 一 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十六年政令第四〇号）
- Ⅰ 教育文化
 - 一 国民学校等に於て使用する教科用圖書の提出に関する件（昭和二十一年文部省令第八号）
 - 一 外国映画の調査等に関する件（昭和二十一年内務省令第三一号）
 - 一 外国人の著作権の調査に関する省令（昭和二十二年内務省令第四号）
 - 一 外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令（昭和二十四年政令第二七二号）
- Ⅱ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三四号）
- Ⅲ 厚生
 - 一 有毒飲食物等取締令（昭和二十一年勅令第五二号）
 - 一 伝染病届出規則（昭和二十二年厚生省令第五号）
 - 一 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四二号）
 - 一 出生、死亡及び死産の報告に関する件（昭和二十二年司法、厚生省第一号）

政令第二六四号

- 一 閉鎖機關の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭和二五年政令第三五六号）
- 一 特定在外活動閉鎖機關等の引当財産の管理に関する政令（昭和二五年政令第三六九号）
- 一 横浜正金銀行の旧勘定資産の整理に関する政令（昭和二四年政令第二八八号）

(D) 在外会社

- 一 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二四年政令第二九一号）
- 一 外国に本店を有する会社の本邦内に在る支店、出張所等の報告に関する件（昭和二二年大蔵省令第九号）
- 一 在外会社等の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（昭和二三年大蔵省令第六五号）

(E) 外国人の事業活動

- 一 外国人の財産取得に関する政令（昭和二四年政令第五一号）
- 一 外国人の事業活動に関する政令（昭和二四年政令第三号）
- 一 「外国人の国際航空運送事業に関する政令」（二六・五・四政令第一三三号）により廃止

(F) 農林漁業

- 一 食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二四年政令第三八四号）

- 一 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二五年政令第二八八号）

- 一 漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二四年政令第三〇三号）
- 一 漁業法の罰則の特例に関する勅令（昭和二一年勅令第五二九号）

(G) 工業

- 一 生ゴム、ニッケル地金、錫地金又はアンチモニー地金の調査報告

に關する件（昭和二十一年商工省令第一〇号）

一 鉛の調査報告に關する件（昭和二十一年商工省令第二四号）

一 化学肥料の緊急増産に關する件（昭和二十一年商工省令第二六号）

一 バイブ類臨時措置規則（昭和二十一年商工省令第四九号）

(B) 電力

一 電気事業再編成令（昭和二十五年政令第三四二号）

一 公益事業令（昭和二十五年政令第三四三号）

(I) その他

一 絹織物及び絹メロヤス生地の検査及び蒐荷に關する件（昭和二十一年商工省令第一七号）

一 日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産に關する件（昭和二十二年大蔵、司法省令第一号）

一 東亜海運株式会社の解散に關する勅令（昭和二十一年勅令第五六三号）

交通通信

一 航海の制限等に關する件（昭和二〇年運輸省令第四〇号）

一 船舶運航令（昭和二十五年政令第四八号）

一 船員外航従事令（昭和二十五年政令第三〇八号）

一 港湾荷役力及び船舶等造修能力の解保昂上に關する件（昭和二〇年厚生、運輸省令第一号）

一 復員官署において運航する船舶にして復員又は掃海に使用するものの採員につき船員法等の一部準用の件（昭和二十一年勅令第二八五号）

一 国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との交換に關する政令（昭和二十五年政令第二五号）

一 けい、船子備員の給与に充てべき補助金の交付金に關する政令（昭和二十五年政令第二八一号）

一 国内航空運送事業令（昭和二十五年政令第三二七号）

- 一 自動車の登録等に関する省令（昭和二二年内務省令第八号）
- 一 連合国人所有自動車購入登録規則（昭和二四年運輸省令第一〇号）
- 一 連合国占領軍の為に郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件（昭和二〇年閣令第四三号）
- 一 海外に発着する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令（昭和二五年電氣通信省令第一三号）
- 一 電話加入線の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（昭和二四年政令第四八号）

労働

- 一 労務充足に関する件（昭和二〇年厚生省令第四一号）
- 一 労働者の就職及び従業に関する件（昭和二一年厚生省令第二号）
- 一 土地建物
- 一 土地工作物使用令（昭和二〇年勅令第六三六号）
- 一 住宅緊急措置令（昭和二〇年勅令第六四一号）

- 一 空中写真の利用等に関する政令（昭和二五年政令第三〇二号）
- 一 管理法令（雑）

(A) 賠償、掠奪品等

- 一 工場、事業場等の管理に関する件（昭和二一年商工、文部省令第一号）
- 一 造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（昭和二二年運輸省令第三一号）
- 一 賠償充当設備等撤去令（昭和二二年政令第三一八号）
- 一 指定施設等の使用制限に関する件（昭和二二年商工、文部、農林、運輸、厚生省令第一号）
- 一 特殊用途機械の破壊に関する政令（昭和二二年政令第二四四号）
- 一 航空機等に関する措置に関する件（昭和二〇年商工、文部、運輸省令第一号）
- 一 掠奪品の没収報告に関する件（昭和二一年内務省令第二五号）

(B) その他

- 一 要求物資使用収用令（昭和二〇年勅令第六三五号）
- 一 正規陸軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査に関する件（昭和二十一年内務省令第三〇号）
- 一 科学技術者経歴調査書提出に関する件（昭和二十二年総理庁、内務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、通信省令第一号）
- 一 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和二十三年政令第二三八号）
- 一 沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三〇六号）
- 一 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三一一号）
- 一 特定標章の使用の禁止等に関する政令（昭和二十四年政令第三二九号）

号

渉外

- 一 出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第二九九号）
- 一 連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令（昭和二十五年政令第一一号）
- 一 外国人登録令（昭和二十二年勅令第二〇七号）
- 一 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第二二七号）
- 一 不法入国者等退去強制手続令（昭和二十六年政令第三三三号）
- 一 朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南（口之島を含む。）の鹿児島又は沖縄県に有する者登録令（昭和二十一年厚生、内務、司法省令第一号）

(附表)

既存法令の廃止を規定したボツダム命令

- 国防保安法廃止等に関する件(昭和二〇年勅令第五六八号)
- 治安維持法廃止等の件(昭和二〇年勅令第五七五号)
- 要塞地带法廃止等の件(昭和二〇年勅令第五七六号)
- 軍事特別措置法廃止等に関する件(昭和二〇年勅令第六〇四号)
- 臨時郵便取締令(昭和二〇年勅令第六〇五号)
- 治安警察法廃止等の件(昭和二〇年勅令第六三八号)
- 軍馬資源保護法廃止等に関する件(昭和二〇年勅令第六四三号)
- 昭和十三年法律第三十号廃止等に関する件(昭和二〇年勅令第六五三号)
- 宗教団体法等廃止の件(昭和二〇年勅令第七一八号)
- 外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正(昭和二〇年大蔵省令第一〇〇号)

○ 明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件(昭和二十一年勅令第七一号)

○ 傷兵院法を廃止する勅令(昭和二十一年勅令第二六六号)

○ 陸軍軍法会議法、海軍軍法会議法及び第一復員裁判所及び第二復員裁判所令廃止に関する件(昭和二十一年勅令第二七八号)

○ 昭和二十一年勅令第八十二号永楽土地建物株式会社の財産の取引の制限等に関する勅令を廃止する勅令(昭和二十一年勅令第四一八号)

- 重要産業団体を廃止する等の勅令(昭和二十一年勅令第四四六号)
- 船舶保護法の廃止等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五六二号)
- 軍用電気通信法等を廃止する勅令(昭和二十一年勅令第五六四号)
- 臨時建築制限令を廃止する勅令(昭和二十二年勅令第四五号)
- 昭和二十二年勅令第四号(町内会、部落会又はその連合会の長の選挙に関する勅令)の廃止に関する勅令(昭和二十二年勅令第六

七号)

○ 陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二二年政令第五二号)

○ 国際電気通信株式会社法を廃止する等の政令(昭和二二年政令第五三号)

○ 建築調査令を廃止する命令(昭和二二年閣令、内務省令第七号)

○ 会社等臨時措置法等を廃止する政令(昭和二三年政令第四〇二号)

○ 連合国占領軍の発行する「B」号円表示補助通貨に関する省令を廃止する省令(昭和二三年度大蔵省令第六三号)

○ 中国銀行(中華民国法人)大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令(昭和二四年大蔵省令第一〇号)

○ 全国金融統制令の清算に関する省令を廃止する命令(昭和二四年法務府令、大蔵省令第一号)

○ ベンゾールの使用制限に関する件を廃止する省令(昭和二四年通商産業省令第六〇号)

○ 外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令(昭和二五年政令第三五号)

○ 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令(昭和二五年政令第二二四号)

○ 特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令(昭和二五年通商産業省令第五五号)

○ 外国に本店を有する会社等の本邦内にある支店、出張所その他の事業所の所有又は管理する財産の保全に関する件を廃止する省令(昭和二五年大蔵省令第七六号)

○ 連合国占領軍の発行する典表示軍票の取締等に関する省令等を廃止する省令(昭和二五年大蔵省令、電気通信省令第一号)

○ 市町村長の立候補禁止等に関する勅令を廃止する政令(昭和二六年政令第二六号)

○ 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該

当者の指定の特免に關する政令を廃止する政令（昭和二六年政
令第五一号）

二二五二〇

ボツダム法令目録一表

現行ボツダム法令（等項別）

昭和二十六年五月三十一日現在

法務省法制局第四局法規課

この目録は昭和二十六年五月三十一日現在において効力を有してゐるボツダム法令（法令、政令及び省令）を等項別に分類したものである。形式的に廃止せられていない法令でも、性質上廃止措置を要せずその内容が既に実質的に役割を果したものはこれを除いた。なお、印刷の法令は附表の表目により掲げておいた。

通 則

公布年月日	公布番号	題 件	名	備考
二〇一九二〇	初令五三三号	昭和二十年初令五百四十二号施行ニ因スル件		

連合國軍關係

公布年月日	公布番号	題 件	名	備考
二〇一九〇六	厚生省令二二号	勞務充足ニ因スル件		
二〇一九一二	閣令 四三三号	連合國占領軍ノ爲ス郵便物、電報及電話通話ノ檢閲ニ因スル件		
二〇一九一二	厚生省令 一三三号	臺灣衛役刀及船舶等造修諸刀ノ確保地上ニ因スル件		
二〇一九一五	運輸省令二〇号	航海ノ制限等ニ因スル件		
二〇一九一七	初令 六三五号	要求物資使用收用令		

二〇一九一九 初令 六三六号 土地工作物使用令

二一九一五	初令 二七三三号	民事裁判權の特例に關する勅令		
二一九一一	内務省令 八号	自動車の登録等に關する省令		
二一九一五	政令 三八九号	連合國占領軍財産等收受所持禁止令		
二一九一	電氣通信省令 一三三号	海外に發着する電報及び電話通話の取扱制限に關する省令		
二一九一〇三一	政令 三二四号	連合國人に對する刑罰事件特別措置令		
二一九一〇三一	政令 三二五号	占領目的阻害行為処罰令		

連合國財産關係

公布年月日	公布番号	題 件	名	備考
二〇一九一五	大藏省令二〇二号	外貨債權返還等ノ廃止及外國爲替管理法等中改正ノ件		附則第二項
二一九一二	政令 二九八号	連合國財産上の家屋等の譲渡に關する政令		

二四、二一一	政令 四六号	ジェー・ランド・ビーコウツ・リミテッドに 対する財産返還に関する政令	財産返還事 務未修了
二四、八一八	政令 三一〇号	適合商船である株式の回復に関する政令	
二五、八四	政令 二二二号	ドイツ財産管理令	

終戦処理関係

公布年月日	公布番号	件名	備考
二〇、一〇、一〇	閣議、農林 文部省令一七号	兵部、航空機等ノ生産調整ニ関スル件	
二、二六一	勅令 六八号	恩給法の特別に關する件	
二、二二八	勅令 一一〇号	臨時軍事費特別会計の終結に關する件	第三條第二
二、二二八	勅令 一一二号	軍人及軍属に交付せられたる賜金、軍債券を 没効とすることに関する件	
二、三二八	大蔵省令一七号	昭和二十八年八月十五日以後ノ朝鮮ヨリノ送金、 朝鮮ニ對スル収立又ハ朝鮮ニ在リタル預貯金 等ノ預ケ状等ニ依リテ生ジタル銀行預金ノ拂	

戻ニ關スル件

二、五二五	勅令 二八六号	特定財産管理令	
二、六二〇	内務省令三〇号	正統陸海軍府政又は陸海軍特別志願隊府政 であつた者の歸還に關する件	
二、二二二	政令 二四四号	特殊用途機械の破損に關する政令	
二、四八一	政令 二九一号	日本占領地域に本店を有する会社の本部内 にある財産の整理に關する政令	
二、六三六	政令 四〇号	朝鮮總督府交通局共済組合の本部内に於ける所 産の整理に關する政令	

賠償関係

公布年月日	公布番号	件名	備考
二〇、一〇、一〇	閣議、文部、農 林、通工、逓信 省令 一七号	工場事業場、研究機関等ノ事業報告書ニ關 スル件	

二〇一二九	同工、文部、逓信省令 一七号	航空機等ニ因スル措置ニ因スル件	
二、二二〇	同工、文部省令 一七号	工場、事業場等ノ管理ニ因スル件	
二、八三〇	逓信省令三三三号	造船関係の工場、事業場等の管理に因する件	
二、一三一	同工、文部、逓信、厚生省令 一七号	指定施設等の使用制限に因する件	
二二、二二九	政令 三一八号	賠償充当設備等ニ関する件	
出入国関係			
公布年月日 公布番号	題 件	名	備考
二、八一〇	政令 二九七号	出入国管理に因する政令	
二、二二一	政令 一一号	適合標準最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に因する政令	

二、三三一	政令 四八号	船舶運航令	
二、五一一	政令 二二七号	北緯三十度以南の南西諸島に不審を有する者の渡航制限に因する臨時措置令	
二、九三〇	政令 二九五号	出入国管理庁設置令	
二、一〇一〇	政令 三〇八号	船員外航従事令	
二、二二八	政令 三三三号	不法入国者等退去強制手続令	

国体改正

公布年月日 公布番号	題 件	名	備考
二、三二	勅令 一一六号	退職手当金、年金、其の他此等に準ずべき利益の給付の制限に因する件	
二、二一九	内務省令四三三号	帝國臣人日本武徳会の解散等に因する件	解散事務未了
二、二二六	内務省令三三三号	帝國臣人武蔵住宅協会等の解散等に因する件	
二、一三一	厚生省令 一七号	帝國臣人協会の解散等に因する件	第二條及第六

二二、八一六 政令 二三八号 解散團體の財産の管理及び処分等に関する政令

二二、九二一 政令 二八五号 解散團體財産売却委員会令

公職除任

公布年月日	公布番号	件名	備考
二二、二一六	政令 八一号	地方自治の吏員等聯合会役員命令の命令に基き退職したるときの特種料等を受けるの資格又は福利の喪失等に関する件	
二二、二二二	厚生 通達官令 一号	労働に就する團體の役員への就職禁止等に関する件	
二二、二二二	初令 一号	昭和二十一年初令第九号公職に就する就職禁止、退官、退職等に関する命令を改正する令	
二二、二二三	政令 一五号	町内会、部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行爲の制限に関する政令	

二二、二二二 政令 一五号 昭和二十一年初令第九号公職に就する就職禁止、退官、退職等に関する命令を改正する政令

二二、二二二 政令 一五号 昭和二十一年初令第九号公職に就する就職禁止、退官、退職等に関する命令を改正する政令

二二、二二二 政令 一五号 昭和二十一年初令第九号公職に就する就職禁止、退官、退職等に関する命令を改正する政令

二二、二二二 政令 一五号 昭和二十一年初令第九号公職に就する就職禁止、退官、退職等に関する命令を改正する政令

警察官制

公布年月日	公布番号	件名	備考
二二、二二二	政令 七三〇号	政治犯入等ノ資格制限ニ關スル件	

二三	丁一	政令	九号	婦女に死罪をせた右等の地罰に關する勅令	
二三	三一〇	府令	七号	前編第六号	
二三	三一〇	府令	七号	前編第六号	
二三	一	府令	二〇七号	外道八段取令	
二三	七二一	政令	二〇一号	昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣 施達官署内閣府令書官同に著く臨時措置に 關する政令	昭三五年法、洋二六 一号地方公務員 法附則第七項
二三	九三〇	政令	三〇六号	沖縄縣に於ける官吏に付戸籍登録等の特別 措置に關する政令	
二四	八一	政令	三〇〇号	引揚者の移居保持に關する政令	
二五	二二八	政令	二二号	國外居住日本人等に対する債權の弁済のた めとする登記の特例に關する政令	
二六	八一〇	政令	二六〇号	警察予備隊	
二五	一七一五	政令	三三三号	五箇方測量官所取扱命令	

公布年月日	公布番号	題 件 名	備 考
二、一、三〇	勅令 五二九	官吏の賞罰等取締令	
二、二、二七	内務省令三一七	外國旅客の調査等に関する省令	
二、二、九三〇	厚生省令二二七	死産の届出に関する規程	
二、二、二六	内務省令 一〇七	違令國人の著作權の使用についての調査に 關する省令	
二、二、三三	厚生省令 三三	伝染病届出規則	
二、二、六二一	司馬 厚生省令 一七	出生、死亡及び死産の報告に関する件	
二、二、二二九	政令 一二四	引揚渡渡所設置令	
二、二、三一	政令 三四	字及通設の關係に関する政令	
二、二、一六	政令 二七二	外國人に移住された著作權の登録及び保護 に関する政令	

産業経済関係

公布年月日	公布番号	題 件 名	備 考
二〇一、二一	勅令 六八一号	住宅緊急措置令	
二〇一、二四	勅令 六五七号	会社ノ解散ノ制限等ノ件	
二一、三三	勅令 一一八号	物價統制令	
二一、三三	大蔵省令 二八号	通貨等製造工場管理規則	
二一、四二〇	勅令 二二三号	持株会社整理委員会令	
二一、六一九	商工省令 二六号	化学肥料の緊急増産に関する件	
二一、九二八	勅令 四四三号	地代家賃統制令	
二一、一一一四	商工省令 四九号	パイプ類臨時措置規則	第四條
二一、一二三	勅令 五六七号	会社の証券保有制限等に関する勅令	

二一、三二〇	大蔵省令 一号	日本証券取引所の有価証券売買引事業特別会計に關する財産に関する件	清算未修了
二一、四二〇	勅令 一七一号	肥料配給公團令	
二一、八二六	政令 二六四号	閉鎖会社に関する債権の時効等の特別に関する勅令	
二一、二一五	政令 四八号	電話加入線の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する勅令	
二一、三一五	政令 五一号	外國人の財産取得に関する勅令	
二一、三一五	政令 五二号	金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する勅令	
二一、八一二	逓信省令 一〇号	逓合國人所有自動車購入登録規則	昭二六、九逓達省令 四二号で廃止
二一、七一五	政令 二六六号	輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する勅令	
二一、七三〇	政令 二八八号	横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する勅令	資産の整理未修了
二一、八一三	政令 三〇六号	漁船の操業区域の制限に関する勅令	

二八八二六	政令 三〇九号	運合國人工業所有權保護令
二八八二八	政令 三一〇号	外國船舶の不動産に對する租税の免除に關する政令
二八九九	政令 三二九号	特定標準の使用の禁止に關する政令
二九二二七	政令 三八二号	食糧増産のための臨時措置に關する政令
二九二二七	政令 三八二号	ドイツ人工業所有權特許法に關する政令
二九二二二	政令 七号	財税關の使用の禁止に關する政令
二九二二二	政令 八号	財税關の使用の禁止に關する政令
二九二二二	政令 九号	運合國人商標保護令
二九二二八	政令 一二号	外國人の商方に關する臨時措置令
二九八三一	政令 二八一号	けい船子船員の給与に充てらるべき補助金の交付に關する政令
二九八三一	政令 二八八号	自作地の創設に關する政令

二九一〇三	政令 三〇三号	空中写真の利用等に關する政令
二九一一一	政令 三二七号	國內航空運送事業令
二九一一一	政令 三三〇号	三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役員就任制限に關する政令
二九一一一	政令 三三二号	電氣事業再編成令
二九一一一	政令 三三三号	公債募集令
二九一一九	政令 三三六号	閉鎖公司の所有する在外記名証券の処置に關する政令
二九二二六	政令 三六九号	特定在外活動閉鎖株式の引当財産の管理に關する政令
二九二二六	政令 一三三三号	外國人の國際航空運送事業に關する政令

法務府法制意見第四号

昭和二十六年五月三十一日現在

ホツダム法令
改正
経過一覽
制定

ホツダム法令調第二表

勅令及政令

裏面白紙

20

昭和二十年

昭和二十年勅令第五百四十二号(昭和二十年勅令第五百四十二号(「米」の増産を奨励するに關する法律)施行に關する件)
公布 20.9.20 勅令 543
施行 公布の日
一部改正 21.9.17 勅令 433

昭和二十年勅令第五百六十八号(国防保安法施行等ニ關する件)
公布 20.10.13 勅令 568
施行 公布の日

昭和二十年勅令第五百七十五号(治安維持法施行等ニ關する件)
公布 20.10.15 勅令 575
施行 公布の日

昭和二十年勅令第五百七十六号(要港地帯法施行等ニ關する件)
公布 20.10.15 勅令 576
施行 公布の日

昭和二十年勅令第五百七十七号(金銀及白金、取引等取締ニ關する件)
公布 20.10.15 勅令 577
施行 公布の日
一部改正 21.10.1 勅令 456
廢止 25.5.1 法律 128
(施行 公布の日)

昭和二十年勅令第五百七十八号(金銀及白金、地金及合金、輸入制限及、票

止等ニ關する件)
公布 20.10.15 勅令 578
施行 公布の日
一部改正 20.11.24 勅令 655
一部改正 21.10.1 勅令 456
廢止 24.12.1 法律 228
(施行 政令で定める)

昭和二十年勅令第五百四号(軍事特別措置法施行等ニ關する件)
公布 20.10.24 勅令 604
施行 公布の日

昭和二十年勅令第六百五号(臨時郵便取締法施行等ニ關する件)
公布 20.10.24 勅令 605
施行 公布の日

昭和二十年勅令第六百五号(外国為替管理、罰則、特例ニ關する件)
公布 20.10.31 勅令 615
施行 公布の日
廢止 24.12.1 法律 228
(施行 政令で定める)

昭和二十年勅令第六百三十四号(兵役法施行等ニ關する件)
公布 20.11.17 勅令 634
施行 公布の日
一部改正 21.5.24 勅令 284
一部改正 22.5.17 政令 52

要領物資使用収用令

20

公布 20.11.17 勅令 635
施行 公布の日

土地工作物使用令
公布 20.11.19 勅令 636
施行 公布の日

昭和二十年勅令第六百三十八号(治安警察法施行等ニ關する件)
公布 20.11.21 勅令 638
施行 公布の日

住宅緊急措置令
公布 20.11.21 勅令 641
施行 公布の日
一部改正 21.6.1 勅令 298

昭和二十年勅令第六百四十三号(軍馬資源保護法施行等ニ關する件)
公布 20.11.27 勅令 643
施行 公布の日

昭和二十年勅令第六百五十五号(昭和十二年法律第二十号施行等ニ關する件)
公布 20.11.24 勅令 655
施行 公布の日

昭和二十年勅令第六百五十六号(外国為替管理令、金銀保管、件)
公布 20.11.24 勅令 656
施行 公布の日
廢止 25.3.18 政令 35

(施行 公布の日)

昭和二十年勅令第六百五十七号(会社解散、制限等、件)
公布 20.11.24 勅令 657
施行 公布の日
一部改正 21.3.15 勅令 143
一部改正 23.6.24 政令 138
一部改正 23.11.27 政令 352
一部改正 23.12.3 政令 362
一部改正 24.9.29 政令 342

才一復員裁判所及才二復員裁判所令
公布 20.11.24 勅令 658
施行 20.11.30
廢止 21.5.18 勅令 278
(施行 公布の日)

昭和二十年勅令第七百十八号(宗教団体の取締、件)
公布 20.12.28 勅令 718
施行 公布の日

宗教法人令
公布 20.12.28 勅令 719
施行 公布の日
一部改正 21.2.1 勅令 70
一部改正 23.7.7 法律 110
一部改正 25.3.31 法律 79
廢止 26.4.3 法律 120
(施行 公布の日)

昭和二十年勅令第七百三十号(政治犯人

・資格回復=同件)
公布 20.12.29 勅令 730
施行 公布の日

昭和二十一年勅令七百三十一号(衆議院
議員選挙人名簿の特例=同件)
公布 20.12.29 勅令 731
施行 公布の日
(限時 21.12.29迄)

21

昭和二十一年

昭和二十一年勅令百三十三号(國際的協
定又國際的禁止等=同件)
公布 21.1.22 勅令 33
施行 公布の日
一部改正 21.4.1 勅令 188

(昭和22.法律54.私的独占の禁止
及公正取引の確保に関する法律有
関係及び前条により失効)

昭和二十一年勅令百四十三号(學生年金
保障法中改正=同件)
公布 21.1.26 勅令 43
施行 公布の日

有毒飲食等取締令
公布 21.1.30 勅令 51
施行 公布の日
一部改正 21.6.18 勅令 325

昭和二十一年勅令百五十三号(工業所新設
法戦時特例中改正=同件)
公布 21.1.30 勅令 53
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百六十八号(選給法特
例=同件)
公布 21.2.1 勅令 68
施行 公布の日
(20.11.24より適用)
一部改正 21.6.5 勅令 304
一部改正 23.10.9 政令 319
一部改正 26.5.1 政令 130

昭和二十一年勅令百七十一号(明治三十九
法律百二十四号官用雜社經費=同件
禁止等=同件)
公布 21.2.2 勅令 71
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百八十一号(地方自治
吏員等聯合團體の司會官、命令、差遣
職務、引退、懲戒等受ける資格又
は権利、喪失等=同件)
公布 21.2.16 勅令 81
(20.11.24より適用)

昭和二十一年勅令百八十一号(永樂土地建
物株式會社、成立、取引、制限等=同件)
公布 21.2.16 勅令 82
施行 公布の日
廃止 21.9.4 勅令 418
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令百九十一号(衆議院議
員選挙法百一一条、三又百四十四
条適用=同件)
公布 21.2.22 勅令 96
施行 次の日(選挙上)
一部改正 21.11.15 勅令 510

昭和二十一年勅令百一十号(政電協會共
他、団体、結成、禁止等=同件)
公布 21.2.23 勅令 101
(21.1.4より適用)
一部改正 21.6.12 勅令 312
一部改正 21.11.27 勅令 570
一部改正 22.3.15 勅令 24

一部改正 22.12.17 法律 195
一部改正 22.12.26 法律 239
一部改正 22.12.30 政令 328
一部改正 23.4.17 政令 87
全改 24.4.4 政令 64
(施行 公布の日)

国体等規正令

昭和二十一年勅令百五号(戦争終結後復員
兵の除隊等)等(附則施行)
公布 21.2.27 勅令 105
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百九号(就職禁止、退官、
退職等)等(附則施行)

公布 21.2.28 勅令 109
施行 公布の日
一部改正 21.6.5 勅令 306
一部改正 21.6.5 勅令 307
全改 22.1.4 勅令 1
(施行 公布の日)

一部改正 22.3.13 勅令 77
一部改正 22.7.2 政令 119
一部改正 22.11.7 政令 237
一部改正 22.12.27 政令 288
一部改正 23.2.9 政令 32
一部改正 23.7.1 政令 145
一部改正 23.8.13 政令 228
一部改正 25.9.30 政令 297

昭和二十一年勅令百十号(臨時軍事法特別
会計、終結)等(附則施行)
公布 21.2.28 勅令 110
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百十二号(軍人及軍属
の交付金等)等(附則施行)
公布 21.2.28 勅令 112
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百十六号(退職手当、
年金、遺族年金等)等(附則施行)
公布 21.3.2 勅令 116
(20.11.24より適用)

物價統制令

公布 21.3.3 勅令 118
施行 公布の日
一部改正 21.8.12 勅令 382
一部改正 22.4.15 勅令 133
一部改正 23.7.7 法律 110
一部改正 23.10.7 政令 317
一部改正 24.2.3 政令 36
一部改正 24.5.31 法律 164
一部改正 25.5.10 勅令 164
一部改正 25.7.1 政令 215

都會地輸入物制限令

公布 21.3.9 勅令 126
施行 公布の日
一部改正 21.5.24 勅令 222
一部改正 21.9.27 勅令 402
一部改正 21.11.29 勅令 518
一部改正 22.3.15 勅令 82
全改 22.12.22 法律 221
(23.12.31より適用)

昭和二十一年勅令百三十九号(臨時船
舶管理法中改正等)等(附則施行)
公布 21.3.14 勅令 139
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百四十二号(國有鐵
道法中改正等)等(附則施行)
公布 21.3.14 勅令 142
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百四十四号(臨時肥
料配給統制法中改正等)等(附則施行)
公布 21.3.16 勅令 144
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百四十六号(昭和十二
年法律第八十四号大東亞戦争一
集中、選挙権及び被選挙権等)等
(附則施行)
公布 21.3.18 勅令 146
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百四十八号(會計法
臨時特例中改正等)等(附則施行)
公布 21.3.18 勅令 148
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百五十号(昭和十八
年法律第八十八号附屬法、停止)等
(附則施行)
公布 21.3.23 勅令 151
施行 公布の日

持株会社整理委員会令
公布 21.4.20 勅令 233
施行 公布の日

一部改正 21.11.25 勅令 567
一部改正 21.12.4 勅令 592
一部改正 22.1.24 勅令 21
一部改正 22.12.13 法律 204
一部改正 23.7.7 法律 110
一部改正 23.8.19 政令 240
一部改正 23.12.3 政令 361
一部改正 24.4.26 政令 78
一部改正 24.5.19 法律 78
一部改正 24.12.6 政令 383
一部改正 25.1.21 政令 7
一部改正 25.11.1 政令 326
一部改正 25.11.21 政令 340
一部改正 25.12.19 勅令 357
一部改正 26.3.23 政令 49
一部改正 25.3.31 法律 79

会社配当等禁止制限令

公布 21.4.27 勅令 243
施行 公布の日
廢止 22.12.16 法律 190
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令百六十二号(日本
通運株式會社法中改正等)等(附則施行)
公布 21.5.6 勅令 262
施行 公布の日

昭和二十一年勅令百六十三号(退職員
の除却、就職禁止及復職等)等
公布 21.5.7 勅令 263
施行 公布の日
全改 22.5.21 政令 62
(施行 公布の日)

一部改正 23.8.13 政令 228
一部改正 25.9.9 政令 285

昭和二十一年勅令第二百六十六号(偏兵院法
王座止する勅令)

公布 21.5.13 勅令 246
施行 公布の日

昭和二十一年勅令第二百七十三号(民事裁判
権の特例に関する勅令)

公布 21.5.15 勅令 273
施行 公布の日

一部改正 21.10.11 勅令 475
一部改正 25.10.31 政令 324

昭和二十一年勅令第二百七十四号(刑事裁判
権の特例に関する勅令)

公布 21.5.15 勅令 274
施行 公布の日

一部改正 21.6.12 勅令 311
廃止 25.10.31 政令 325
(施行 25.11.1)

臨時貴金属数量等報告令

公布 21.5.16 勅令 275
施行 公布の日

一部改正 21.10.1 勅令 456
一部改正 21.11.4 勅令 516

廃止 24.8.1 政令 292
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令第二百七十七号(関税法
の罰則等の特例に関する勅令)

公布 21.5.17 勅令 277
施行 公布の日

一部改正 21.11.27 勅令 576
一部改正 22.5.3 政令 23

廃止 23.7.7 法律 107
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令第二百七十八号(陸軍軍
法会議法、海軍軍法会議法及び復
員裁判所及び復員裁判所合廃止関
する勅令)

公布 21.5.18 勅令 278
施行 公布の日

一部改正 22.5.17 政令 52

昭和二十一年勅令第二百八十三号(軍需金
融等特別措置法の一部を改正する勅
令)

公布 21.5.24 勅令 283
施行 公布の日

昭和二十一年勅令第二百八十五号(役員官署
に於て運輸船舶に就いて復員又は特
殊に使用される乗員に付船員法等
の一部を適用する勅令)

公布 21.5.24 勅令 285
施行 内閣府理大臣、定411日21
施行

特定財産管理令

公布 21.5.25 勅令 286
施行 公布の日

一部改正 24.1.28 政令 27
一部改正 24.5.31 法律 134

21

一部改正 24.5.31 法律 145
一部改正 25.5.4 法律 147

臨時建築制限令

公布 21.5.29 勅令 288
施行 公布の日

廃止 22.2.8 勅令 45
(施行 公布の日)

聯合國財産の返還等の特例

公布 21.5.31 勅令 294
施行 公布の日

一部改正 22.2.8 勅令 46
一部改正 24.5.31 法律 134

廃止 26.1.22 政令 6
(施行 公布の日)

銃砲等所持禁止令

公布 21.6.3 勅令 300
施行 21.6.15

一部改正 21.8.14 勅令 384
一部改正 21.9.18 勅令 434

一部改正 22.5.21 政令 63
一部改正 22.12.26 法律 239

一部改正 23.3.6 法律 11
廃止 25.11.15 政令 334
(施行 25.11.20)

昭和二十一年勅令第三百十一号(聯合國占
領軍の占領目的に有害な行為に對する
罰則に関する勅令)

公布 21.6.12 勅令 311
施行 21.7.15

一部改正 22.8.25 政令 166

金貨、銀貨 25.10.31 政令 325
(施行 25.11.1)

戦時国庫券発行局規程令

戦時国庫券発行局規程令

公布 21.6.20 勅令 328
施行 公布の日

廃止 24.12.1 法律 228
(施行 政令(定めの日))

昭和二十一年勅令第三百十九号(閉鎖域
内に關する債權の時効等の特例に關す
る勅令)

公布 21.6.20 勅令 329
施行 公布の日

廃止 23.8.26 政令 264
(施行 公布の日)

支那軍団解散令

公布 21.6.20 勅令 330
施行 別に規定する

廃止 24.12.1 法律 232
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令第四百一十一号(戸籍法
の一部を改正する勅令)

公布 21.9.9 勅令 421
施行 21.10.1

代家賃統制令

公布 21.9.28 勅令 443
施行 21.10.1

一部改正 22.1.29 勅令 27

98 8

一部改正 23.10.9 政令 320
一部改正 25.7.11 政令 225
一部改正 26.4.18 政令 109

昭和二十一年勅令第四百四十六号(重要産業団体法を廃止する等の勅令)
公布 21.9.28 勅令 446
施行 公布の日

昭和二十一年勅令第四百五十二号(昭和二十年法律第四十四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する等の勅令)
公布 21.9.30 勅令 452
施行 公布の日

昭和二十一年勅令第五百二十九号(漢業法の罰則の特例に関する勅令)
公布 21.11.7 勅令 529
施行 公布の日
一部改正 23.12.14 政令 370

昭和二十一年勅令第五百六十二号(船舶保護法の廃止等に関する勅令)
公布 21.11.22 勅令 562
施行 公布の日

昭和二十一年勅令第五百六十三号(東亞海運株式会社の解散に関する勅令)
公布 21.11.22 勅令 563
施行 公布の日

昭和二十一年勅令第五百六十四号(軍用電気通信法等を廃止する勅令)
公布 21.11.22 勅令 564
施行 公布の日

昭和二十一年勅令第五百六十七号(金社の証券保有制限等に関する勅令)
公布 21.11.25 勅令 567
施行 公布の日
一部改正 21.12.24 勅令 87
一部改正 22.1.4 勅令 21
一部改正 22.2.13 勅令 48
一部改正 22.12.18 法律 204
一部改正 23.8.19 政令 240
一部改正 23.11.27 政令 352
一部改正 23.12.3 政令 361
一部改正 23.12.3 政令 362
一部改正 24.4.26 政令 78
一部改正 25.6.6 政令 179
一部改正 25.11.1 政令 326

昭和二十一年勅令第五百六十四号(日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令)
公布 21.12.29 勅令 634
施行 公布の日
廃止 25.7.11 政令 224
(施行 公布の日)

22

昭和二十二年

昭和二十二年勅令第三号(市町村長及び修補禁止等に関する勅令)
公布 22.1.4 勅令 3
施行 公布の日
廃止 26.2.15 政令 26
(施行 公布の日)

昭和二十二年勅令第四号(町内会、部落会及び連合会長の選挙に関する勅令)
公布 22.1.4 勅令 4
施行 公布の日
廃止 22.3.3 勅令 67
(施行 公布の日)

昭和二十二年勅令第九号(婦女に資遣と七五者等の処罰に関する勅令)
公布 22.1.15 勅令 9
施行 公布の日

昭和二十二年勅令第三十六号(連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令)
公布 22.1.31 勅令 36
施行 公布の日
(限時 22.3.31 まで)
一部改正 23.8.1 法律 207

昭和二十二年勅令第六十一号(昭和二十二年勅令第一号(公職に関する職職禁止通職等に関する勅令)の特例に関する勅令)
公布 22.2.28 勅令 61
施行 公布の日

昭和二十二年勅令第六十五号(昭和二十二年勅令第一号の規定による消費税率の指定の解除の申請に関する勅令)

公布 22.3.3 勅令 65
施行 公布の日
一部改正 22.7.2 政令 119
一部改正 22.7.15 政令 136
廃止 23.3.27 政令 62
(施行 23.4.15)

南鎮機関令

公布 22.3.10 勅令 74
施行 公布の日
一部改正 23.8.21 政令 251
一部改正 24.5.31 法律 145
一部改正 25.5.4 法律 141
一部改正 25.12.26 政令 368

南鎮機関整理委員会令

公布 22.3.10 勅令 75
施行 公布の日
一部改正 22.12.27 政令 285
一部改正 23.8.21 政令 252

昭和二十二年勅令第九号(昭和二十年法律第四十四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する勅令)

公布 22.3.31 勅令 109
施行 公布の日

肥料配給公団令

公布 22.4.20 勅令 171

施行 22.6.20

一部改正 22.12.19 法律 213
一部改正 23.3.31 法律 16
一部改正 23.7.7 法律 110
一部改正 23.7.13 法律 157
一部改正 24.5.31 法律 171
一部改正 24.12.16 法律 273
一部改正 25.3.31 法律 58
一部改正 25.3.31 法律 79

外国人登録令

公布 22.5.2 勅令 207
施行 公布の日
一部改正 22.12.17 法律 195
一部改正 22.12.26 法律 239
一部改正 24.8.19 政令 312
一部改正 24.12.3 政令 381
一部改正 25.7.11 政令 227
一部改正 25.9.30 政令 295
一部改正 26.2.28 政令 33

昭和二十二年政令第九号(内務省、郵務省、又はその連合会等に関する解散、親職禁止その他の行為の制限に関する政令)

公布 22.5.3 政令 15
施行 公布の日

昭和二十二年政令第二十号(陸軍刑法と廃止する等の政令)

公布 22.5.17 政令 52
(22.5.3 の適用)

昭和二十二年政令第五号(国際電気通信株式会社法と廃止する等の政令)

公布 22.5.19 政令 53
施行 22.5.25

昭和二十二年政令第九号(鉄道営業法と条令二項の規定の適用除外に関する政令)

公布 22.6.28 政令 113
施行 公布の日
廃止 23.7.7 法律 112
(施行 23.7.19)

飲食営業緊急措置令

公布 22.7.1 政令 118
施行 公布の日
一部改正 22.12.29 政令 314
一部改正 23.2.28 政令 44
一部改正 23.4.30 政令 98
廃止 24.5.7 法律 52
(施行 公布の日)

昭和二十二年政令第六十五号(連合国占領軍の特務又は連合国占領軍に附属し、若しくは随伴する者の職掌の收受及び所持の禁止に関する政令)

公布 22.8.25 政令 165
施行 公布の日
廃止 24.12.15 政令 389
(施行 公布の日)

昭和二十二年政令二百五号(昭和二十二年法律第四十四号(国家総動員法及び戦時緊急措置法と廃止する法律)の一部を改正する政令)

公布 22.9.30 政令 205

施行 公布の日

昭和二十二年新令第二百十五号(復興庁の部局に対する措置に関する政令)

公布 22.10.15 政令 215
施行 公布の日
一部改正 22.12.30 政令 325
廃止 23.5.29 政令 124
(施行 23.5.31)

昭和二十二年政令第二百四十四号(特殊用途機械の破壊に関する政令)

公布 22.11.22 政令 244
施行 公布の日

暗号電報設備等撤去令

公布 22.12.29 政令 318
施行 公布の日
一部改正 26.1.22 政令 6

昭和二十二年政令第二百二十五号(或二復興局及び地方復興局に対する措置に関する政令)

公布 22.12.30 政令 325
施行 23.1.1
廃止 23.5.29 政令 124
(施行 23.5.31)
一部改正 23.6.3 法律 52

23

昭和二十三年

昭和二十三年政令第六十二号(公職選挙
審査委員会及び公職資格訴願審
査委員会の廃止に関する政令)
公布 23.3.27 政令 62
施行 23.4.15

昭和二十三年政令第六十三号(金融機
関再整備法の一部を改正する政令)
公布 23.3.27 政令 63
施行 公布の日

昭和二十三年政令第六十四号(金融機
関整理緊急措置法の一部を改正
する政令)
公布 23.3.27 政令 64
施行 公布の日
一部改正 23.7.21 法律 184

重要物資在庫緊急調査令
公布 23.3.27 政令 65
施行 公布の日
一部改正 23.6.18 政令 133
一部改正 23.9.30 政令 311
一部改正 24.3.31 政令 60

昭和二十三年政令第六十七号(昭和二十
三年法律第十四号国家総動員法及び戦
時緊急措置法を廃止する法律の一部を
改正する政令)
公布 23.3.9 政令 67
施行 公布の日

引揚援護機設置令

公布 23.5.29 政令 124
施行 23.5.31
一部改正 24.5.31 法律 133
一部改正 24.5.31 法律 154

国家総動員法及び戦時緊急措置
法を廃止する法律の一部を改正する
政令
公布 23.7.30 政令 194
施行 公布の日

昭和二十三年七月二十二日附内閣総理
大臣宛連合司最高司令官書簡に基く
臨時措置に関する政令
公布 23.7.31 政令 201
施行 公布の日

貿易資金特別会計法の一部を改正
する政令
公布 23.8.16 政令 231
施行 公布の日
(23.8.14 から適用)

閉鎖区域に関する債権の時効等の特
例に関する政令
公布 23.8.26 政令 264
施行 公布の日

解散団体財産売却理事会
公布 23.9.4 政令 285
施行 公布の日
一部改正 24.9.8 政令 328

23

連合国財産上の家屋等の譲渡に
関する政令

公布 23.9.22 政令 298
施行 公布の日
一部改正 24.5.31 法律 134
一部改正 26.1.22 政令 7

沖縄関係事務整理に伴う沖縄恩
給等の特別措置に関する政令
公布 23.9.30 政令 306
施行 23.10.1
一部改正 24.5.31 法律 137
一部改正 24.12.21 政令 396

国家総動員法及び戦時緊急措
置法を廃止する法律の一部を改正
する政令
公布 23.11.24 政令 351
施行 公布の日

会社等臨時措置法等を廃止する
政令
公布 23.12.31 政令 402
施行 公布の日から起算して10日
を超えない日から施行

解散団体の財産の管理及び処分
等に関する政令
公布 23.8.19 政令 238
施行 公布の日
一部改正 24.2.9 政令 42
一部改正 24.4.4 政令 64
一部改正 24.4.30 政令 80
一部改正 24.9.8 政令 327

一部改正 24.10.17 政令 351
一部改正 25.3.31 政令 6
一部改正 25.9.14 政令 29
一部改正 26.5.22 政令 61

24

昭和二十四年

船舶運航管理令

公布 24.1.26 政令 26
施行 公布の日から起算して10日を超え
ない日から施行
一部改正 24.5.31 法律 157
一部改正 24.6.17 政令 208
一部改正 24.8.13 政令 303
廃止 25.3.31 政令 48
(施行 25.4.1)

学校施設の確保に関する政令

公布 24.2.1 政令 34
施行 公布の日

公職に関する就職禁止、退職等に関する
法令の規定による調査報告書の指
定の持免に関する政令

公布 24.2.8 政令 39
施行 公布の日
一部改正 24.4.4 政令 64
廃止 26.3.28 政令 51
(施行 26.4.1)

ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに付
する取産送還に関する政令

公布 24.2.11 政令 46
施行 公布の日
一部改正 24.8.18 政令 310
一部改正 25.3.31 法律 79
一部改正 26.1.22 政令 6

電報、電報の取扱及び電報の運送
禁止等に関する政令

公布 24.2.15 政令 48

施行 公布の日

外国人の財産取得に関する政令

公布 24.3.15 政令 51
施行 公布の日
一部改正 24.5.24 法律 103
一部改正 24.5.31 法律 164
一部改正 24.8.18 政令 310
一部改正 24.8.18 政令 311
一部改正 25.1.14 政令 3
一部改正 25.5.10 法律 163
一部改正 25.5.10 法律 164
一部改正 25.8.5 政令 253
一部改正 25.12.20 法律 290
一部改正 26.1.22 政令 6
一部改正 26.1.22 政令 7

金、外国通貨及び外貨表示証書
の買上に関する政令

公布 24.3.15 政令 52
施行 公布の日
一部改正 24.4.30 法律 41
一部改正 24.5.24 法律 103
一部改正 24.5.28 政令 120
一部改正 24.7.16 政令 273
一部改正 24.12.1 法律 227
一部改正 25.3.18 政令 34

外国為替管理委員会令

公布 24.3.16 政令 53
施行 公布の日
一部改正 24.5.31 法律 133
一部改正 24.9.27 政令 340
一部改正 24.12.1 法律 227
廃止 24.12.1 法律 229

24

(施行 政令で定めの日)

政府職員に対する退職手当の停止
に関する政令

公布 24.5.16 政令 45
施行 公布の日
廃止 24.7.11 政令 264
(施行 公布の日)

国家行政職員法及び戦時緊急措
置法を廃止する法律の一部を改
正する政令

公布 24.5.23 政令 100
施行 公布の日

貿易特別会計法の一部を改正する
政令

公布 24.5.28 政令 120
施行 公布の日

戦時及戦後の貨物の輸出入の取締に
関する政令

公布 24.6.13 政令 199
施行 公布の日
一部改正 24.8.10 政令 299
廃止 24.12.1 法律 228
(施行 政令で定めの日)

昭和二十四年度及び昭和二十五年
度総合均等予算の案に併せて退職手
当の臨時措置に関する政令

公布 24.7.11 政令 264
施行 公布の日

一部改正 24.4.13 政令 79
廃止 25.5.4 法律 142
(施行 公布の日)

輸出振興のための外貨資金の優先使
用に関する政令

公布 24.7.15 政令 266
施行 公布の日
一部改正 24.10.25 政令 353

外国人に移転された著作権、隣接
及び保護に関する政令

公布 24.7.16 政令 272
施行 公布の日

貿易特別会計法の一部を改正する政令

公布 24.7.22 政令 279
施行 公布の日

横濱正金銀行の旧勘定資産の
整理に関する政令

公布 24.7.30 政令 288
施行 公布の日

旧日本占領地域に本店を有する会社
の本邦内に係る財産の整理に関する
政令

公布 24.8.7 政令 291
施行 公布の日
一部改正 25.5.1 政令 114

貴金屬地金の取引等についての帳簿

其の報告に関する政令
公布 24.8.1 政令 292
施行 公布の日
廃止 25.5.1 法律 128
(施行 公布の日)

出入国の管理に関する政令
公布 24.8.10 政令 299
施行 公布の日
一部改正 25.2.28 政令 24
一部改正 25.4.1 法律 80
一部改正 25.9.30 政令 295

引揚者の秩序保持に関する政令
公布 24.8.11 政令 300
施行 公布の日

渡船の操業区域の制限に関する政令
公布 24.8.15 政令 306
施行 24.8.20
一部改正 24.9.1 政令 339
一部改正 25.1.28 政令 14
一部改正 25.11.8 政令 331

連合国人工業所有権戦後措置令
公布 24.8.16 政令 309
施行 24.9.1
一部改正 25.5.24 政令 156
一部改正 25.8.28 政令 278
一部改正 25.9.1 政令 294
一部改正 26.1.22 政令 6
一部改正 26.1.27 政令 14
一部改正 26.1.30 政令 18

連合国財産である株式の回復に関する政令
公布 24.8.18 政令 310
施行 公布の日
一部改正 25.3.31 法律 79
一部改正 25.5.19 政令 145
一部改正 26.1.22 政令 6

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令
公布 24.8.18 政令 311
施行 公布の日
一部改正 24.12.23 政令 399
一部改正 25.5.4 法律 141
一部改正 26.1.22 政令 6
一部改正 26.1.22 政令 7
一部改正 26.3.30 法律 58

特許標章の使用の禁止等に関する政令
公布 24.9.9 政令 329
施行 公布の日

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令
公布 24.10.25 政令 353
施行 公布の日
一部改正 24.11.8 政令 362
一部改正 24.12.1 法律 227
廃止 24.12.1 法律 228
(施行 政令で定めの日)

国策統制員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部改正の政令

24

公布 24.11.26 政令 373
施行 公布の日

日本ナショナル金銭登録機械販売株式会社に対する財産の返還に関する政令

公布 24.12.1 政令 374
施行 公布の日

食糧確保のための臨時措置に関する政令

公布 24.12.7 政令 384
施行 公布の日

連合国占領軍財産等收受所持禁止令

公布 24.12.15 政令 389
施行 公布の日
一部改正 25.10.2 政令 301

25

昭和二十五年

外国人の事業活動に関する政令

公布 25.1.14 政令 3
 施行 公布の日
 廃止 26.5.4 政令 133
 (施行 公布の日)

ドイツ人工業所有権特別措置令

公布 25.1.17 政令 4
 施行 公布の日

戦時商号の使用の禁止等に関する政令

公布 25.1.27 政令 7
 施行 公布の日から起算して十四日経過した日
 一部改正 25.5.29 政令 168
 一部改正 26.3.29 政令 56

戦時商標の使用の禁止等に関する政令

公布 25.1.21 政令 8
 施行 公布の日から起算して十四日経過した日
 一部改正 25.5.29 政令 169
 一部改正 26.3.29 政令 37
 5

連合国商標戦後措置令

公布 25.1.21 政令 9
 施行 25.2.1
 一部改正 25.7.5 政令 221
 一部改正 25.9.1 政令 294
 一部改正 26.1.30 政令 19

連合国最高司令官の許可を得て海外に

渡航する者に対して発給する旅券に関する政令

公布 25.1.21 政令 11
 施行 25.2.21

外国人の商号に関する臨時措置令

公布 25.1.28 政令 12
 施行 公布の日
 一部改正 26.3.22 政令 48

国外居住外国人等に対する債務の清算のために供託の特例に関する政令

公布 25.2.28 政令 22
 施行 公布の日
 一部改正 25.8.4 政令 252
 一部改正 25.9.20 政令 292

国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との交換に関する政令

公布 25.2.28 政令 25
 施行 25.3.1

国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令

公布 25.3.27 政令 38
 施行 25.4.1

船舶運送令

公布 25.3.31 政令 48
 施行 25.4.1
 一部改正 25.8.10 法律 242

25

米穀計日援助見返資金等特別会計から貿易特別会計に繰入金等に関する政令

公布 25.7.11 政令 226
 施行 公布の日

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令

公布 25.7.11 政令 227
 施行 公布の日
 一部改正 25.9.30 政令 295
 一部改正 26.2.28 政令 33

ドイツ戦時管理令

公布 25.8.4 政令 252
 施行 25.8.5
 一部改正 26.2.26 政令 30
 一部改正 26.5.9 政令 145

警察予備隊令

公布 25.8.10 政令 260
 施行 公布の日

法務府設置法等の一部を改正する政令

公布 25.8.18 政令 263
 施行 公布の日

けい船予備員の給与に充てらるる補助金の交付に関する政令

公布 25.8.31 政令 281
 施行 公布の日

自作果の創設に関する政令

公布 25.9.11 政令 288
 施行 公布の日
 一部改正 25.10.9 政令 307
 一部改正 26.3.31 政令 89

出入国管理庁設置令

公布 25.9.30 政令 295
 施行 25.10.1
 一部改正 25.12.26 政令 370
 一部改正 26.2.28 政令 33

国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令

公布 25.9.30 政令 300
 施行 公布の日

軍用貨物の利用等に関する政令

公布 25.10.3 政令 302
 施行 公布の日

船隻外航従事令

公布 25.10.10 政令 308
 施行 公布の日
 一部改正 26.4.7 政令 93

海上保安庁法等の一部を改正する政令

公布 25.10.23 政令 318
 施行 公布の日

連合国人に対する刑事事件特別措置令

公布 25. 10. 31 政令 324
施行 25. 11. 1

国内航空運送事業令

公布 25. 11. 1 政令 327
施行 公布の日
一部改正 26. 2. 23 政令 29

銃砲刀剣類等所持取締令

公布 25. 11. 15 政令 334
施行 25. 11. 20

三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役員らの就職制限に関する政令

公布 25. 11. 21 政令 340
施行 公布の日

電気事業再編成令

公布 25. 11. 24 政令 342
施行 25. 12. 15
一部改正 26. 1. 20 政令 5

公益事業令

公布 25. 11. 24 政令 343
施行 25. 12. 15

南満洲鐵道の所有する在外記名証券等の処理に関する政令

公布 25. 12. 19 政令 356

施行 公布の日

特定在外活動街鎮機関等の引当財産の管理に関する政令

公布 25. 12. 26 政令 369
施行 公布の日

26

昭和二十六年

連合国財産の返還等に関する政令

公布 26. 1. 22 政令 6
施行 公布の日
一部改正 26. 4. 10 法律 142

朝鮮總督府交通司共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令

公布 26. 3. 6 政令 40
施行 公布の日

国家総動員法及び戦時緊急措置法と廃止する法律の一部を改正する政令

公布 26. 3. 30 政令 65
施行 公布の日

不法入国者等退去強制手続令

公布 26. 2. 28 政令 33
施行 公布の日
一部改正 26. 3. 31 政令 75
一部改正 26. 5. 15 政令 155

外国人の国際航空運送事業に関する政令

公布 26. 5. 4 政令 133
施行 公布の日

閣令・府(廳)令及^の省令

裏面白紙

昭和二十年

昭和二十年閣令四三三号(連合國占領軍、爲郵便物、電報及電話、通話、機關、開闢件)

公布 20.10.12 閣令 43
施行 公布の日

昭和二十年閣令四三三号(連合國占領軍、爲郵便物、電報及電話、通話、機關、開闢件)

公布 20.12.22 閣令 72
施行 公布の日
一部改正 21.2.12 通話 5
一部改正 21.2.20 通話 12
廢止 22.11.7 通話 32
(施行 公布の日)

建築調查令

公布 20.12.29 閣令 3
施行 21.1.1
一部改正 21.7.29 閣令 5
廢止 22.3.31 閣令 7
(施行 公布の日)

昭和二十年閣令文部省令、農林省令、商工省令、運輸省令、第一号(工場事業場、研究機關等、事業報告書等、開闢件)

公布 20.10.10 閣令 1
施行 公布の日
一部改正 21.6.19 閣令 1
一部改正 21.7.20 閣令 1
(施行 公布の日)

昭和二十年大藏省令七十九号(連合國占領軍、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件)

公布 20.9.4 大藏省令 79
施行 公布の日
廢止 23.7.15 大藏省令 63
(施行 公布の日)

昭和二十年大藏省令八十五号(連合國占領軍、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件)

公布 20.9.26 大藏省令 85
施行 公布の日
一部改正 20.11.25 閣令 101
一部改正 23.1.22 閣令 4
一部改正 24.5.31 法律 134
廢止 26.1.22 閣令 6
(施行 公布の日)

昭和二十年大藏省令九百号(日本証券取引所法中改正、件)

公布 20.11.25 大藏省令 100
施行 公布の日

昭和二十年大藏省令九百一十号(外債償還、法律、廢止及外國為替管理、修正、件)

公布 20.11.25 大藏省令 101
施行 公布の日
一部改正 26.1.22 閣令 6

昭和二十年大藏省令九百八十八号(印度支那銀行、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件)

公布 20.12.27 大藏省令 108

20

施行 公布の日

一部改正 21.4.25 大藏省令 58

印度支那銀行、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件

公布 20.12.27 大藏省令 108

印度支那銀行、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件

公布 20.12.11 大藏省令 108

印度支那銀行、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件

公布 20.3.10 閣令 10
(施行 公布の日)

昭和二十年大藏、外務、內務、司法省令、第一号(外債償還、法律、廢止及外國為替管理、修正、件)

公布 20.10.26 閣令 1
施行 公布の日

一部改正 21.2.13 閣令 1

一部改正 21.4.25 閣令 2

一部改正 21.11.25 閣令 4

一部改正 21.12.14 閣令 6

一部改正 22.1.27 閣令 1

廢止 22.3.10 閣令 74
(施行 公布の日)

昭和二十年大藏、外務、司法省令、第二号

(外債銀行、外國銀行及特別戰時機關、資產及負債、整理、開闢件)

公布 20.11.24 大藏、外務、司法省令 2

施行 公布の日

廢止 22.3.10 閣令 1
(施行 公布の日)

昭和二十年大藏、司法省令、第一号(國產品統制會、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件)

公布 20.12.26 司法省令 3

施行 公布の日
廢止 24.7.15 大藏省令 1
(施行 公布の日)

昭和二十年厚生省令第四十一号(勞務、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件)

公布 20.10.6 厚生省令 41
施行 公布の日

昭和二十年厚生省令第四十四号(勞務、爲「B」号用表、補償通貨、開闢件)

公布 20.11.20 厚生省令 44
施行 公布の日
廢止 23.7.10 法律 123
(施行 公布の日)

花柳病予防法特例

公布 20.11.22 厚生省令 45
施行 20.12.1
廢止 23.7.15 法律 167

(施行 23. 9. 1)

昭和二十年厚生省令第四十号(新藥取締
根拠、栽培、採取、製造輸入及輸出等
禁止ニ関スル件)

公布 20. 11. 24 厚生省令 46
施行 公布の日
廃止 23. 7. 10 法律 23
(施行 公布の日)

昭和二十年厚生省令第四十一号(港湾
荷役力及船舶等整備能力、確保禁止
ニ関スル件)

公布 20. 10. 12 厚生省令 1
施行 公布の日
一部改正 22. 5. 2 厚生省令 16
一部改正 22. 9. 10 厚生省令 2

昭和二十年農林省令第一号(工務
下等農産物、市果報告書ニ関スル件)
公布 20. 9. 29 農林省令 1
施行 公布の日

昭和二十年商工、文部、農林省令第一号(生
糸、生糸、能産、織造、生産制限
ニ関スル件)

公布 20. 10. 10 商工、文部、農林省令 1
施行 公布の日
一部改正 21. 2. 13 厚生省令 1
一部改正 22. 1. 31 厚生省令 1

外務省令
公布 24. 6. 10 外務省令 1
一部改正 24. 9. 1 外務省令 1
一部改正 25. 11. 2 外務省令 1
一部改正 25. 12. 29 外務省令 2

昭和二十年商工、文部、運輸省令第一号(船舶検査
ニ関スル件)
公布 20. 12. 29 商工、文部、運輸省令 1
施行 公布の日

昭和二十年商工、農林省令第一号(生
糸、生糸、能産、織造、生産制限
ニ関スル件)
公布 20. 12. 29 商工、農林省令 1
施行 公布の日
一部改正 20. 12. 29 農林省令 1
(施行 公布の日)

昭和二十年運輸省令第四十号(航海、
制限等ニ関スル件)
公布 20. 10. 6 運輸省令 24
施行 公布の日
(限時 20. 10. 10 迄)

昭和二十年運輸省令第四十号(航海、
制限等ニ関スル件)

20

公布 20. 11. 15 運輸省令 40
施行 公布の日
一部改正 22. 1. 9 運輸省令 1
一部改正 23. 8. 4 運輸省令 25
一部改正 25. 5. 21 運輸省令 63

21

昭和二十一年内務省令第二号(衆議院
議員、議員候補者ルベキ者、資格確
認ニ関スル件)
公布 21. 1. 31 内務省令 2
施行 公布の日
(限時、次、昭和二十一年一月一日迄)

昭和二十一年内務省令第十一号(選挙運動
費用等、通生ニ関スル件)
公布 21. 3. 6 内務省令 11
施行 公布の日

昭和二十一年内務省令第十七号(昭和二十年
教育令第七号(衆議院議員選挙法施
行令中改正、件)中改正、件)
公布 21. 3. 29 内務省令 17
施行 公布の日

昭和二十一年内務省令第二十二号(衆議院
議員選挙人名簿、規則ニ関スル件)
公布 21. 4. 23 内務省令 23
施行 公布の日
(限時、21. 12. 19迄の選挙、名簿)

昭和二十一年内務省令第二十五号(選挙、
没収及報告ニ関スル件)
公布 21. 5. 9 内務省令 25
施行 公布の日
(限時、21. 5. 20迄)
一部改正 21. 11. 11 内務省令 47
一部改正 22. 12. 26 法律 239

一、改正 22.4.16 时 隔 24

昭和二十一年大蔵省令第七十七号(連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締

一、22.5.9大題：司法者令 3

昭和二十一年原出給台才二号(分給法
及従軍二用規則)

公布 21.1.10 農林省 2
施行 公布の日
一部改正 22.5.2 厚生省 16

昭和二十一年厚生省令第八号(特殊勤続中
麻薬、休養及受捕に関する件)
公布 21.3.7 厚生省 8
施行 公布の日
廃止 23.7.10 法律 123
(施行 公布の日)

麻薬取締規則

公布 21.6.19 厚生省 25
施行 公布の日
廃止 23.7.10 法律 123
(施行 公布の日)

昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届
出に関する規程)

公布 21.9.30 厚生省 42
施行 21.10.1
一部改正 22.2.1 厚生省 4
一部改正 22.12.29 厚生省 42
一部改正 24.12.29 厚生省 44

朝鮮人、中華民国人、台湾人及本籍不明
三度以南(口之出令)・鹿児島県及
沖縄県・有知者登録令

公布 21.3.13 厚生省 1
施行 公布の日
(限時、21.3.18現在調査済)

昭和二十一年厚生省令第一号(労働

に関する関係の主要役員への就職
禁止等に関する件)

公布 21.12.24 厚生省 1
施行 公布の日
一部改正 22.1.18 厚生省 1
一部改正 22.1.18 厚生省 1

昭和二十一年厚生省令第一号
(労働に関する関係の役員への就職禁
止等に関する件)

一部改正 22.3.14 厚生省 2
一部改正 22.9.10 厚生省 2
一部改正 23.5.13 厚生省 1

昭和二十一年勅令第五百四十二号「ボツク」
宣言、受諾に伴う命令に関する件(基
礎的事項の整理、取扱い、集計等に関する件)

公布 21.1.9 勅令 4
施行 公布の日
一部改正 21.5.22 大蔵省 19
一部改正 21.6.13 大蔵省 23
廃止 23.12.24 勅令 45
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令第五百四十二号「ボツク」
宣言、受諾に伴う命令に関する件(基
礎的事項の整理、取扱い、集計等に関する件)

公布 21.3.30 勅令 10
施行 公布の日
(限時、21.4.8迄)

昭和二十一年勅令第五百四十二号「ボツク」
宣言、受諾に伴う命令に関する件(基
礎的事項の整理、取扱い、集計等に関する件)

21

公布 21.5.14 勅令 17
施行 公布の日
一部改正 22.1.2 勅令 28
一部改正 24.5.24 法律 103

昭和二十一年勅令第五百四十二号「ボツク」
宣言、受諾に伴う命令に関する件(基
礎的事項の整理、取扱い、集計等に関する件)

公布 21.5.31 勅令 20
施行 公布の日
一部改正 24.5.24 法律 103
一部改正 24.9.20 勅令 50
一部改正 25.6.15 勅令 55
廃止 25.6.15 勅令 60
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令第五百四十二号(船舶の調査報
告に関する件)

公布 21.6.17 勅令 24
施行 公布の日
(限時、21.7.5迄)

船舶回収規則

公布 21.6.19 勅令 25
施行 公布の日
廃止 23.4.26 勅令 12
(施行 公布の日)
(限時、21.4.26現在調査済)

昭和二十一年勅令第五百四十二号(化学肥料
の緊急増産に関する件)

公布 21.6.19 勅令 26
施行 公布の日
一部改正 24.5.24 法律 103

昭和二十一年勅令第五百四十二号(ベンゾ
ルの使用制限に関する件)

公布 21.11.11 勅令 48
施行 公布の日
廃止 24.11.12 勅令 60
(施行 公布の日)

パイプ類臨時措置規則

公布 21.11.14 勅令 49
施行 公布の日
(限時、本令施行後十五日以内)
一部改正 24.5.24 法律 103

昭和二十一年勅令第五百四十二号(工務
事業場等、管理に関する件)

公布 21.2.20 勅令 1
施行 公布の日
一部改正 25.6.16 勅令 10

昭和二十一年勅令第五百四十二号「ボツク」
宣言、受諾に伴う命令に関する件(基
礎的事項の整理、取扱い、集計等に関する件)

公布 21.4.22 勅令 2
施行 公布の日
廃止 22.12.29 勅令 7
(施行 公布の日)

昭和二十一年勅令第五百四十二号(造船関係
の工務、事業場等の管理に関する件)

公布 21.8.30 勅令 32
施行 公布の日
一部改正 25.9.9 勅令 68

22

昭和二十二年

昭和二十二年内務省令第五号(昭和二十二年勅令第一号(公職に關する職務禁止、退職等に関する勅令)第八号に對する特例に關する命令)

公布 22.3.20 内務省令 5
施行 公布の日

この命令は施行後初めて行われる国会(臨時議院又は地方公共団体の議会の選挙に關する部分)
一部改正 22.5.20 内務省令 2

昭和二十二年陸軍省令第一号(陸軍省、内務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、逓信省令第一号(「科学技術者経歴調査書」提出に關する件)

公布 22.5.7 陸軍省令 1
逓信省令 1

施行 公布の日
(限時 22.6.10迄)

一部改正 22.6.21 陸軍省令 2
逓信省令 2

漁船登録規則

公布 22.12.5 農林省令 5
施行 公布の日

一部改正 23.5.19 農林省令 3
廃止 25.5.13 法律 178

(公布の日から起算して三ヶ月)
(施行に遅延しない期日に改正を定めた)

昭和二十二年内務省令第一号(衆議院議員及び地方議会の議員等の選挙に關する選挙運動の費用及び選挙運動に關する収入の公開に關する件)

公布 22.1.9 内務省令 1

施行 次々送付

廃止 23.7.1 陸軍省令 4
(施行 22.12.20から適用)
(衆議院議員選挙法に基く)

昭和二十二年内務省令第四号(外国人の労働者の調査に關する省令)

公布 22.1.20 内務省令 4
施行 公布の日
(限時 22.2.28迄)

昭和二十二年内務省令第七号(連合国人の労働者の使用に關する調査に關する省令)

公布 22.2.6 内務省令 7
施行 公布の日

昭和二十二年内務省令第八号(自動車登録に關する省令)

公布 22.2.21 内務省令 8
施行 公布の日

昭和二十二年内務省令第十五号(公選に關する候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に關する件)

公布 22.4.18 内務省令 25
施行 公布の日

(限時 昭和二十二年一月以降施行)
(選挙のみに適用する特例)

昭和二十二年大蔵省令第九号(外国に本店を有する日本の本邦内に在る支店、出張所等に関する件)

公布 22.1.27 大蔵省令 9

22

施行 公布の日
(限時 22.2.10迄)

昭和二十二年大蔵省令第十五号(英國占領軍の発行する磅券の軍票又は英國の領事の使用する濠洲貨幣の取締に關する件)

公布 22.5.29 大蔵省令 56
施行 公布の日
令改 22.8.25 改令 165
(施行 公布の日)

廃止 25.8.16 大蔵省令 1
(施行 公布の日)

昭和二十二年大蔵省令第一号(皇族に對し租税に關する法令を適用するの附令に關する件)

公布 22.2.21 大蔵省令 1
施行 公布の日
(日本国憲法により失効)

昭和二十二年大蔵省令第四号(イースト・インド・ミツコンの取締に關する件)

公布 22.8.6 大蔵省令 4
施行 公布の日

昭和二十二年司法省令第六号(戸籍法の一部を改正する件)

公布 22.1.24 司法省令 6
施行 22.2.1

昭和二十二年司法省令第一号(出生、

死亡及び死産の報告に關する件)
公布 22.8.21 司法省令 1
施行 22.7.1

死因不明死体の死因調査に關する件

公布 22.1.17 警務省令 1
施行 公布の日及び 22.2.1
廃止 24.6.10 法律 204
(公布の日から起算して)
(施行 24.6.10迄)

伝染病届出規則

公布 22.3.5 警務省令 5
施行 公布の日
一部改正 22.11.14 警務省令 31
一部改正 26.3.31 法律 96

大麻取締規則

公布 22.4.23 警務省令 1
施行 公布の日
廃止 23.7.10 法律 124
(施行 公布の日)

指定施設等の使用制限に關する件

公布 22.1.31 逓信省令 1
施行 公布の日

昭和二十二年逓信省令第十二号(海外に發着する電報及び電話通話の取扱に關する件)

公布 22.11.7 逓信省令 32
施行 公布の日

一部改正 23.12.23 通信令 36
一部改正 24.4.21 通信令 32
一部改正 24.9.24 電通法 9
廃止 25.9.1 電通法 13
(施行 公布の日)

23

昭和二十三年

昭和二十三年総務令第七十六号(内閣総理大臣から覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令)
公布 23.12.16 昭統令 76
施行 公布の日
(限時本令施行期初めの経過等に適用)

昭和二十三年総務令第七十七号(戦時法人補助金の解散等に関する件)
公布 23.1.31 昭統令 84
施行 23.2.1 昭統令 84
一部改正 23.9.3 昭統令 1

昭和二十三年総務令第七十八号(農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員等が職務禁止に関する件)
公布 23.3.15 昭統令 2
施行 公布の日
廃止 24.3.3 昭統令 2
(施行 公布の日)

昭和二十三年総務令第七十九号(昭和三十二年勅令第一号の規定による覚書署名者の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地産農業調整委員会への職務禁止に関する件)
公布 23.10.14 昭統令 12
施行 公布の日
一部改正 24.8.24 昭統令 1

ハンス・ゼーリッヒの財産の没収に関する命令

23

公布 23.12.21 昭統令 2
施行 公布の日

株式会社リズ商会の財産に関する命令
公布 23.12.21 昭統令 3
施行 公布の日

昭和二十三年大蔵省令第十一号(連合国占領地に対しその管理下から解任された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の引渡に関する件)
公布 23.2.26 大蔵省令 21
施行 公布の日
廃止 23.7.10 法律 119
(施行 公布の日)

昭和二十三年大蔵省令第十二号(外国に本店を有する会社等が日本にある支店、出張所、その他の事務所の所有又は管理する財産の保全に関する件)
公布 23.3.19 大蔵省令 31
施行 公布の日
廃止 25.7.3 大蔵省令 76
(施行 公布の日)

昭和二十三年大蔵省令第十五号(在外会社等の本邦内に支店、出張所、その他の事務所、貸借対照表の提出に関する命令)
公布 23.7.20 大蔵省令 65
施行 公布の日
(限時 23.7.30迄)
一部改正 23.8.19 昭統令 79

24

昭和二十四年

昭和二十四年総務令、農林省令第一号(昭和三十二年勅令第一号の規定による覚書署名者の土地改良区及び土地改良区連合会の役員等への職務禁止に関する命令)
公布 24.8.24 昭統令 1
施行 公布の日

昭和二十四年総務令、農林省令第二号(昭和三十二年勅令第一号の規定による覚書署名者の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への職務禁止に関する命令)
公布 24.3.3 昭統令 2
施行 公布の日
一部改正 24.8.24 昭統令 1

スタンダード・ブランド・オブ・エア・インコーポレーテッド及びロッド・ドウエル・エンド・コンパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令
公布 24.9.17 昭統令 2
施行 公布の日

ドイツ国有限会社ハイ・リヒ・コッペルスの不動産移転に関する命令
公布 24.2.4 昭統令 1
施行 公布の日
(但し第一号の規定は昭三三.10.30から適用)

連合国人所有自動車購入登録規則
公布 24.4.12 昭統令 10

施行 公布の日 但し第三条の規定
 改正 昭和24.10.10 通
 一 改正 24.6.1 運輸省令 17
 一 改正 24.6.30 運輸省令 34
 一 改正 24.8.27 運輸省令 46
 一 改正 25.5.30 運輸省令 35

25

昭和二十五年

海外に発着する電報及び電話通話
 の取扱制限に関する省令
 公布 25.9.1 省令 13.
 施行 公布の日

和洋館令制定改竄一覽

二六、七八

ポツダム法令調第三表

廃止・失効ポツダム法令

昭和十六年五月三十一日現在

法務府法制意見第四局法規課

この調査は、昭和十六年五月三十一日現在において、効力を失っているポツダム法令（勅令・政令及び省令）を左記の如く分類したものである。

- 一、明文で廃止されたもの
- 二、失効したもの
 - イ、全部改正されたもの
 - ロ、理論的に失効したもの
- 三、法令の内容が既に実質的に役割を果したものである
 - イ、既存法令を改正・廃止したもの
 - ロ、内容の多事項を終了又は消滅

一、明文で廃止されるもの

[illegible][illegible]

二七、一	改令一八号	飲食営業禁止の措置令
二八、三五	改令一六五号	連合司馬殿軍第三師又連合同占領軍に附屬し、若しくは随伴する者の 職務停止に関する改令
二九、一〇五	改令二一九号	須賀川縣知事の署名指圖に関する改令
三〇、一一七	逓信省令三二号	海士に就くにつき電報通話取扱制限に関する件
三一、一二二	総理府令五号	農林省令
三二、一三〇	改令三三五号	第一師團司令部有線電話機に関する改令
三三、一五六	大藏省令二一号	日本銀行法下から解任された貴金屬商に代るべき貴金屬 鑑定員補選に関する件
三四、一五五	總理府令二号	農務顧問組合及農業顧問組合連合会役員等への懲戒禁止に関する件
三五、一九九	大蔵省令三一号	外国に本店を有する会社等の本部にある支店出張所その他事務所の所有 又は管理する場合の保全に関する件
三六、二六六	改令二六号	船舶運航管理令

公布年月日	公布番号	題	件	名
四二八	政令三九号	公職に關する就職禁止・退職等に關する勅令の規定による賞與該當者の指定の特免に關する政令		
四三六	政令五三号	外国為替管理委員會令		
四五一	政令九五号	政府職員に於ける退職手当の停止に關する政令		
四六五	政令一九九号	財産及び貨物の輸入の取締に關する政令		
四七一	政令二六四号	昭和五年度及び昭和六年の總合均衡予算の實施に伴う退職手当の臨時措置に關する政令		
四八一	政令二九二号	貴金屬・煙草の取引等についての帳簿及び報告に關する政令		
四九一・五	政令三五五号	外国為替銀行の臨時措置等に關する政令		
五〇一・四	政令三三号	外国人の事業活動に關する政令		
失効したもの				
イ	全部改正されたもの			
公布年月日	公布番号	題	件	名
二二・二・三	勅令一〇一号	政黨協會其他の団体、結成、禁止等に關スル件		

二、五、八	勅令 七十八号	宗族團體法等廢止、件
二、一、三	勅令 八十四号	學生年金保險法等中改正、件
二、一、三	勅令 五十三号	五五五號法律戰時特例中改正、件
二、一、二	勅令 七十一号	昭和十九年法律第四十四号帝國幣位經費ニ関スル法律廢止等、件
二、一、四	勅令 一七九号	昭和十九年法律第四十四号帝國幣位經費ニ関スル法律廢止等、件
二、一、四	勅令 一四二号	國庫收座法中改正等、件
二、一、六	勅令 一四四号	昭和三十二年法律第八十四号大東亞戰終結ニ際シ召集中ノ者ノ選挙權及被選挙權等ニ関スル法律中改正等、件
二、一、八	勅令 一四八号	會計法戰時特例中改正等、件
二、一、八	勅令 一五二号	昭和十八年法律第八十八号陸軍法ノ停止ニ関スル法律中改正、件
二、一、九	勅令 一七七号	昭和十九年勅令第七十七号(衆議院議員選挙法施行令中改正、件)中改正、件

此、件

二、五、七	勅令 六二号	基幹通運株式會社法中改正等、件
二、五、三	勅令 六六号	獨逸民法之廢止、勅令
二、五、八	勅令 二七八号	陸軍軍法會議法、海軍軍法會議法及第一復員裁判所及第一復員裁判所令廢止ニ関スル件
二、六、四	勅令 二八三号	軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令
二、六、八	勅令 二九号	衆議院議員選挙法及び昭和二十二年法律第四十二号の一部を改正する勅令
二、九、九	勅令 四二二号	少額法の一部を改正する勅令
二、九、八	勅令 四四六号	重要産業團體法を廢止する等の勅令
二、九、六	勅令 四五二号	昭和二十二年法律第四十四号國家總動員法及び戰時緊急措置法廢止法律の一部を改正する勅令
二、一、二	勅令 五六二号	船舶保護法を廢止する勅令
二、一、二	勅令 五六四号	軍用電氣通信法等を廢止する勅令
二、一、四	勅令 六号	戸籍法の一部を改正する勅令
二、一、三	勅令 一〇九号	昭和二十二年法律第四十四号國家總動員法及び戰時緊急措置法廢止法律の一部を改正する勅令

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

明治三十八年三月三十一日

[illegible]

卷之八 律法上 廢止廿五年 跋

二、此を以て
三、其の法は戦時緊要措置法と廢止する法律の一部を改正する

談

一、財政部、建設部の二部を改定する政令

二卷之二
日學全錄
爲於理法急指要法五十一部之役正十卷
附合

為三
年之律為中國國家之動員法及以嚴禁緊急措置法廢止才

第一節 改正の必要

[illegible]

丁巳年正月十五日

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

行
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

10

七
卷
第
一
冊

八日 署 買物特別金 一 改正 改正

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

予言水德而山治及公戰時蒙其將置治而廢止者乃清律之一部也改工字乃

張

[illegible]

入寺
每上第女令去等一節又上書以錄言

[illegible][illegible]

2

五等。此等金銀同其價值。時常變遷。隨出隨沒。非止於此。法復不一。

了又

與
行
和

上海華僑出版社 事業部 發行

一、新報若昌之開石作

特三圖スル也

卷之二十一 海虞 虞丁 諸令

[illegible]

竹園集卷之四

王命令才等（不識）問于就職誓上、追職等に問于令（の

入以推尊而止

三三三二七	政令 六五号	重要物資在庫緊急調査令
三三三二七	政令 六二号	公債適否審査委員会及び公債資格故額審査委員会の廃止に關する政令
三三七二〇	大藏省令 六五号	在外公債等の本邦内にあり其店、出張所、その他事務所、貸付対照表の提出に關する省令
三三、一、二一	法務省令 二五号	ハス・セーリツビの取産の登記に關する命令
三三、一、二一	法務省令 三三号	株式会社イリス高合の取産に關する命令
三三、一、二六	大藏省令 七五号	内閣総理大臣から宛書に掲げる希圖に該書する者でないに確証を受けるにない者の主候補の採削に關する命令
三三、一、四	法務省令 一五号	ドイツ国有限会社ハイリツビ・コッペルスの不動産移転に關する命令
三三、一、七	法務省令 二五号	スタンダード・ブラント・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドットウエル・エンドコム・パニーリミテッドに關する登記の採用に關する命令
三三、一、一	政令 三七四号	日本スチール全盛盛康鐵板株式会社に計する取産返還に關する政令
三三、一、一	政令 二五号	國の船舶と朝鮮船舶株式会社の船舶と、交換に關する命令
三三、一、一	政令 二六号	米穀の日糧助見返資金等特別貸付金の貸付に關する命令
三三、一、一	政令 二六号	米穀入金等に關する政令

ポツダム緊急勅令等の措置に関する件

平和条約の発効にあたり昭和二〇年勅令第五四二号（ポツダム緊急勅令一及びこれに基く諸種の命令（ポツダム命令一）の効力関係を明確にするため、左記の要領により所要の立法的措置を講ずるものとし、この措置に必要な法律等は、平和条約の批准につき承認を求める国会に提出するものとする。

これがため、関係各官庁は、各所管のポツダム命令につき急速に必要な準備を進めるものとする。

記

一 ポツダム緊急勅令は、廃止する。

二 ポツダム命令は、

(イ) その実質を存続させる必要のあるものの内、大幅の調整を必要とするものは、これを単独の法律として制定し、その他のものについては、一の法律をもつて一括してその効力が存続する旨を規定する。

定する。

(ロ) その実質を存続させる必要のないものは、廃止する。

二六九、二七

食料の
各方に
要す
しにせり。

ボツダム命

名又は姓名

経過規定の要否及び経過規定を要する場合に係る
の概要

二
さ
せ
る
べ
き
も
の

	署名又は姓名	
	改正の要否	
	改正するとした場合においてその要領（註）	

(一)

正の要領としては、特に次のことを明らかにすること。

を他の語に読み替える等一を加える程度で足るかどうか。

相当大膽な改正を加える必要があるかどうか。

② 法律として成立法が通過されているものについて、意見を提記すること。

Investigation concerning Potsdam Ordinance

(1) Those to be released:

1. Wartime Shipping Administration Ordinance
(Imperial Ordinance No. 235 of 1942)
2. Cabinet Order for Ship's Operation
(Cabinet Order No. 484 of 1950)
3. Order for Travel of Japanese Mariners Outside of Japan
(Cabinet Order No. 308 of 1950)
4. Cabinet Order for Exchange of the Vessels of the Korean
Mail Steamship Co., Ltd. with the State-owned Vessels
(Cabinet Order No. 25 of 1950)
5. Ordinance concerning Necessary Steps to Insure and Increase
Cargo-handling Capacity at Ports and Harbors and Capacity of
Repairing Vessels, etc.
(Ministry of Transportation Ordinance No. 1 of 1945)
6. Imperial Ordinance concerning the Dissolution of the East
Asia Shipping Company
(Imperial Ordinance No. 563 of 1946)
7. Cabinet Order for Granting of Subsidy to be Appropriated
for Wages of Standby Reserve Seamen
(Cabinet Order No. 281 of 1950)
8. Regulations for Special Use and Expropriation of Motor
Vehicles
(Ministry of Transportation Ordinance No. 23 of 1945)
9. Ordinance concerning the Prohibition of Employment of
Officers Influential Members of Labor Organizations
(Ministries of Welfare, Transportation and Home
Affairs Ordinance No. 1 of 1946)
10. Order for Operation of Internal Air Transportation
(Cabinet Order No. 327 of 1950)
11. Order for Operation of International Air Transportation
by Foreign Nationals
(Cabinet Order No. 133 of 1951)
12. Ordinance concerning Disposition for Aeroplanes, etc.
(Ministries of Commerce & Industry, Education and
Transportation Ordinance No. 1 of 1945)

裏面白紙

13. Ordinance concerning Restriction on Production of Arms, Aeroplanes, etc.
(Ministries of Commerce & Industry, Education, Agriculture & Forestry and Transportation Ordinance No. 1 of 1945)
14. Ordinance concerning the Custody of Factories and Plants for Shipbuilding
(Ministry of Transportation Ordinance No. 32 of 1946)
15. Ordinance concerning Business Report etc. on Factories, Plants and Research Institutes
(Ministries of Home Affairs, Education, Agriculture & Forestry, Commerce & Industry and Transportation Ordinance No. 1 of 1945)
16. Ordinance concerning Administration on Factories, Plants, etc.
(Ministries of Commerce & Industry and Education Ordinance No. 1 of 1946)

(II) Those to be continued:

1. Ordinance concerning Restriction of Navigation, etc.
(Ministry of Transportation Ordinance No. 40 of 1945)

裏面白紙

1. ^uRegulations concerning the Urgent Investigation of Inventories of Critical Materials (Cabinet Order No. 65 March 27, 1948)
2. Matters concerning Prohibition of International Agreement or International Contract (Imperial Ordinance No. 33 January 23, 1946)
3. Cabinet Order for Abolition of the Cabinet Order concerning Use of Authorized Foreign Exchange Credit for Promotion of Export (Cabinet Order No. 241 June 30, 1951)
4. Cabinet Order for the Prohibition of Use of Specially Designated Marks, etc. (Cabinet Order No. 329 September 9, 1949)
5. Imperial Ordinance concerning Use or Appropriation of Commodities Demanded by Occupation Forces (Imperial Ordinance No. 635 November 19, 1945)
6. Imperial Ordinance concerning Use of Structures on Land (Imperial Ordinance No. 636 November 19, 1945)
7. Cabinet Order concerning the Prohibition, etc. of Use of Zaibatsu Marks (Cabinet Order No. 8 January 21, 1950)
8. Cabinet Order concerning the Prohibition, etc. of the Use of Zaibatsu Trade Names (Cabinet Order No. 7 January 21, 1950)
9. Imperial Ordinance concerning the Restriction of Securities Holdings etc. by Companies (Imperial Ordinance No. 567 November 25, 1946)
10. Cabinet Order concerning the Restrictions for Assumption of Office, etc. by Former Officers and Employees of Mitsui Bussan Kaishiki Kaisha and Mitsubishi Shoji Kaishiki Kaisha (Cabinet Order No. 340 November 21, 1950)
11. Cabinet Order concerning the Destruction of Special Purpose Machinery and Equipment (Cabinet Order No. 244 November 22, 1947)

裏
面
白
紙

12. Cabinet Order Regarding the Removal of Equipments and Facilities Subjected to Reparation (Cabinet Order No. 318 December 29, 1947)
13. Matters concerning Emergency Increasing Production of Chemical Fertilizers (Ministry of Commerce and Industry Ordinance No. 26 June 19, 1946)
14. Matters regarding Report of Investigation of Raw Rubber, Nickel, Tin and Antimony Bullions (Ministry of Commerce and Industry Ordinance No. 10 March 30, 1946)
15. Matters concerning the Investigation Report of Lead (Ministry of Commerce and Industry Ordinance No. 24 June 17, 1946)
16. Regulation for the Temporary Measures on Pipes and the Like (Ministry of Commerce and Industry Ordinance No. 49 November 14, 1946)
17. Matters concerning the Inspection and Collection of Silk Fabrics and Knitted Silk Fabrics (Ministry of Commerce and Industry Ordinance No. 17 May 14, 1946)
18. Matters concerning Limitation on Production of Arms, Aircraft, etc. (Prime Minister's Office and Ministry of International Trade and Industry Ordinance No. 1 October 10, 1945)
19. Matters regarding Measures to Be Taken in Regard to Airplanes, etc. (Ministries of Commerce and Industry, Education, and Transportation Ordinance No. 1 December 29, 1945)
20. Matters concerning Administration of Factory, Establishment, etc. (Ministries of Education, and International Trade and Industry Ordinance No. 1 February 20, 1946)
21. Matters concerning Restriction of the Use of Designated Facilities, etc. (Ministries of Commerce and Industry, Education, Agriculture and Forestry, Transportation, and Welfare Ordinance No. 1 January 31, 1947)
22. Order for Post-war Dispositions of Industrial Property Rights Owned by Allied Nationals (Cabinet Order No. 309 August 16, 1949)
- 21.2 Matters concerning Business Reports of Industrial and Mining Companies (Ministries of Agriculture & Forestry and Commerce & Industry Ordinance No. 1 (September 29, 1945))

23. Order for Registration of Post-war Dispositions of Industrial Property Rights Owned by Allied Nationals (Cabinet Order No. 315 August 26, 1949)
24. Order for the Post-war Measures relating to Trade Marks Owned by Allied Nationals (Cabinet Order No. 9 January 21, 1950)
25. Order for the Registrations of the Post-war Measures relating to Trade Marks Owned by Allied Nationals (Cabinet Order No. 10 January 21, 1950)
26. Imperial Ordinance concerning the Investigation of Use of Patented Inventions and Other Owned by the United Nations Nationals (Imperial Ordinance No. 36, January 31, 1947)
27. Cabinet Order concerning Special Disposition of Industrial Property Rights Owned by German Nationals (Cabinet Order No. 4 January 17, 1950)
28. Registration Order concerning Special Dispositions of Industrial Property Rights Owned by German Nationals (Cabinet Order No. 5 January 17, 1950)
29. Cabinet Order concerning Acquisition of Properties and/or Rights by Foreign Nationals (Cabinet Order No. 51 March 31, 1949)
30. Cabinet Order concerning Liquidation of Property in Japan of of Companies with Head Offices in Areas Formerly Occupied by Japan (Cabinet Order No. 291 August 1, 1949)
31. Closed Institutions Ordinance (Imperial Ordinance No. 74 March 10, 1947)
32. Imperial Ordinance concerning the Closed Institutions Liquidating Commission (Imperial Ordinance No. 75 March 10, 1947)
33. Regulations concerning the Restriction on the Payment of Retirement Allowances, Annuities and Other Similar Benefits of Closed Institution, etc. (Prime Minister's Office, Ministries of Finance, Foreign Affairs, Commerce and Industry, Transportation, Agriculture and Forestry, Welfare and Justice Ordinance No. 5 November 17, 1947)

- 4 -

34. Ordinance concerning Business Report and Others of
Factory, Plant, Research Organ and Others (Cabinet and
Ministries of Education, Agriculture and Forestry,
Commerce and Industry, and Transportation Ordinance
No. 1 October 10, 1945)

裏
面
白
紙

ポツダム命令の処理に関する件

(一〇・一五)

一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(以下「昭和二十年勅令第五百四十二号」と称する。一は、廃止すること。)

二 昭和二十年勅令第五百四十二号に基くポツダム命令の処理については左記により措置するものとする。

(1) 平和条約の発効とともに廃止すべきもの及び一部改正のうえ將來に向つて存続させるべきものは、各府省別(総理府所管分については各庁別)に取りまとめることも考慮する。一に一本の法律案に取りまとめること。(法律案の形式は、おおむね別紙(一)のとおりとする。一)

(2) 右(1)以外のもの(全然改正せずに存続させるべきもの)については、昭和二十年勅令第五百四十二号を廃止する法律案において、一括してこれらの命令が法律として効力を存続すべきことを念の

ため規定するとし、右法律案は、法務府において起草すること。(法律案の形式は、おおむね別紙(一)のとおりとする。一)

三 右二(1)及び(2)の法律案は、十月末までに国会提出の用途をもつて準備すること。

(別紙一)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く、
(外務省)関係諸命令の改廃に関する法律

(外国人登録令の一部改正)

第一条 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第 条 条中「」

第 条 条中「」

(外国人登録令の一部改正に伴う経過規定)

第二条 この法律施行の際現に「」

(出入国管理令の一部改正)

第三条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第 条 条中「」

第 条 条中「」

(命令の廃止)

第 条 左に掲げる命令は、廃止する。

「」令

「」令

「」令

「」令

(廃止した命令に関する経過規定)

第 条 この法律施行前「」

第 条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は「」から施行する。

(別紙二)

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の禁止に関する法律

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件へ昭和二十年勅令第五百四十二号以下「勅令第五百四十二号」と称する。は、禁止する。

2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に禁止されない限り、この法律施行後も法律と同一の効力を有するものとする。

附 則

1 この法律は、日本との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 別に法律で規定するものの外、勅令第五百四十二号の禁止に伴う経過的措施その他この法律施行のため必要な事項は、政令で定める。



第三屆關係ホツダム命令資料

昭和十一年

厚生省関係

政令（勅令）

○有毒飲食物取締令（昭和二十一年勅令第五二号）

〔要点〕昭和二十年一月一八日連合國醫藥司官第帝國政府宛覺書「有毒飲料物の取引の取締」（AG四三五、一五二・一八・四五）PH）に基く。四エチル鉛及びメタノールの取締を目的とするもの。刑法六六条（情状酌量）の規定の適用を排除してゐる（令四三条三項）。四エチル鉛については、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三〇三号）でも規制。

〔措置〕通常国会で食品衛生法を改正し、その中にメタノールの取締規定を繰込むことを条件として、とりあえず存置。

○引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第一二四号）

〔要点〕昭和二十四年三月九日連合國醫藥司官第日本政府宛覺書引

揚」（AG三七〇・〇五（二一・五七）GOIO、SOAPI九二七ノ一七）附録第二「引揚者処理のための日本における引揚援護局」に基く。

〔措置〕そのまま存置。（六条四号に「連合國軍の要求に基く諸調査事務を行うこと」あり。）

○引揚者の秩序保持に関する政令（昭和二十四年政令第三〇〇号）

〔要点〕指令第二号及び参謀次長ウイロビー少将の書簡に基き制定されたもの

〔措置〕一応そのまま存置。

省令

○死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四二号）

〔要点〕妊娠四箇月以後における死産の出産（死産）について届出義務を課したもの。この省令は、北緯三〇度以南の南西諸島に

之島を含む）には適用がない。

「措置」とりあえず存置。但し、北緯三〇度以南の南西諸島に適用するためにも、速かに改訂の措置を必要とする。

○伝染病届出規則（昭和二二年厚生省令第五号）

「要点」はしか、百日ぜき、インフルエンザ、小児まひ、黄熱、破傷風、肺炎、産じよく、熱、癩、トラホーム等について医者の二十四時間以内の届出義務、発しん、チブスについて同じく二時間以内の届出義務等を規定したもの。伝染病予防法等との関連において、その内容に検討の余地あり。

「措置」通常国会で立法措置をとることを条件としてとりあえず存置。

×出生、死亡及び死産の報告に関する件（昭和二二年司法省令第一号）

「要点」戸籍法による出生及び死亡の届出並びに死産の届出に関する

規程による死産の届出がもれなく、且つ、正確にされているかどうかを調査することを目的として制定されたもの

「措置」禁止。罰則の経過規定の要あり。

農林省関係

×漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二十四年政令第三〇六号）

（要点）昭和二十四年九月一九日連合国最高司令官発日本政府宛電書「日本漁業及び捕鯨業許可区域の件」（AG八〇〇・二一七・一九四六・六・二二）NR）（SCAPIN二〇四六）及び昭和二十四年一〇月一〇日電書「日本の漁業監視制度に関する件」（AG三三三・一九四六・六・二二）NR）（SCAPIN二〇五〇）に基づき、漁船の操業区域、位置等の報告等について規定したものを、（措置）昭和二十六年二月一三日附吉田内閣総理大臣よりダレス特使宛「平和条約締結直後の漁業問題に関する書簡」の内容を具体化する漁業取締規則をもつて、この政令に代替することについて、総司令部の了解を得たときは、平和条約発効前にも、この政令を廃止すること。

×食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第三八四号）

（要点）昭和二十三年一二月二四日日本政府宛電書「主要食糧集荷に関する件」（AG四三〇・二二四五一）NR）（SCAPIN六二五七一）A）に基づき、第六回国会で不成立となつた「食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案」に代るものとして制定されたもの。食糧確保臨時措置法に基づく備出数量の変更について規定したものであるから同法が失効した今日では適用の余地がない。

（措置）廃止

○自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二八八号）

（要点）第八回国会で不成立となつた「自作農創設特別措置法及び農地調整法の一部を改正する等の法律案」に代るものとして、農地改革の基礎となつた連合国最高司令官の書簡等に基づくもの。（措置）来るべき臨時国会に提出される見込の自作農創設特別措置法及び農地調整法に代るべき「農地法案」でこの政令を廃止すること。

通商産業省關係

×重要物資在庫緊急調査令（二三三二七政七三）

一概要一昭和二十三年三月三十一日午前零時現在で、別表に掲げる物資（石炭、亜炭等七九品目）を同表に掲げる報告限度數量をこえて所有する者に対し、二三年四月一〇日までに報告書を提出すべき義務を課す。
一措置一廢止。罰則に關する経過規定を附ける。

×特許標章の使用の禁止等に関する政令（二四九九政三二九）

一概要一CPO（連合軍中央購買局）の標章を別表に掲げ、これと同一又は類似の標章の使用を禁止し、並びにこの標章と同一又は類似のものについては、商標権の登録をしないものとし、及びこれに違反してなされた登録は、審判により無効とすべきものとする。

一措置一占領終了後、CPOが消滅するものとすれば、廢止すべきであり、若し存続するものとすれば、「連合軍中央購買局」を改めて存

続すべきこととなる。

×財閥標章の使用の禁止等に関する政令（二五一三、一政八）

一概要一財閥標章（別表に掲げる三井、三菱及び住友の標章並びに株式会社華屋委員会（後に大藏大臣に改正）が指定する標章）について登録のまつ消の申請をすべき義務を課し、財閥標章については商標権の登録をしないものとし、これに違反してなされた登録は、審判により無効とすべきものとし、及び財閥標章の使用を一般的に禁止する。但し、登録まつ消の申請の義務及び使用の禁止には、一定の暫予期間が設けられ、まつ消についていえば、二五年六月末までにすればよいこととされているが、再度の改正により、二七年六月末までと改められている。

一措置一廢止。罰則に關する経過規定を附ける。なお、従来財閥標章を使用していた者が、再び使用しようとするときは、一定期間を限り、

優先的に取り扱うべき旨を定める。

×特殊用途機械の破壊に関する政令（二二、一一、二二政二四四）

一概要一特殊用途機械（単独で兵器の生産に使用されるように設計され、又は製造されたもので、材質上及び機能上、兵器の生産のためにのみ用いられる産業用機械設備）の所有者、占有者に対し、二二年一月一日までに一定の報告義務を課し、及び都道府県知事の指示に従い、その機械の破壊又は放棄の義務を課す。

一措置一廃止。罰則に関する経過規定を附ける。

×賠償充当設備等撤去令（二二、一一、二九政三一八）

一概要一賠償に充てられるべき設備として撤去すべきものの指定、その所有者、占有者の管理義務、主務大臣の取用、撤去作業に関する命令等について定める。

一措置一廃止。罰則に関する経過規定を附ける。

賠償の方針として、例外的に現物賠償となつた場合は、改めて立法する。

×化学肥料の緊急増産に関する件（二二、六一九商二六）

一概要一硫安、石炭窒素その他の窒素肥料の生産に必要な設備又は物資の所有者に対する譲渡命令、生産設備の新設、拡張又は補修をしようとする者の届出義務等について定める。

現在、実際上は動いていない。

一措置一廃止。罰則に関する経過規定を附ける。

生ゴム、ニツケル地金、錫地金又はアンチモ―地金の調査報告に関する件（二二、三三〇商一〇）

一概要一生ゴム、ニツケル地金、錫地金又はアンチモ―地金を二一年

三月一日において一定数量以上所有する者に対し、同年四月八日迄に
一定事項を報告すべき義務を課す。
一増徴一廃止・罰則に關する経過規定を附ける。

×鉛の調査報告に關する件（二一、六一七箇二四）

一増徴一鉛若しくは鉛合金の地金又はこれらの屑若しくは故を二一年
六月一五日において一定数量以上所有する者に対し、同年七月五日ま
でに、一定事項を報告すべき義務を課す。
一増徴一廃止・罰則に關する経過規定を設ける。

× パイプ類臨時措置規則（二一、一四、一四四九）

（概要）銅管その他のパイプ類（別表で定める。一の所有者、占有者に対し、二一年一月二八日まで一定期間の報告を命じ、及び命令施行の日から六〇日間、譲渡、使用又は隠匿若しくは隠蔽のための移動を禁ずるとともに、通商産業大臣、通商産業局長又は地方長官が譲渡又は引渡を命じ得るものとする。

（措置）廃止。罰則に關する経過規定を附ける。

× 絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び販売に關する件（二一、五一、四四一七）

一七）

（概要）絹織物の製造、加工又は販売を業とする者に対し、昭和二十一年五月一四日現在に所有するすべての絹織物及び絹メリヤス生地について商工大臣の定める検査機関の検査を受くべきこと並びに検査の日より二〇日以内に指定繊維資材配給規則の登録販売業者又は衣料品配給規則の卸

売業者に売り渡すべきことを命ずる。

（措置）廃止。罰則に關する経過規定を附ける。

× 航空機等に關する措置に關する件（二〇、一三、二九四、文、連一）

（概要）航空機、航空機用發動機及び航空機の集成分品並びに航空機又は航空機等に關する研究、実験、修繕又は生産のための施設の良好な状態において保存し、及び保存すべき義務、これらの物件及び施設の買入又は借用の禁止並びに航空科学、航空力学その他航空機又は気球に關する科目についての教授、研究又は実験の禁止について定める。

（措置）廃止。罰則に關する経過規定を附ける。

× 兵器、航空機等の生産制限に關する件

（概要）（一）兵器、航空機、戦闘用艦艇、弾薬及びこれらの生産に使用するため特に生産され、又は生産される部材品又は原材料の生産又は加工の禁止、（二）産業用火薬類の生産又は運火若しくは玩具用煙火の

生産若しくは消費用火薬類若しくは打撃煙火若しくは引掛煙火の使用の許可（一）一統、補給用導線統、空気銃又は救命索発射銃の生産又は販売の業の許可（二）一統等の生産の使用（一）一ウラニウムからのウラニウム二三五の質料分離又は他の放射性不安定要素の質料分離を目的とする研究又は実験作業の禁止について定める。

（措置）廃止。規則に關する経過規定を設ける。

なお、この命令の内容の一部については、別に立付措置を講ずる。

× 工場、事業場等の管理に關する件（二二、二二〇所、文一）

（概要）指定施設（主務大臣の指定する工場、事業場、研究所等、賠償のためのものの）の経営者又は占有者の管理の義務、指定機器（指定施設に属する機械器具その他の設備）の譲受者又は借受者の管理の義務、指定機器の滅失、毀損、腐化又は譲渡の禁止、指定機器の移動の制限、主務大臣又は都道府県知事の指定施設又は指定機器の保存、維持、補修、移動、警戒及び監視等に關する命令又は処分、機能等について定める。

（措置）廃止。規則に關する経過規定を設ける。

賠償の方針として、例外的に用物賠償となつた場合は、やめて立付する。

× 指定施設等の使用制限に關する件（二二、三一商、文、農、運、理一）

（概要）工場、事業場の管理に關する件又は造船関係の工場、事業場の管理に關する件の指定施設又は指定機器の転用の許可又は届出について定める。

（措置）廃止。規則に關する経過規定を設ける。

× 工業関係会社の管理規程に關する件（二〇九、二九農、商一）

〔野勝〕工業又は鉱業を営む会社で、昭和一九年年度の事業総額が
五万円をこえるものに対し、二〇年一月一〇日までに、一定の取
組を報告すべき義務を課す。

〔横濱〕廃止。閉鎖に關する、経過規定を考へる。

○連合国人工業所有権戦後措置令（二四八・一六政二〇九）

〔概要〕連合国人の所有に係る特許権、実用新案権、意匠権その他特許、実用新案又は意匠に關する權利で、その者の屬する国と日本国との間に戦争が開始したために管理することができなかつたものについての戦後の措置を定める。一連合国人が戦争開始の日以前に有していた特許権等でその後料金不納で消滅したもの又は工業所有権戦時法で取り消されたものは、特許権者等の申請によりさかのぼつて回復すること、二連合国人の有する特許権等については、特許権者等の申請があれば、戦争開始の日からその申請の登録の日までの期間は、特許権等の存続期間に算入しないこと、その期間については、実施料又は損害賠償の請求ができないこと、三連合国人の特許出願等又はこれを当事者とする審判の請求について戦争開始の日以後にした手続は、連合国人の請求があれば、すべて無効となること、四連合国人の特許権等については、特定の期間に対する特許料を納付

することを要しないこと等。

〔措置〕題名及び「連合国最高司令官」、「連合国人」等の文句を改めて存置する。

○連合国人商標戦後措置令（二五二・二一政九）

〔概要〕連合国人及び指定国人の商標についての戦後の措置を定める。一連合国人の商標権で工業所有権戦時法で取り消されたものは、商標権者の申請により、さかのぼつて回復すること、二連合国人の有する商標権について商標権者の申請があれば、通商産業大臣の指定する日から申請の登録の日までの期間は、商標権の存続期間に算入しないこと、三連合国人の商標登録出願又は連合国人を当事者とする審判の請求で、指定日以後にした手続は、連合国人の請求があれば、すべて無効となること、四登録商標が指定国人の商標の商号と同一であり、誤認・混同を生ずるおそれがあり、又はその商

標・商号が国内において広く認識されている等の場合には、審判によりその登録を取り消さなければならぬこと等。

〔措置〕 題名及び「連合国人」等の文句を改めて存置する。

？ 連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（二二五、三一勅 三六）

〔概要〕 連合国人の所有に係る特許発明、実用新案、意匠又は商標を一六年六月一日から二一年一月一日までの間に実施し、又は使用した者に対し、二二年三月三十一日まで一定の事項を報告すべきものとするとともに、実施状況について記録を保存すべきものとする。

〔措置〕 通商産業省は、必要を改正を加えて存置すべきものとするが、規定の主たる部分は、限時的なものであるから、廃止することとし、罰則及び要すれば記録の保存義務についてのみ、経過的規定を受けることが正当である。

○ ドイツ工業所有権特別措置令（二五、一七敕令）

〔概要〕 ドイツ人が二〇年九月一三日において有し、又は同日後二三年六月三〇日以前に取得した特許権、実用新案権又は意匠権で、特許料の不納のために消滅したものは、その消滅の時にさかのぼって回復するものとする。ドイツ人の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは商標登録出願又はドイツ人を当業者とする審判の請求は原則として無効とする。

〔措置〕 「連合国最高司令官」等の文句を改めて、存置する。

？ 工場事業場、研究機関等の事業報告書等に関する件（二〇、一〇、一〇 閣・文・農・商・逓一号）

〔概要〕 戦争終結の際、兵器、航空機、戦闘用艦艇、弾薬、鉄鋼等

一七品目の物資の生産又は加工の業を営んでいた者、この外戦争の遂行に必須の物資の生産、加工若しくは配給を担当し、又はこれらの業務の統制を担当していた者で主務大臣の指定する者及び戦争の遂行に必須の輸送又は輸送の統制を担当していた者で主務大臣の指定する者に対し、その所有し、又は使用する工場、事業場、設備、特許権その他の財産及びこれに關する帳簿書類を良好な状態において保存し、及び維持すべき義務を課すとともに、科学又は技術に關する研究所、実験所、試験所等の経営者に対し、事業報告書を毎月提出すべきものとする。

（措置）關係各庁は、そのまま存続すべきものとするが、上掲の内容よりすれば、その制定の目的を失つたものであり、特に後半は、別に考究すべきものであるから、廃止することが正当である。

運輸関係

政令

○ 東亜海運株式会社の解散に関する件（昭和二十一年勅令第五六三号）

〔要点〕 東亜海運株式会社の解散を定めたもの。目下清算中。清算終了見込時期未詳

〔措置〕 清算事務終了まで存続

○ 国の船舶と朝鮮船舶株式会社との交換に関する政令（昭和二十五年政令第二五号）

〔要点〕 国の船舶及び国が日本国有鉄道から譲り受けた船舶を朝鮮船舶株式会社との船舶と交換することを定めたもの。交換は既に了したが、国と日本国有鉄道の間の対価たる国庫財産の国鉄への譲渡事務が終了していない。

〔措置〕 そのまま存続

× 船舶運航令（昭和二十五年政令第四八号）

〔要点〕 外航船舶について、外航の雇用、外国の港の入用港及び運賃早込額の承認並びに運賃の收受及び外航諸経費の支払の報告等を規定したもの。

〔措置〕 廃止。開明の経過規定の要あり。

× けい船手賃金の給与に充てるべき補助金の交付に関する件（昭和二十五年政令第二八一号）

〔要点〕 船舶運航令又は低性能船舶買入法によりけい船補助金を交付する場合に、けい船乗組員の給与について補助をするもの。この取扱は、廃止終了した。

〔措置〕 廃止。但し、虚偽の申請に基き補助金の交付を受けた船舶所有者に対する還付命令（二条）は、廃止後もなお効力を有することとする必要があるのではないか。

× 船舶外航従事令（昭和二十五年政令第三〇八号）

〔要点〕 仕産分子等の外航を防止するため、船舶の外航従事には、連合国最高司令官の許可を要することとし、日中、一定の証明ある船舶手帳を受有することを要することとしたもの。

〔措置〕 廃止。開明の経過規定を要する。出入国管理政策との関連において必要があれば、別途立法措置を講ずること。

○ 国内航空運送事業令（昭和二五年政令第三二七号）

〔要点〕 国内航空運送事業の免許制、運輸実施者等について規定したもの。

〔措置〕 臨時国会に提出の見込で目下立案中の「航空法」が制定施行されるまで存続。

○ 外国人の国際航空運送事業に關する政令（昭和二六年政令第一三三号）

〔要点〕 外国人の事業活動に關する政令（昭和二五年政令第三号）

を廃止し、外国人の国際航空運送事業の免許制について規定したもの。平和条約一三条(b)との関連あり。

〔措置〕 前記「航空法」で廃止又は改正すること。

省令

× 自動車等使用取用規則（昭和二〇年運輸省令第二三号）

〔要点〕 連合国最高司令官の自動車の提任に關する要求を充足するため、自動車の使用又は取用について規定したもの。占領当初に本規則を発動した事例あり。

〔措置〕 廃止。開明の経過規定を要する。

△ 航海の制限等に關する件（昭和二〇年運輸省令第四〇号）

〔要点〕 航海の制限、船舶の譲渡その他の処分、船舶通過の規制及び船舶救難等の規制並びに海域にある爆薬、兵器、弾薬等の引揚、埋没の許可制限について規定した広範な授權法令。

〔塔〕 爆薬兵器、弾薬等に対する規制（四條ノ三）のみを存
するよう改正。できれば新たに立地措置をとること。

× 港湾施設及び船舶等造船能力の確保向上に関する件（昭和二〇年
厚生、運輸省令第一号）

〔要点〕 港湾施設及び船舶造船の強化のため二十四時間作業及び
一週七日間作業等に見し必要な命令をすることができ、これを
定めたもの。

〔措置〕 廃止。罰則について経過規定の要あり。

× 漁船関係の丁場、収獲場等の管理に関する件（昭和二一年運輸省令
第三二七号）

〔要点〕 賠償指定造船施設等の管理について規定したもの。

〔措置〕 廃止。罰則について経過規定の要あり。

郵政省電気通信省関係

×連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件昭和二〇年間令第四三号

〔要点〕連合国占領軍の行う検閲への協力について規定したもの。

〔措置〕廃止。経過規定の要なし。

×海外に発着する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令（昭和二五年電気通信省令第一三号）

〔要点〕外国為替及び外国貿易管理法違反又は連合国最高司令官の命令違反の事項を内容とする電報、通話等の取扱拒否を規定したもの。

〔措置〕廃止。経過規定の要なし。

○電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（昭和二四年政令四八号）

〔要点〕昭和二四年二月一五日以降に増設された電話の譲渡等を規

定したもの。

〔措置〕存置。電信法に代るべき公衆電気通信営業法に吸収する。

労働省関係

×昭和二十年勅令第五百四十二号に基く労働者の就職及び従業に関する件（昭和二十一年厚生省令第二号）

（要点）朝鮮人、台湾人、中国人に対する平等取扱を目的として労働条件又は就職若しくは従業についての不平等取扱を禁止したもの。

（措置）撤止。罰則の経過規定を要す。

×労働充足に関する件（昭和二〇年厚生省令第四一号）

（要点）連合国最高司令官の要求に係る労働を急速に充足するため、都道府県知事の行う徴用について規定したもの。

（措置）撤止。罰則の経過規定を要す。

×労働に関する団体の役員への就職禁止等に関する件（昭和二十一年厚生、運輸、内務省令第一号）

（要点）いわゆる労働バードを規定したもの。

（措置）撤止。罰則の経過規定の要あり。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

二六、一、五

1 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号・以下「勅令第五百四十二号」という。）は、廃止する。

2 勅令第五百四十二号に基づく命令は、別に廃止されない限り、この法律施行後は、法律と同一の効力を有するものとする。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 別に法律で規定するものの外、勅令第五百四十二号の廃止に伴う経過的措施その他この法律施行のため必要事項は、政令で定める。

理由

日本國との平和条約の締結に伴い、その最初の効力発生の日において勅令第五百四十二号を廃止することとし、あわせて同勅令に基く命令の効力について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（註）※印は施行期日、罰則の経過規定及び他法令の改正以外の附則の規定のあるもの

- （一）保存法令（ボツダム命令を含む。）の廃止を規定したボツダム命令
- ※○ 国防保安法廃止等に関する件（昭和二〇年勅令第五六八号）
 - 治安維持法廃止等の件（昭和二〇年勅令第五七五号）
 - 要塞地帯法廃止等の件（昭和二〇年勅令第五七六号）
 - 軍事特別措置法廃止等に関する件（昭和二〇年勅令第六〇四号）
 - 臨時郵便取締令廃止の件（昭和二〇年勅令第六〇五号）
 - ※○ 兵役法廃止等の件（昭和二〇年勅令第六三四号）
 - 治安警察法廃止等の件（昭和二〇年勅令第六三八号）
 - ※○ 軍馬資源保護法廃止等に関する件（昭和二〇年勅令第六四三号）
 - ※○ 昭和十三年法律第三十号廃止等に関する件（昭和二〇年勅令第六五三号）
 - 宗教団体法等廃止の件（昭和二〇年勅令第七一八号）
 - ※○ 外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理令の中改正（昭和二〇年大蔵省令第一〇一号）
 - ※○ 明治三十九年法律第二十四号官国幣社經費に関する法律廃止等の件（昭和二一年勅令第七一号）
 - ※○ 傷兵院法を廃止する勅令（昭和二一年勅令第二六六号）
 - ※○ 陸軍軍法会議法、海軍軍法会議法及び第一復員裁判所及び第二復員裁判所令廃止に関する件（昭和二一年勅令第二七八号）
 - ※○ 昭和二十一年勅令第八十二号永樂土地建物株式会社の財産の取引の制限等に関する勅令を廃止する勅令（昭和二一年勅令第四一八号）
 - ※○ 重要産業団体を廃止する等の勅令（昭和二一年勅令第四四六号）
 - 船舶保護法の廃止等に関する勅令（昭和二一年勅令第五六二号）
 - 軍用電気通信法等を廃止する勅令（昭和二一年勅令第五六四号）
 - ※○ 臨時建築制限令を廃止する勅令（昭和二二年勅令第五号）
 - 昭和二十二年勅令第四号（町内会、部落会又はその聯合会の長、

（選挙に関する勅令）の廃止に関する勅令（昭和二十二年勅令第六七号）

※○ 陸軍刑法を廃止する等の政令（昭和二十二年政令第三二二号）

※○ 国策電気通信株式会社法を廃止する等の政令（昭和二十二年政令第五三三号）

○ 建築調査令を廃止する命令（昭和二十二年閣令、内務省令第七二）

※○ 公職選挙委員会及び公職選挙権調査委員会の廃止に関する政令（昭和二十三年政令第六二二号）

※○ 会社等臨時措置法等を廃止する政令（昭和二十三年政令第四〇一）

※○ 連合国占領軍の発行する「B」号国表示補助通貨に関する省令を廃止する省令（昭和二十三年大蔵省令第六三三号）

※○ 中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令（昭和二十四年大蔵省令第一〇号）

○ 全国金融統制令の清算に関する省令を廃止する命令（昭和二十四年法務府令、大蔵省令第一号）

○ ペンゾールの使用制限に関する件を廃止する省令（昭和二十四年通商産業省令第六〇号）（経過規定あり）

※○ 外国差金資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令（昭和二十五年政令第三五号）

※○ 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令（昭和二十五年政令第二二四号）

※○ 特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令（昭和二十五年通商産業省令第五五号）（附則あり）

○ 外国に本店を有する金銭等の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の所有又は管理する財産の保全に関する件を廃止する省令（昭和二十五年大蔵省令第七六号）

※○ 連合国占領軍の発行する券票示地票の取替等に関する省令等を

○ 廃止する省令（昭和二五年大蔵省令、電気通信省令第一号）

市町村長の立候補禁止等に関する勅令を廃止する政令（昭和二六年政令第二十六号）

※○ 公職に関する就職禁止・退職等に関する勅令の廃止による覚悟
該当者の指定の特免に関する政令を廃止する政令（昭和二六年政令第五十一号）

○ 輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する
政令（昭和二六年政令第二四一号）

※○ 会社の解散の制限等に関する件を廃止する政令（昭和二六年政
令第二四七号）

※○ 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（昭和二六年政令第
二六一号）

※○ 連合国人所有自動車購入登録規則を廃止する省令（昭和二六年
運輸省令第四四号）

○ 公職資格審査会設置令を廃止する政令（昭和二六年政令第
号）

○ 昭和二〇年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に対する取
立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預
金の払戻に関する省令を廃止する省令（昭和二六年大蔵省令
第九二号）

○ 既存法令（ボツダム命令を含む。）の一部を改正する政令で附則（
施行期日、罰則の経過規定及び他法令の改正以外のもの）のあるもの
の例

○ 金融機関再建整備法の一部を改正する政令（昭和二三年政令第
六三号）

○ 閉鎖会社令の一部を改正する政令（昭和二三年政令第二五一号）
○ 恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令（昭和二三年政令
第三一九号）

- 勅領統制令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第三六号）
- 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第四二号）
- 同右（昭和二十四年政令第三二七号）
- 同右（昭和二十四年政令第三五一号）
- 外国人登録令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第三八号）
- 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第三九九号）
- 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十五年政令第一一四号）
- 専合製人工業所有権後継權令の一部を改正する政令（昭和二十五年政令第一五六号）
- 地代家賃統制令の一部を改正する政令（昭和二十五年政令第二二五号）
- 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十五年政令第二九〇号）
- 国外居住外国人等に対する債権の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十五年政令第二九二号）
- 海上保安庁法等の一部を改正する政令（昭和二十五年政令第三一八号）
- 關稅機關令の一部を改正する政令（昭和二十五年政令第三六八号）
- 恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第一三〇号）
- 逓合國財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二四三号）

裏面白紙

- ドイツ財産管理令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三四四号）
- 学校及び保育所の給食用ミルク譲与並びにこれに伴う改正等に関する政令（昭和二十六年政令第三〇七号）
- 電気事業再編成の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三二七号）

九一五二

左に掲げる

1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1

ボツダム命令の処理に関する件

（一一、一二）

一 各庁各省は、その所管のボツダム命令（他の法律又は命令を改廃したボツダム命令の経過規定でなお、効力を有するものを含む。）については、おおむね別紙（）の様式により、一本の法律案に取りまとめ、但し、単行の特別法を制定するものについてはこれから除外するものとする。

二 ボツダム緊急勅令の廃止及びボツダム命令による他の法律又は命令の改廃の効果については、別紙（）により法務府において法律案を起草すること。

(附録一)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く、
(外務省)關係諸命令の改廃に關する法律

(外國人登録令の一部改正)

第一条 外國人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)の一部を次の
ように改正する。

第二章 附則
附則 第一章 附則

(外國人登録令の一部改正に伴う経過規定)

第二条 この法律施行の際現に――

(出入国管理令の一部改正)

第三条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次
のように改正する。

第二章 附則
附則 第一章 附則

(将来存続すべき命令)

第一章 附則 第一条、第三章及び附則 条に規定する命令並びに左に掲げる
命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

(命令の廃止)

第二章 附則 条に掲げる命令は、廃止する。

第三章 附則
附則 第一章 附則
附則 第二章 附則
附則 第三章 附則

(廃止した命令に關する経過規定)

第 一 条 この法律施行前――
第 二 条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

附 則

この法律は――から施行する。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する條の廢止に關する法律

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する條(昭和二十年勅令第五百四十二号以下「勅令第五百四十二号」という。一は、廢止する。

(前項に該するものを除く。)

勅令第五百四十二号に基く命令は、既に法律で廢止はその存続に關する條がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十五日間に限り、法律としての効力を有するものとする。前項の規定は、勅令第五百四十二号に基く命令による法律又は命令の改正又は廢止の申請に關する期間経過後における効力に影響を及ぼすものではない。当該改正又は廢止に伴う経過的規定は、同時に規定する期間経過後においてもなお法律としての効力を有するものとする。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の発効の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行のための経過的规定をのべこの法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

二二二二二

(一一・二二)

一 ボツダム命令の処置に関する件
各省各庁は、その所管のボツダム命令（他の法律又は命令を著したボツダム命令の経過規定でなお、効力を有するものを含む。）については、おおむね附紙□の様式により、一本の法律案に取りまとめ、かつ、附紙□の欄に、その旨を記載するものとする。

二 ボツダム緊急勅令の廃止及びボツダム命令による他の法律又は命令の効力の効力については、附紙□により法務府において法律案を起草すること。

(別紙一)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く(外務省一關係諸命令の措置に關する法律)

(外国人登録令の一部改正)

第一条 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二章 中一一一

第三章 中一一一

(外国人登録令の一部改正に伴う経過規定)

第二条 この法律施行の整理に一一一

(出入国管理令の一部改正)

第三条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二章 中一一一

第三章 中一一一

(将来存続すべき命令)

第一章 第一条、第三条及び第四章に規定する命令並びに左に掲げる命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

一一一

一一一

(命令の廃止)

第二章 左に掲げる命令は、廃止する。

一一一令

一一一令

一一一令

一一一令

(廃止した命令に關する経過規定)

第三章 この法律施行前一一一

第 條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

附 則

この法律は、――から施行する。

(附 録 二)

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件の廢止に關する法律

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。一は、廢止する。

2 前項の制定は、勅令第五百四十二号に基く命令による法律又は命令の改正又は廢止の効力に影響を及ぼすものではない。

3 勅令第五百四十二号に基く命令(前項に該当するものを除く。一は、別に法律で廢止又はその存続に關する措置がなされない場合において、この法律施行の日から起算して百八十日間に限り、法律としての効力を有するものとする。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行

する。

2 この法律施行のための経過的規定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。）は、廃止する。

2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廃止又はその存続に關する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日限り、法律としての効力を有するものとする。

3 この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令による法律又は命令を廃止し、又はその一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行のための経過的规定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

日本国との平和条約の締結に伴い、その最初の効力発生の日において勅令第五百四十二号を廃止することとし、あわせて同勅令に基く命令により他の法律又は命令を改廃した効果及び他の法律により措置されない勅令第五百四十二号に基く命令の効力等について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する
件の廃止に関する法律案

ニホ、一三、ハシ

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。)は、廃止する。

2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廃止又は存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日間限り、法律としての効力を有するものとする。

3 この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

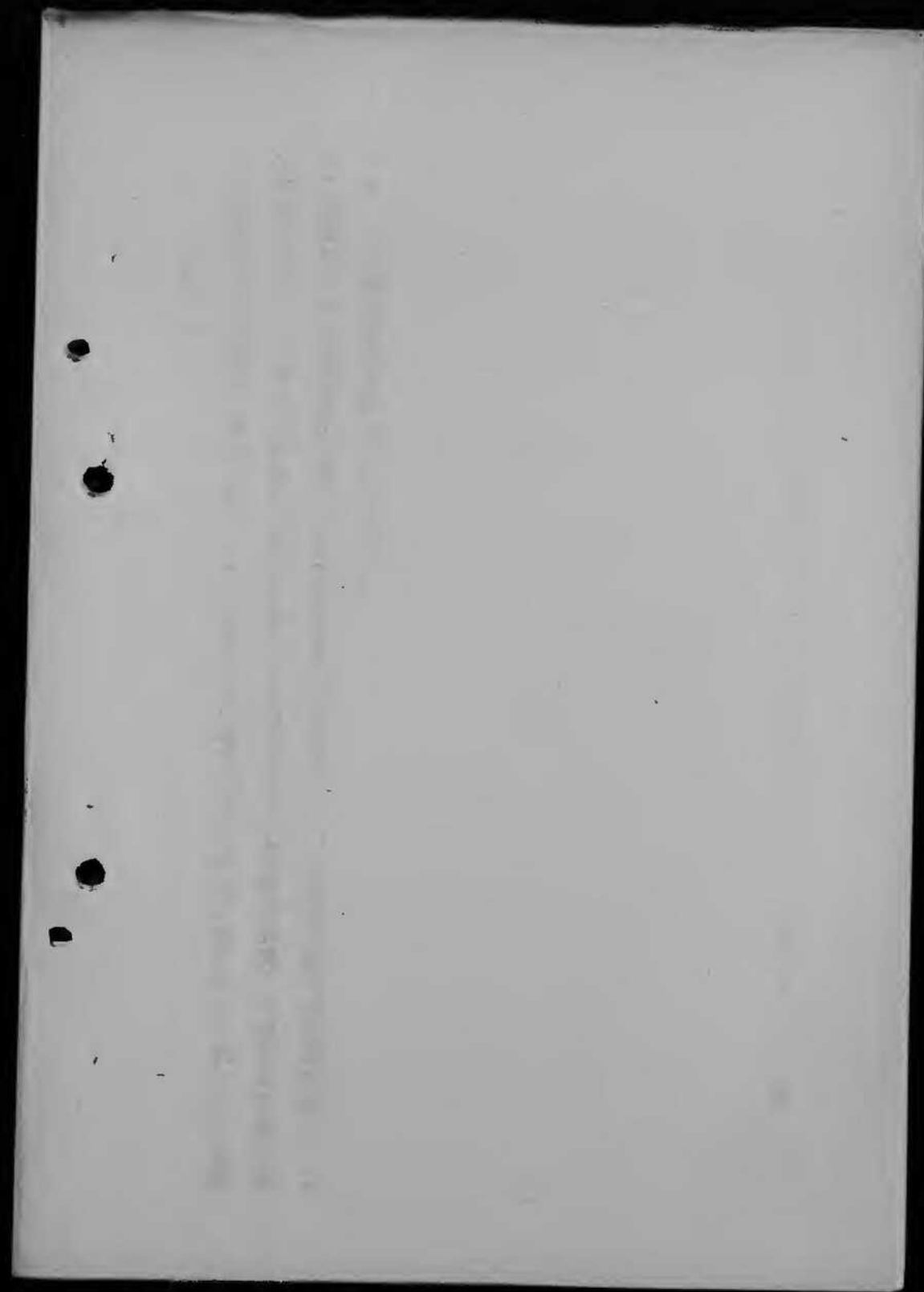
附 則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行のための経過的规定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定め
る。

理由

日本国との平和條約の締結に伴い、その最初の効力發生の日において勅令第五百四十二号を廃止することとし、あわせて同勅令に基づく命令により他の法律又は命令を改廃した効果及び別に法律で措置されない勅令第五百四十二号に基づく命令の効力等について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



この法律の本文のボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する
二項は、この法律の本文のボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する
小委員の意見の法律案
がある。

四六、八〇、一〇

- 1 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償
庁関係諸命令の措置に関する法律案
- 2 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察
関係命令の措置に関する法律案
- 3 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く公益
事業委員会関係諸命令の措置に関する法律案
- 4 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別
調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案
- 5 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理
府本府関係諸命令の措置に関する法律案
- 6 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国
選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案
- 7 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務
府関係諸命令の措置に関する法律案
- 8 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務
省関係諸命令の措置に関する法律案（来春提出の見込）
- 9 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵
省関係諸命令の措置に関する法律案
- 10 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部
省関係諸命令の措置に関する法律案
- 11 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生
省関係諸命令の措置に関する法律案

- 12 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく農林関係諸命令の措置に関する法律案
- 13 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく水産関係諸命令の廃止に関する法律案
- 14 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案
- 15 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく運輸関係諸命令の措置に関する法律案
- 16 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく労働省関係諸命令の廃止に関する法律案
- 17 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく建設省関係諸命令の措置に関する法律案
- 18 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案

- 1 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲等に関する件を廃止する法律案

- 2 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令を廃止する法律案（題名未定）

（廃止）

- × 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）
- × 昭和二十二年勅令第一号の特例に関する勅令（昭和二十二年勅令第六十一号）
- × 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農

業協同組合、農協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令（昭和二十四年総理庁令、農林省令第二号）

× 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する命令（昭和二十三年総理庁令、農林省令第十二号）

3
× 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する命令（昭和二十四年総理庁令、農林省令第一号）

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案（一部改正）

○ 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第

六号）

○ 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）

○ 連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）

○ ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）

○ 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）（廃止）

× 掠奪品ノ没収及報告ニ関スル件（昭和二十一年内務省令第二十五号）

4
× 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）
地方公営企業法案

(廃止)

× 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合閣最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一号)

5 地方自治法の一部を改正する法律案

(廃止)

× 町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令(昭和二十二年政令第十五号)

6 団体等規正法案

(廃止)

× 団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)

× 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)

× 解散団体財産売却理事会令(昭和二十三年政令第二百八十五号)

× 財団法人大日本武徳会の解散等に関する省令(昭和二十一年内務省令第四十五号)

× 財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する省令(昭和二十一年内務省令第五十二号)

× 財団法人共助会の解散等に関する件(昭和二十三年総理府、厚生省令第一号)

× 退職手当金、年金其他此等ニ準スヘキ利益ノ給付ノ制限ニ関スル件(昭和二十一年勅令第百十六号)

7 外国人登録法案

(廃止)

8 × 外国人登録令(昭和二十三年勅令第二百七号)
教職員の資格審査に関する法律案(題名未定)

(廃止)

× 教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）

9 農地法案

(廃止)

× 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）

10 航空法案

(廃止)

× 国内航空運送事業令（昭和二十五年政令第三百二十七号）
× 外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭和二十六年政令第六十四号）

11 公衆電気通信営業法案

(廃止)

× 電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令昭和二十四年政令第四十八号）

II

1 兵器、航空機等の生産制限に関する件（昭和二十年商工、文部、農林、運輸省令第一号）

2 航空機等に関する措置に関する件（昭和二十年商工、文部、運輸省令第一号）

3 工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工、文部省令第一号）

4 造船関係の工場、事業場等の管理について制定の件（昭和二十一年運輸省令第三十二号）

5 船舶運航令（昭和二十五年政令第四十八号）

一、ポツダム命令措置法で処理されるもの

二六、一八、一八
(昭二六・一二・八現在)

総理府	本府	全国選挙 管理委員会	警察	公益事業 委員会	賠償庁	特別調達庁	法務府	外務省
存	三	〇	一	二	〇	〇	二	〇
そのま ま改正 して 続	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	三
廃止	二	三	〇	〇	一	二	八	一
計	五	三	一	二	二	二	一	四
備考								外に経過規定を存続させるもの一 件がある。

大蔵省	連合国 ドイ	文部省	厚生省	農林	水産	通商産業省	運輸省	郵政・電 気	労働省	建設省	経済安定 本部	計
六	〇	一	二	〇	〇	〇	一	〇	〇	二	二	二
四	五	〇	二	〇	〇	三	一	〇	〇	〇	二	二
二	二	五	一	一	二	〇	七	一	三	〇	〇	七
三	七	六	五	一	二	一	九	一	三	二	四	一五
外に経過規定を存続させるもの七 件がある。	但し、改正存続、廃止各一件は、 「大蔵省」の項に本来入るべきもの 外に経過規定を存続させるもの一 件がある。	外に経過規定を存続させるもの一 件がある。	外に経過規定を存続させるもの一 件がある。	外に経過規定を存続させるもの一 件がある。	外に経過規定を存続させるもの一 件がある。	外に経過規定を存続させるもの七 件がある。						一三、八現在有効数一四四

二 他の法律で廃止の予定のもの、その他検討中のもの

件数	件名	措置
総理府 七	1 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(二二勅一) 2 昭和二十二年勅令第一号の特例に関する勅令(二二勅六一) 3 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書協同組合の農業協同組合連合会及び水産協同組合の役員等への就職禁止に関する勅令(二二勅二) 4 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書協同組合の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会の職制及び地区農業調整委員の職制等に関する勅令(二二勅三) 5 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書協同組合の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する勅令(二二勅四) 6 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(二三政二〇一)	検討中 地方公営企業法で廃止の予定

件数	件名	措置
法務府 七	7 町内会、部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令(二二政一五) 1 団体等規正法(二二政六四) 2 解散団体財産の管理及び処分等に関する政令(二三政三八) 3 解散団体財産売却理事会令(二三政二八五) 4 財団法人大日本武徳会等の解散等に関する省令(二二内四五) 5 財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する省令(二二内五二) 6 財団法人助成会等の解散等に関する件(二三議一) 7 退職手当令、年金その他の法令に準ずべき利益の給付の制限に関する勅令(二二勅一六)	地方自治法の一部改正で廃止の予定 団体等規正法で廃止の予定
外務省 一	外国人登録令(二二勅二〇)	外国人登録法で廃止の予定
大蔵省 一〇	教職員の除去、就職禁止等に関する政令(二二政六二)	改正の後存続の方法をとるか、新立法による廃止の方法をとるか、検討中
文部省 一〇	農地調整法及び自作農創設特別措置法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(二五政二八八)	農地法で廃止の予定

通商産業省	運輸省	郵政省	電気通信省	労働省	建設省	経済安定本部	計
六	四	二	〇	〇	〇	〇	二九
1 特殊用途機械の破壊に関する政令（二二政三四一） 2 賠償充当設備等撤去令（二二政三一八） 3 航空機等に関する措置に関する件（二〇商文運一） 4 工場、事業場等の管理に関する件（二一商文一） 5 指定施設等の使用制限に関する件（二二商文農運一） 6 兵器、航空機等の生産制限に関する件（二〇商文農運一） 1 国内航空運送事業令（二五政三七） 2 外国人の国際航空運送事業に関する政令 3 船舶運送令（二五政四八） 4 造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（二一運三二）	1 国内航空運送事業令（二五政三七） 2 外国人の国際航空運送事業に関する政令 3 船舶運送令（二五政四八） 4 造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（二一運三二）	1 電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（二四政四八） 2 海外に発着する電報及び電話の取扱制限に関する省令（二五電一三）					
検討中	別に立法化することを 研究中	航空法で廃止の予定 検討中	公衆電気通信営業法で 廃止の予定 本年中に省令で廃止 の予定				

大蔵省	外務省	計	
		存続（経過規定）	廃止
改正存続	改正存続	一	一
四	三	一	一
1 連合国占領軍財産等收受所持禁止令（二五政三八九） 2 財閥商号の使用の禁止等に関する政令（二五政一七） 3 外国人の商号に関する臨時措置令（二五政一三） 4 連合軍人に対する刑事事件等特別措置令（二三政三二四） 5 占領目的監行爲処罰令（二五政三二五） 6 正統陸海軍將校又は陸海軍機別志願予備將校であつた者の調査に関する件（二一内三〇） 7 出生、死亡及び死産の報告に関する件（二二司厚一） 8 会社等臨時措置法等を廃止する政令（二三政四〇二）附則五九条 9 出入国管理令（二六政三一九） 10 入国管理庁設置令（二六政三二〇） 11 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（二五政二二七） 12 朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍を北緯三十度以南（口之島を含む。）の鹿児島県又は沖縄県に有する者の登録令（二一厚令、内令、司令一） 13 横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令（二四政二八八） 14 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（二五政三五六） 15 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（二五政三六九） 16 特別勸進資金設置令（二六政二〇五） 17 特殊会社整理委員会令の廃止に関する政令（二六政二六一） 18 学校及び保育所の給食、用ルタの歳手並びにこれに伴ふ財政措置に関する政令（二六政三〇七） 19 閉鎖機関整理委員会令（二二勅七五） 20 閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（二三政二六四）			

席

止

二二

- 4 日本証券取引所の有価証券売買事業特別会計に属する財産の管理に関する件（二二大蔵、司法一）
- 1 戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞与金の国庫返納に関する件（二一勅一〇五）
- 2 臨時軍事費特別会計の終結に関する件（二一勅一一〇）
- 3 軍人及び軍属に交付された賜金国庫債券を無効とすることに関する件（二一勅一一二）
- 4 会社の証券保有制限等に関する勅令（二一勅五六七）
- 5 ジエー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに對する財産の返還に関する政令（二四政四六）
- 6 金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（二四政五二）
- 7 日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（二四政三七四）
- 8 三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役員職員の就職制限等に関する政令（二五政三四〇）
- 9 指定外国証券の報告に関する政令（二六政二五九）
- 10 日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令（二六政三二九）
- 11 皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件（二一大蔵、内務一）
- 12 通貨等製造工場管理規則（二一大蔵二八）
- 13 軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（二一大蔵七三）
- 14 連合國占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締に関する件（二一大蔵七七）
- 15 外国人出資の報告に関する件（二一大蔵一二〇）
- 16 外国に本店を有する会社の本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件（二二大蔵九）
- 17 在外会社の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（二三大蔵六五）

計 存続（経 過規定）	連合国ドイツ財 産	改正存続
三二 七	五	
22 ハン。ゼーリツヒの財産の登記に関する命令（二三大蔵、法務二） 21 株式全社イリス商会の財産に関する命令（二三大蔵、法務三） 20 ドイツ国有限会社ハインリツヒ。コツベルスの不動産移転に関する命令（二四大蔵、法務一） 22 スタンダード。ブラント。オブ。エシア。インコーポレーテツド及びドツドウエル。エンド。コンパニー。リミテツドに関する登記の抹消に関する命令（二四法務、大蔵二）	1 明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（二一勅七一）附則六項 2 軍需金融特別措置法等の一部を改正する勅令（二一勅二八三）附則二。三項 3 外国為替資金の分離保管に関する勅令を廃止する政令（二五政三五）附則二項 4 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令（二五政二二四）附則二から四項まで 5 会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令（二六政二四七）附則八項 6 外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正の件（二〇大蔵一〇一）附則二。四項 7 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令（二四大蔵一〇）附則三。四項	1 連合国財産の返還等に関する政令（二六政六） 2 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（二六政二九八） 3 連合国財産である株式の譲渡に関する政令（二四政三一〇） 4 ドイツ財産管理令（二五政二五二） 5 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（二五政二二）

文 部 省			厚 生 省			農 林 省			水 産 関 係			通 商 産 業 省		
廃止	存続	計	廃止	存続	計	廃止	存続	計	廃止	存続	計	改正存続	存続	改正存続
二	一	六	二	一	三	一	一	二	二	一	三	三	〇	三
1 被服品の没収及報告に関する件（二二内務二五） 2 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に ある財産の整理に関する政令（二四政二九一） 3 学校施設の確保に関する政令（二四政三四） 4 外国人に転移された著作権の登録及び保護に關 する政令（二四政二七二） 5 国民学校等において使用する教科用圖書の提出 に関する件（二一文八） 6 外国映画の調査等に関する省令（二二内三一） 7 外国人の著作権の調査に関する省令（二二内四） 8 連合国人の著作権の使用についての調査に關す る省令（二二内七）	明治三十九年法律第二四号官国幣社経費に關する法 律廃止等の件（二一勅七一）附則第三項 1 有毒飲食物等取締令（二一勅五二） 2 伝染病届出規則（二二厚五）	1 引揚援護庁設置令（二三政一二四） 2 死産の届出に關する規程（二一厚四二） 1 引揚者の秩序保持に關する政令（二四政三〇〇）	1 陸軍刑法を廃止する等の政令（二二政五二）七条 1 食糧確保のための臨時措置に關する政令（二四 政三八四）	1 肥料配給公団令（二二勅一七一）中罰則及び清 算に關する規定 1 漁業法の罰則の特例に關する勅令（二一勅五九 〇六） 2 漁船の操業区域の制限に關する政令（二四政三 〇六）	1 連合国人工業所有権戦後措置令（二四政三〇九）									

廃止	計 存続（経過規定）
一〇	一三
2 ドイツ人工業所有権特別措置令（二五政四） 3 連合国人商標戦後措置令（二五政九） 1 連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（二二勅三六） 2 重要物資在庫緊急調査令（二三政六五） 3 特定標章の使用の禁止等に関する政令（二四政三二九） 4 財閥標章の使用の禁止等に関する政令（三五政八） 5 工鉱業関係会社の業務報告書に関する件（二〇農商一） 6 昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生ゴム、ニツケル地金、錫地金又ハアンチモニー地金ノ調査報告ニ関スル件（二一商一〇） 7 昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件に基ク絹織物及び絹ノリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件（二一商一七）	3 鉛の調査報告に関する件（二一商二四） 9 化学肥料の緊急増産に関する件（二一商二六） 10 バイブ類臨時措置規則（二一商四九） 1 兵役法廃止等に関する件（二〇勅六三四）附則三項 2 重要産業団体令を廃止する等の勅令（二一勅四四六）附則三・四項 3 輸振振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令（二六政二四一）附則二項 4 輸向絹織物の製造等に関する件を廃止する省令（二二商三七）附則三項 5 昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸等数量報告等ニ関スル件及び昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸ノ譲渡等ニ関スル件ヲ廃止する省令（二二商農七）附則二項

運輸省		郵政省及び電気通信省		労働省		建設省		経済安定本部		計	
存続		廃止		廃止		存続		存続		改正存続	
一	一	一	三	三	一	二	二	二	二	二	四
1 真珠又は真珠製品の取引の禁止等に関する件を廃止する省令（二三政四五）附則二項		1 航海の制限等に関する件（二〇運四〇）		1 連合国占領軍のなす郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件（二〇閣四三）		1 空中写真の利用等に関する政令（二五政三〇二）		1 物価統制令（二一勅一一八）		1 外国人の財産没収等に関する省令（二四政五一）	
7 昭和二十年勅令第三百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令（二五通五五）附則二項		1 自動車特別使用取用規則（二〇運二三）		2 労務者の就職及び従業に関する件（二一厚二）		2 住宅緊急措置令（二〇勅六四一）		2 地代家賃統制令（二一勅四四三）		2 外国政府の不動産に關する件（二四政三二）	
5 通五五）附則二項		2 造船事業関係会社の事業報告書に関する件（二〇運二四）		3 労働に關する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件（二一厚、運、内一）		2 地代家賃統制令（二一勅四四三）		2 外国政府の不動産に關する件（二四政三二）			
3 港灣荷役力及び船舶等造修能力の確保向上に關する件（二〇厚運一）		3 港灣荷役力及び船舶等造修能力の確保向上に關する件（二〇厚運一）		7 けい船予備員の給与に充てるべき補助金の交付に關する政令（二五政二八一）		2 地代家賃統制令（二一勅四四三）		2 外国政府の不動産に關する件（二四政三二）			
4 復員官署において選航する船舶にして復員又は掃海に使用するものの乗員につき船員法等の一に準用する件（二一勅二八五）		4 復員官署において選航する船舶にして復員又は掃海に使用するものの乗員につき船員法等の一に準用する件（二一勅二八五）		6 自動車の登録等に関する省令（二二内八）		2 住宅緊急措置令（二〇勅六四一）		2 外国政府の不動産に關する件（二四政三二）			
5 東亜海運株式会社の解散に關する件（二一勅五六三）		5 東亜海運株式会社の解散に關する件（二一勅五六三）		8 自動車の登録等に関する省令（二二内八）		2 住宅緊急措置令（二〇勅六四一）		2 外国政府の不動産に關する件（二四政三二）			

ポツダム宣言の受諾に基き、昭和二十年九月二日
勅令第五四二号（ポツダム宣言の受諾に基き）

Bill for the Abolishment of
the Imperial Ordinance concerning
Orders to be issued in Consequence
of Acceptance of Potsdam Declaration

1. The Imperial Ordinance concerning Orders to be issued in Consequence of Acceptance of Potsdam Declaration (Imperial Ordinance No. 542 of 1945; hereinafter referred to as "Imperial Ordinance No. 542") shall be abolished.
2. Orders or Ordinances issued under Imperial Ordinance No. 542 shall, unless measures for their abolishment or continued existence are taken by law separately, remain effective as laws for not more than one hundred and eighty (180) days commencing on the day of the enforcement of this Law.
3. This Law shall not affect the effect of the abolishment of or partial amendment to laws, orders or ordinances made by orders or ordinances under Imperial Ordinance No. 542.

Supplementary Provisions:

1. This Law shall come into force as from the date of the first coming into force of the Treaty of Peace with Japan.
2. Transitional Provisions for the enforcement of this Law and other matters necessary in connection with the enforcement of this Law shall be provided for by Cabinet Order.

裏
面
白
紙

Reason

In pursuance of the conclusion of the Treaty of Peace with Japan, it is necessary to abolish Imperial Ordinance No. 542 on the date of the first coming into force of the said Treaty, and at the same time to make provisions concerning the effect of abolishment of or amendment to other laws, orders or ordinances effected by orders issued under the same Imperial Ordinance as well as the validity, etc. of orders issued under the same Imperial Ordinance for which no measures have been taken by law separately. This is the reason for submission of this Bill.

裏
面
白
紙

昭和二十六年十二月末日現

法律の改廃を規定したボツダム命令調

法制意見局調

112.1.18

△印は一部改正
×印は廃止

法令番号	題	名	公布月日
勅五七八	国防保安法廃止等に関する件		一〇一三
	× 国防保安法		
	× 軍機保護法		
	× 軍用資源秘密保護法		
	× 不穩文書臨時取締法		
	× 言論、出版、集会、結社等取締法		
	△ 戦時刑事特別法		
勅五七五	治安維持法廃止等の件		一〇一五
	× 治安維持法		
	× 思想犯保護観察法		
勅五七六	要塞地帯法廃止等の件		一〇一五

勅六〇四

軍事特別措置法廢止等に関する件

×

要港地帯法

×

陸軍輸送港域取締法

×

明治二三年法律第二号（軍港要港に関する件）

×

明治二三年法律第八三号（軍港要港規則違反者処分の件）

△

鉱業法

△

砂鉄法

×

義勇兵役法

×

軍用自動車補助法

×

軍用自動車検査法

×

俘虜処罰法

一〇、二四

勅六三四	× 徴発令（昭和十五年太政官布告第四三号） × 大正一五年（軍令八〇号）（徴発令中部及郡長に關する規則の適用に關する法律） × 昭和二〇年（法律四〇号）（國民義勇隊關隊員に關する陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法の適用に關する法律） - 兵役法廢止等に關する法律 × 兵役法 × 兵器等製造專賣特別助成法 - 治安警察法廢止等（法律） × 治安警察法 - 軍馬資源保護法廢止等に關する件 × 軍馬資源保護法 × 昭和一二二年（法律八九号）（臨時馬の移動制	一一、一七 一一、二一 一一、二一
------	---	-------------------------

勅六五三	限に關する法律） 昭和一三年（法律三〇号）（兵役の義務なかりし者等にして大東亞戰爭に於て陸軍部隊に編入せられたるものの身分取扱に關する法律）の廢止等に關する件） × 昭和一三年（法律三〇号）（兵役の義務なかりし者等にして大東亞戰爭に於て陸軍部隊に編入せられたるものの身分取扱に關する法律） × 昭和一五年（法律一七号）（退役將校の予備役復帰に關する法律） - 日本証券取引法改正の件 △ 日本証券取引法 - 外資債担法等の廢止又外國為替管理法中改正の	一一、二四 一一、二五
------	---	----------------

昭和二十一年

法令番号	名	公布月日
勅 四三	厚生年金保険法等中改正の件 △ 厚生年金保険法 △ 船員保険法 工業所有権法戦時特例中改正の件 △ 工業所有権戦時特例	一、二六
勅 五三	明治三十九年法律第二四号官国幣社経費に関する法律 × 明治三十九年法律第二四号（官国幣社経費に關する法律） × 明治四一年法律第二三号（神社財産に関する法律）	一、三〇
勅 七一	△ 土地収用法 △ 国有財産法	二、二

勅 七一八	件 × 外貨債処理法 × 敵産管理法 × 昭和一三年法律第八七号（本邦内に於て募集したる外国債の待遇に関する件） △ 外国為替管理法 △ 特殊財産資金特別会計法 △ 日本銀行法 △ 朝鮮銀行法 △ 酒税法 宗教団体法等廃止の件 × 宗教団体法	一、二五 一、二八
-------	---	--------------

△ 東京都制
△ 府県制
△ 市制
△ 町村制
△ 所得税法
△ 法人税法
△ 臨時利得税法
△ 配当利子特別税法
△ 外貨債特別税法
△ 有価証券移転税法
△ 地租法
△ 家屋税法
△ 電気瓦斯税法
△ 登録税法

勅一三九

臨時船舶管理法中改正等に関する件

三一四

勅一四二

国有財産法中改正等の件

三一四

△ 広告税法
△ 地方税法
△ 関税定率法
△ 臨時船舶管理法中改正等に関する件
△ 臨時船舶管理法
△ 昭和二〇年法律第一九号（地方鉄道及び軌道における納付金等に関する法律）
△ 国有財産法中改正等の件
△ 国有財産法
△ 臨時利得税法
△ 臨時軍事費特別会計法
△ 臨時資金調整法
△ 臨時租税措置法
△ 臨時通貨法

- △ 特別法人税法
- △ 納税施設法
- △ 企業整備資金措置法
- △ 外資金庫法
- △ 軍需金融等特別措置法
- △ 昭和一二二年法律第九四号（支那事变のため従軍したる軍人及び軍属に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）
- △ 昭和一三年法律第二二号（支那事变に関する臨時軍事費の財源に充てるため特別会計より為す繰入金に関する法律）
- △ 昭和一四年法律第三一号（支那事变に関する特別賜金として交付するため公債発行に関する法律）

勅一四四

臨時肥料配給統制法中改正等に関する件

三一六

勅一四六

- △ 昭和一五年法律第六九号（支那事变に関する一時賜金として交付するため公債発行に関する法律）
- △ 臨時肥料配給統制法
- △ 飼料配給統制法
- △ 臨時農村負担処理法
- △ 昭和一四年法律第三八号（競馬法の臨時特例に関する法律）
- △ 昭和一三年法律第八四号大東亜戦争に際し召集中の者の選挙権及被選挙権等に関する法律中改正等の件
- △ 昭和一三年法律第八四号（支那事变に際し召集中の者の選挙権及被選挙権等に関する法律

三一八

勅一四八	△ 昭和二〇年法律第四一号（衆議院議員選挙法第一〇条の特例に関する法律） 會計法戦時特例中改正等の件 △ 會計法戦時特例 △ 昭和一八年法律第一〇〇号附則（會計法戦時特例中改正法律） △ 昭和二〇年法律第六号附則（會計法戦時特例中改正法律） 昭和一八年法律第八八号陪審法の停止に関する法律中改正の件 △ 昭和一八年法律第八八号（陪審法の停止に関する法律） 日本通運株式会社法中改正等の件	三、一八
勅一六一		三、二三
勅二六二		五、六

勅二七八	△ 日本通運株式会社法 △ 帝都高速度交通営団法 △ 臨時船舶管理法 △ 東亜海運株式会社法 △ 造船専業法 △ 水先法 △ 遠洋航海補助法 陸軍軍法會議法、海軍軍法會議法及び第一復員裁判所及び第二復員裁判所令廃止に関する件 × 陸軍軍法會議法 × 海軍軍法會議法 軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令 △ 軍需金融等特別措置法	五、一八
勅二八三		五、二四
内務省令 二九令	衆議院議員選挙法及び昭和二〇年法律第四二号の	

勅四二一	一部改正に関する件 △ 衆議院議員選挙法 △ 昭和二〇年法律第四二号（衆議院議員選挙法中改正） 戸籍法の一部を改正する勅令 △ 戸籍法	六 一 八
勅四五二	昭和二〇年法律第四四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する勅令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	九 三 〇
勅五六二	船舶保護法の廃止等に関する勅令 × 船舶保護法 × 海軍軍人軍属等犯罪即決法	一 二 二

昭和二十二年

司法省令 六令	戸籍法の一部を改正する件 △ 戸籍法	一 二 四
勅一〇九	昭和二〇年法律第四四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する勅令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	三 三 一
政五二	陸軍刑法を廃止する等の件 × 陸軍刑法 × 陸軍刑法施行法 × 海軍刑法 × 海軍刑法施行法 × 明治三三年法律第一三三号（民法の規定によ	五 一 七

政 五 三	政 二 〇 五
る軍人軍属の還言の確認に関する件) × 戒厳令(明治一五年太政官布告第三六号) 国際電気通信株式会社を廃止する等の政令 × 国際電気通信株式会社法 昭和二〇年法律第四四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	昭和二〇年法律第四四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律
五一九	九三〇

昭和二十三年

法令番号	題	名	公布月日
政六三	金融機関再建整備法の一部を改正する政令		三二七

政 六 四	政 六 七	政 一 九 四	政 二 三 一
△ 金融機関再建整備法 金融機関経理応急措置法の一部を改正する政令 △ 金融機関経理応急措置法 昭和二〇年法律第四四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	昭和二〇年法律第四四号国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	貿易資金特別会計法の一部を改正する政令 △ 貿易資金特別会計法
三二七	三二九	七三〇	八一六

政三五一	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	一、二、四
政四〇二	会社等臨時措置法等を廃止する政令 × 会社等臨時措置法 △ 社債等取締法	一、二、三一

昭和二十四年

法令番号	題名	公布月日
政五一	外国人の財産取得に関する政令 △ 企業円通整備法	三一五
政五三	外国為替管理委員会令 △ 特別優遇の職員の特給等に関する法律	三一六

政六四	△ 外国為替管理法 団体等規正令 △ 法務院設置法	四四
政一〇〇	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	五二三
政一二〇	貿易特別会計法の一部を改正する政令 △ 貿易特別会計法 △ 不正振替支取特別会計法 △ 外国貿易特別会計法 昭和二十四年度総合均衡予算の實施に伴う退職手当の臨時措置に要する政令 △ 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係	五二八
政二六四		七一

昭和二十五年

法令番号	題名	公布月日
政二七九	る給与の応急措置に関する法律 貿易特別会計法の一部を改正する政令 △ 貿易特別会計法	七二二
政二九九	出入国の管理に関する政令 △ 国家行政組織法 △ 外務省設置法 △ 大蔵省設置法 △ 陸省設置法	八一〇
政三〇九	連合国人二業所有権戦後措置令 △ 特許法 △ 通商産業省設置法 × 工業所有権戦時法	八一六
政三五三	外国為替銀行の臨時措置に関する政令 △ 貿易特別会計法	一〇二五
政三七三	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	一一二六
政三九九	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部を改正する政令 △ 大蔵省設置法	一二二三
政二四	出入国の管理に関する政令の一部を改正する政令 △ 大蔵省設置法 △ 陸省設置法	一二二八
政三八	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法	

政 七 九	律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律 昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令の一部を改正する政令 △ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等から一般会計への繰入及び納付に関する法律 警察予備隊令 △ 総理府設置法 法務府設置法等の一部を改正する政令 △ 法務府設置法 △ 行政機関職員定員法	三二七
政 二 六 〇		八一〇
政 二 六 三		八一七
政 二 八 八	自作農の創設に関する政令 △ 自作農創設特別措置特別会計法	九一一
政 二 九 五	出入国管理庁設置令 △ 行政機関職員定員法 △ 国家行政組織法 △ 外務省設置法 △ 法務府設置法 △ 關稅法 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律 自作農の創設に関する政令の一部を改正する政令 △ 自作農創設特別措置特別会計法	九三〇
政 三 〇 〇		九三〇
政 三 〇 七		一〇九

政三三八	海上保安庁法等の一部を改正する政令 △ 海上保安庁法 △ 行政機関職員定員法 国内航空運送事業令 × 航空法 △ 郵便物運送委託法 電氣事業再編成令 × 電力管理法 × 日本発送電株式会社法 × 電力管理に伴う社債処理に関する法律 △ 過度経済力集中排除法 公益事業令 × 電氣事業法 × 瓦斯事業法	一〇、二三 一一、一 一一、二四 一一、二四 一一、二四
政三四二	電氣事業再編成令 × 電力管理法 × 日本発送電株式会社法 × 電力管理に伴う社債処理に関する法律 △ 過度経済力集中排除法 公益事業令 × 電氣事業法 × 瓦斯事業法	一一、二四 一一、二四 一一、二四 一一、二四
政三四三	公益事業令 × 電氣事業法 × 瓦斯事業法	一一、二四 一一、二四
政三三七	国内航空運送事業令 × 航空法 △ 郵便物運送委託法 電氣事業再編成令 × 電力管理法 × 日本発送電株式会社法 × 電力管理に伴う社債処理に関する法律 △ 過度経済力集中排除法 公益事業令 × 電氣事業法 × 瓦斯事業法	一一、一 一一、二四 一一、二四 一一、二四
政二六	連合国財産の返還等に関する政令 △ 外資に関する法律 市町村長の立候補禁止等に関する勅令を廃止す	一一、二二
政六	連合国財産の返還等に関する政令 △ 外資に関する法律 市町村長の立候補禁止等に関する勅令を廃止す	一一、二二
法令番号	題名	公布月日
昭和二十六年		

△ 通商産業省設置法
△ 総理府設置法
△ 国家行政組織法
△ 特別職の職員の給与に関する法律
△ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律
△ 事業老団体法
△ 経済関係副則の整備に関する法律

政 五 一	る政令	× 市町村長の立候補禁止等に関する勅令 △ 総理府設置法 公職に関する就職禁止退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特例に関する政令を廃止する政令 × 公職に関する就職禁止・退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特例に関する政令を廃止する政令 △ 総理府設置法 △ 国家行政組織法 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止	三、一五
政 六 五		△ 総理府設置法 △ 国家行政組織法 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止	三、三〇
政 一 三 三	する法律	外国人の国際航空運送事業に関する政令	五、四
政 二 〇 五		△ 外資委員会設置法 △ 運輸省設置法 特別調達資金設置令 △ 特別調達庁設置法	六、一一
政 二 一 七		行政機関職員定員法の一部を改正する政令 △ 行政機関職員定員法 △ 北海道開発法の一部を改正する法律 公職資格審査会設置令 △ 総理府設置法	六、一六
政 二 二 一		教職員の除去・就職禁止等に関する政令の一部を改正する政令 △ 文部省設置法	六、一八
政 二 二 四		△ 文部省設置法	

政二四七

会社の解散の決議等に関する命令を停止する政

六三〇

財源の増進

大

政二六一

[illegible]

卷之六

人
之
所
共
知

學人端記

△ 秘的對子の集上及び公正取引の確保に關

六子集

△ 会社和燕巢等臨時措置

△ 判斷同族支配一排除法

事業者団体

公 公団等の理算及び決算の算定措置等に關する法律

大成製藥株式會社

△國庫會計簿式

退職職員の支給する退職手当支給の財源

に於ては、その特別会計等からする一般会

計入の繰入及び繰付二項とる法律

二
三
四
五
六
七
八
九
十

國家公債募集第三號の退職手当の臨時措

卷之六

ノ、其の成立の事實に關する法律

日本銀行は、該銀行の強固なる旅券店びその取
り扱ひ旅券發行に據るを政定

坂ノ旅樂亭作二編十六政堂

政二八五

八一五

政三一八	△ 日本政府在外事務所設置法 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する政令 △ 国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律	九二九
政三二〇	入国管理庁設置令 △ 国家行政組織法 △ 行政機関職員定員法 △ 外務省設置法 △ 大蔵省設置法 △ 關稅法	一〇四
政三五一	公職資格審査会設置令を廃止する政令 △ 總理府設置法	一一六

ボツダム命令数
ボツダム命令措置法で処理されるもの
(昭二七・二・一五現在)

府	本府	全国選挙管理委員会	警察	公益事業委員会	賠償庁	特別調達庁	法務府	外務省
存続	〇	〇	一	二	〇	〇	三	〇
改正して存続	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	三
廃止	三	三	〇	〇	一	二	八	一
計	三	三	一	二	二	二	一	四
備考	外に経過規定を存続させるもの一件がある。							

大蔵省	連合国ドイツ財産	文部省	厚生省	農林	水産	通商産業省	運輸省	郵政・電気通信	労働省	建設省	経済安定本部	計
六	〇	一	二	〇	〇	〇	一	〇	〇	一	二	一九
六	四	〇	二	〇	〇	三	一	〇	〇	〇	二	二二
二二	一	五	一	一	二	一〇	七	一	三	〇	〇	七一
三四	五	六	五	一	二	一三	九	一	三	一	四	一一二
外に経過規定を存続させるもの七件がある。	外に経過規定を存続させるもの一件がある。	外に経過規定を存続させるもの一件がある。	外に経過規定を存続させるもの一件がある。	外に経過規定を存続させるもの一件がある。	外に経過規定を存続させるもの一件がある。	外に経過規定を存続させるもの七件がある。						

三 他の法律で廃止の予定のもの、その他検討のもの

総理府	件名	措置
一〇	- 恩給法の特別に関する件（二一勅六八） - 公職に関する懲戒禁止、退職等に関する勅令（二三勅一） - 昭和二十二年勅令第一号の特別に関する勅令（二三勅六一） - 警察予備隊令（二三政二六〇） - 昭和二十六年十二月五日連合国最高司令官覚書「若干の外か、い地域からの政治上及び行政上の分難に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令（二五政三八〇） - 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する勅令（二三総農一二） - 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する勅令（三四総農一） - 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協	検討中

法務府	件名	措置
七	- 団体等規正令（二四政六四） - 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（二三政二三八） - 解散団体財産売却委員会令（二三政二八五） - 財団法人大日本武徳会等の解散等に関する省令（二一内四五） - 財団法人武蔵住宅協会等の解散等に関する省令（二一内五二） - 財団法人協同会等の解散等に関する件（二三総厚一） - 退職手当金、年金その他これ等に関する法律の給付の制限に関する勅令（二一勅一一六） - 町内会、部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（二二政一五） - 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基づく臨時措置に関する政令（二三政二〇一） - 同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する勅令（二四総農二）	地方公営企業法で廃止の予定 地方自治法の一部改正で廃止の予定 団体等規正法で廃止の予定

外務省	大蔵省	文部省	厚生省	農林省	通商産業省	運輸省
一 外国人登録令 (二二勅二〇七)	〇	一 教職員の除去、就職禁止等に関する政令 (二二政六二)	〇	一 農地調整法及び自作農創設特別措置法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令 (二五政二八八)	六 一 特殊用途機械の破壊に関する政令 (二二政二四四) 二 賠償充当設備等撤去令 (二二政三一八) 三 航空機等に関する措置に関する件 (二〇商文運一) 四 工場、事業場等の管理に関する件 (二一商文一) 五 指定施設等の使用制限に関する件 (二二商文農運厚一) 六 兵器、航空機等の生産制限に関する件 (二〇商文農運一)	四 一 国内航空運送事業令 (二五政三二七)
外国人登録法で廃止の予定		改正の後存続の方法をとるか、新立法による廃止の方法をとるか検討中		農地法で廃止の予定	検討中	別に立法化するべくを研究中 航空法で廃止

郵政省	電気通信省	労働省	建設省	経済安定本部	計
〇	一 電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令 (二四政電業法で廃止の予定) 四八	〇	一 住宅緊急措置令 (二〇勅六四一)	〇	三二
二 外国人の国際航空運送事業に関する政令 三 船舶運航令 (二五政四八) 四 造船関係の工場、事業場等の管理に関する件 (二一運三二)					
一 正の予定			住宅緊急措置令等の廃止に関する法律案で廃止		
検討中					

（昭二七・二・一三現在）

行政機関の別		処理の区分	件数	件名
総理府	本府	廃止	三	1 地方公共団体の吏員等連合会最高司令官の命令に基き退職したときの退職料等を受くるの資格又は権利の喪失等に関する件（二一勅八一） 2 工場事業場、研究機関等の事業報告書等に関する件（二〇閣令、文部、農林、商工、運輸省令一） 3 「科学技術者経歴調査書」提出に関する件（二〇総理、内務、大蔵、文部、厚生、農林、商工、運輸、通信省令一）
	府	廃止	三	1 衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭二〇勅七三一） 2 衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭二一内令二三） 3 公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件（昭二二内令二三）
国家公安委員会 公益事業委員会	存続	存続	一	1 銃砲刀剣類等所持取締令（昭二五政三三四）
	存続	存続	二	1 電気事業再編成令（二五政三四二） 2 公益事業令（二三政三四三）
賠償庁	改正存続	改正存続	一	1 朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（二六政四〇）
	改正存続	改正存続	一	1 特定財産管理令（二一勅二八六）
特別調達庁	廃止	廃止	二	1 皇室財産使用取用令（二〇勅六三三） 2 土地工作物使用令（二〇勅六三六）
	存続	存続	三	1 政治犯入等の資格回復に関する件（二〇勅七三〇） 2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（二二勅九） 3 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（二三政三〇六）
法務府	存続	存続	三	1 民事裁判権の特例に関する勅令（二一勅二七三） 2 連合主と領事財産等收受所持禁止令（二四政三八九） 3 財源附号の使用の禁止等に関する政令（二五政七）
	廃止	廃止	八	

外務省			
計	存続（経過規定）	改正存続	廃止
一一	一	三	一
4 外国人商号に関する臨時措置令（二五政一二） 5 連合国人に対する刑事事件等特別措置令（二五政三二四） 6 占領目的阻害行為処罰令（二五政三二五） 7 正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査に関する件（二一内三〇） 8 出生、死亡及び死産の報告に関する件（二二司厚一） 1 会社等臨時措置法等を廃止する政令（二三政四〇二） 附則五七九条 1 出入国管理令（二六政三一九） 2 入国管理庁設置令（二六政三二〇） 3 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（二五政二二七） 1 朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍を北緯三十度以南（口之島を含む。）の鹿児島県又は沖縄県に有する者の登録令（三一厚令、内令、司令一）			

大蔵省	
存続	改正存続
六	六
1 横浜正金銀行の旧協定の資産の整理に関する政令（二四政二八八） 2 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（二五政三三六） 3 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（二五政三六九） 4 特別調達資金設置令（二六政二〇五） 5 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（二六政二六一） 3 学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令（二六政三〇七） 1 閉鎖機関令（二二勅七四） 2 閉鎖機関整理委員会令（二二勅七五） 3 閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（三政二六四） 4 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産整理に関する政令（二四政二九一）	

廃止二二

- 1 日本証券取引所の有価証券売買事業特別会計に属する財産の管理に関する件（二二大蔵、司法一）
- 2 戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職金等の返還に関する件（二一勅一〇五）
- 3 臨時軍事費特別会計の終結に関する件（二一勅一一〇）
- 4 軍人及び軍属に交付された賜金国庫債券を無効とすることに関する件（二一勅一一二）
- 5 会社の証券保有制限等に関する勅令（二一勅五六七）
- 6 ジョー・アンド・ド・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（二四政四六）
- 7 金、外国通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令（二四政三二）
- 8 日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（二四政三七四）

- 9 三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就任制限等に関する政令（二五政三四〇）
- 10 指定外国証券の報告に関する政令（二六政二五九）
- 11 日本カタン糸株式会社社の再設立に関する政令（二六政三二九）
- 12 皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する件（二一大蔵、内務一）
- 13 通貨等製造工場管理規則（二一大蔵二八）
- 14 軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（二一大蔵七三）
- 15 連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締に関する件（二一大蔵）
- 16 在外に本店を有する会社の本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件（二二大蔵九）
- 17 イースト・アイシャ・ミツシヨンの財産に関する件（二二大蔵、司法四）
- 18 在外会社の本邦内にある支店、出張所その他の事務所

計
存続（経
過規定）

三四
七

- 19 ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令（二三
大蔵、法務二）
- 20 株式会社イリス商会の財産に関する命令（二三大蔵、
法務三）
- 21 ドイツ国有銀会社ハインリツヒ・コツベルスの不動産
移転に関する命令（二四大蔵、法務一）
- 22 スタンダード・ブランツ・オブ・アジア・インコーポ
レーテッド及びドツドウエル・エンド・コンパニーリ
ミツテドに関する登記の抹消に関する命令（三四法
務、大蔵二）
- 1 明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法
律廃止等の件（二一勅七一）附則六項
- 2 軍需金融特別措置法等の一部を改正する勅令（二一勅
二八三）附則二・三項
- 3 外国為替資金の分離保管に関する勅令を廃止する政

連合国ドイツ財
改正存続

四

- 令（二五政三五）附則二項
- 4 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃
止する政令（二五政二二四）附則二から四項まで
- 5 会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令（二
六政二四七）附則八項
- 6 外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等中改正の
件（二〇大蔵一〇一）附則二・四項
- 7 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基
く中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産
の管理に関する省令を廃止する省令（二四大蔵一〇）
附則三・四項
- 1 連合国財産の返還等に関する政令（二六政六）
- 2 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（二三政
二九八）
- 3 連合国財産である株式の回復に関する政令（二四政三
一〇）
- 4 ドイツ財産管理令（二五政二五二）

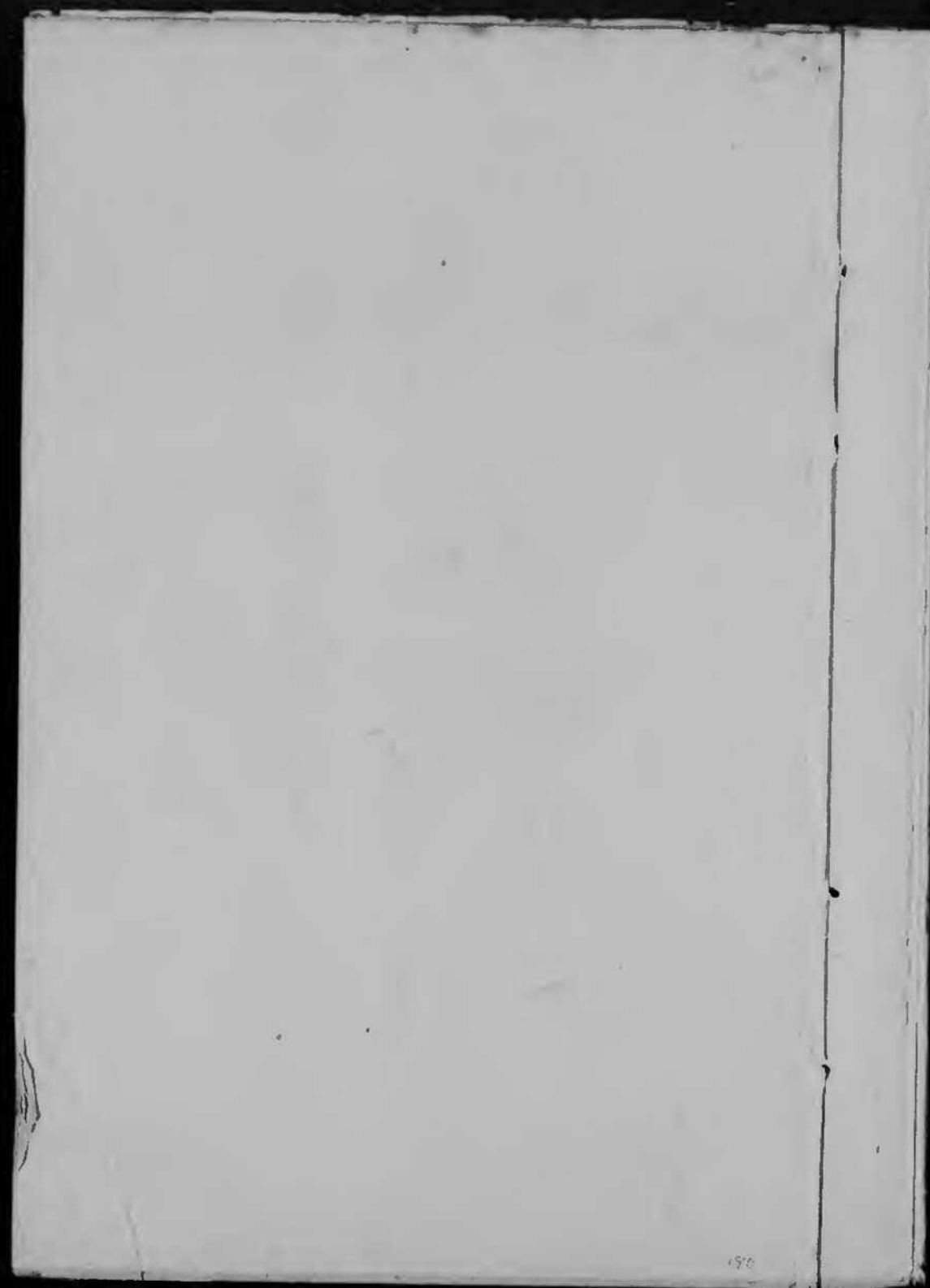
文 部 省			農 林 省			通 商 産 業 省		
廃止	計	存続	廃止	計	存続	廃止	計	存続
一	五	一	一	五	一	二	〇	三
検察品の没収及報告に関する件（二一内務二五） 学校施設の確保に関する政令（二四政三四） 1 外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令（二四政二七二） 2 国民学校等において使用する教科用図書の提出に関する件（二一文八） 3 外国映画の調査等に関する省令（二一内三一） 4 外国人の著作権の調査に関する省令（二二内四） 5 連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令（二二内七）			明治三十九年法律第二四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（二一新七一）附則第三項 1 有毒飲食物等取締令（二一新五二） 2 伝染病届出規則（二二厚五）			1 引揚施設庁設置令（二三政一二四） 2 死産の届出に關する規程（二一厚四二） 1 引揚者の秩序保持に関する政令（二四政三〇〇） 1 陸軍刑法を廃止する等の政令（二二政五二）七条 1 食糧確保のための臨時措置に関する政令（二四政三八四） 1 肥料配給公団令（二二勅一七一）中關則及び清算に関する規定 1 漁業法の關則の特例に関する勅令（二一新五二九） 2 漁船の操業区域の制限に関する政令（二四政三〇六） 1 連合国人工業所有権戦後措置令（二四政三〇九） 2 ドイツ人工業所有権特別措置令（二五政四） 3 連合国人工業所有権戦後措置令（二五政九）		

廃止 一〇

- 1 逓合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（二
二勅三六）
- 2 重要物資在庫緊急調査令（二三政六五）
- 3 特定標章の使用の禁止等に関する政令（二四政三二九）
- 4 財閥標章の使用の禁止等に関する政令（二五政八）
- 5 工業関係会社の事業報告書に関する件（二〇農商一）
- 6 昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾
ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件ニ基ク生ゴム、ニツケル地
金、錫地金又ハアンチモニー地金ノ調査報告ニ關スル件
（二一商一〇）
- 7 昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾
ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件ニ基ク絹織物及ビ絹メリヤス
生地ノ検査及ビ蒐荷に関する件（二一商一七）
- 8 鉛の調査報告に関する件（二一商二四）
- 9 化学肥料の緊急増産に関する件（二一商二六）
- 10 バイブ類臨時措置規則（二一商四九）

存続（経過規定） 一三

- 1 兵役法廃止等に関する件（二〇勅六三四）附則三項
- 2 重要産業団体令を廃止する等の勅令（二一勅四四六）附
則三・四項
- 3 輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃
止する政令（二六政三四一）附則二項
- 4 輸向絹織物の製造等に関する件を廃止する省令（二二
商三七）附則三項
- 5 昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ
伴ヒ発スル命令ニ關スル件」ニ基ク生糸等数量報告等ニ
關スル件及ビ昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」
宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件ニ基ク生糸ノ譲
渡等ニ關スル件ヲ廢止する省令（二二商農七一）附則二項
- 6 真珠又は真珠製品の取引等に関する件を廃止する省令
（二三商四五）附則二項
- 7 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に



841